

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月18日
【会社名】	AIAグループ・リミテッド (AIA Group Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 (Director) マーク・タッカー (Mark Tucker)
【本店の所在の場所】	香港、コンノート・ロード・セントラル1、 AIAセントラル、35/F (35/F, AIA Central, 1 Connaught Road Central, Hong Kong)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三原 秀 哲
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-3511-6125
【事務連絡者氏名】	弁護士 佐藤 寿彦
【連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-3511-6279
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	111,466,584,614香港ドル（約1,207,183百万円） 上記の金額は、一株当たりの売出価格を19.03香港ドルと仮定して計算された見込金額であり、上記の円金額は1香港ドル=10.83円の換算率（平成22年9月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場と買相場の仲値）によって換算されている。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし（本邦以外の地域における安定操作取引については「第一部 証券情報 第4-1-(3) 安定操作」を参照）
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年10月6日提出の有価証券届出書（平成22年10月8日付にて有価証券届出書の訂正届出書提出済み）の記載事項につき、「会計士報告書」を含む香港目論見書が平成22年10月18日付をもって香港において開示されたことに伴い、主として同香港目論見書の記載内容を反映するため、関係事項を下記の通り訂正するとともに、定款が改正されたことに伴い添付書類を追加するものであります。

【訂正事項】

表紙

- (1) 定義
- (2) 用語集

第一部 証券情報

第2 売出要項

- 1 売出有価証券

第4 その他の記載事項

第二部 企業情報

第1 本国における法制等の概要

- 1 会社制度等の概要
 - (2) 提出会社の定款等に規定する制度
 - (3) 当社株式資本及びオプション

第2 企業の概況

- 2 沿革
- 3 事業の内容
- 4 関係会社の状況

第3 事業の状況

- 4 事業等のリスク
- 5 経営上の重要な契約等
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (4) 大株主の状況
- 4 役員の状況
- 5 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (1) コーポレート・ガバナンスの状況

第6 経理の状況

- 1 財務書類
会計士報告書

添付書類

定款

【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

【表紙】

(1) 定義

<訂正前>

	(前略)
「AIAインド」	タタ・サンズ・リミテッド(Tata Sons Limited)とAIAとの間のジョイント・ベンチャーである、タタ・AIG・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(Tata AIG Life Insurance Company Limited)
「AIAインドネシア」	AIAの子会社である、PT・AIA・ファイナンシャル(P.T. AIA FINANCIAL)
	(中略)
「AIAベトナム」	AIAの子会社である、AIA(ベトナム)ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(AIA(Vietnam) Life Insurance Company Limited)
	(中略)
「AIG-AMG」	AIGの子会社である、AIGアセット・マネージメント(アジア)リミテッド(AIG Asset Management(Asia) Limited)
	(中略)
「当社定款」	<u>条件付きで承認及び採択された当社の附属定款(随時改訂されるものを含む。)</u>
	(中略)
「CCASS決済参加者」	直接参加者又は一般決済参加者としてCCASSへの参加を認められた者
	(中略)
「CCASSインターネット・システム」	<u>参加者が、インターネットを通じて、とりわけ、口座を管理し、指示を与え、問い合わせを行うことのできるCCASSが提供するオンライン・サービス</u>
	(中略)
「CCASS業務手続書」	<u>CCASS一般規則の一部を構成し、CCASSの業務、CCASSのもとで利用可能なサービス及び設備並びに参加者が従うべき手続きを規定する文書(随時改正されるものを含む。)</u>
	(中略)
「CCASS電話システム」	<u>参加者が、プッシュ・ホンを利用することにより、とりわけ、指示を与え、問い合わせを行うことのできるCCASSが提供する電話サービス</u>
	(中略)
「CCASSの一般規則」	<u>CCASSの一般規則(随時改正されるものを含む。)、CCASSの利用に関する要項を規定し、香港証券取引所のウェブサイト公表されている。</u>
	(中略)
「保険局」	<u>香港保険業監理処は、ICOを運営する保険局として任命された保険長官に統括される。</u>
	(中略)
「国際売出株式」	()代理店留保株式、()従業員留保株式、並びに()調整、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションを条件として国際売出しに従って売出株主が当初提供する当社普通株式
	(中略)
「最新情報確認日」	香港目論見書に記載の一定の情報を確認するための、香港目論見書の印刷に先立つ最新の情報確認日である2010年9月30日
	(中略)
「シンガポール通貨監督庁」	シンガポールの通貨監督庁
	(中略)

- 「**売出規模調整オプション**」 香港引受契約に基づき香港引受人に対して売出株主により付与される見込みのオプションであり、香港引受人に代わってジョイント・グローバル・コーディネーターが条件決定日までに行使することができる。これに基づき、売出株主は、「第一部 証券情報 - 第4 - 1 - (2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション - 売出規模調整オプション」に記載の通り、市場における追加需要（もしあれば）を補填するために、追加の当社普通株式を売出価格で売却することを要求される可能性がある。
（中略）
- 「**ORSO**」 退職給付制度条例（Occupational Retirement Schemes Ordinance）
（香港法第426章）
- 「**オーバーアロットメント・オプション**」 国際引受契約に基づき国際引受人に対して売出株主により付与される見込みのオプションであり、国際引受人に代わってジョイント・グローバル・コーディネーターが行使することができる。これに基づき、売出株主は、「第一部 証券情報 - 第4 - 1 - (2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション - オーバーアロットメント・オプション」に記載の通り、とりわけ国際売出しにおける超過割当分（もしあれば）を補填するために、追加の当社普通株式を売出価格で売却することを要求される可能性がある。
（中略）
- 「**第35条命令**」 「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制 - 規制体系 香港 - 第35条命令」に記載された意味
（中略）
- 「**株式借入契約**」 条件決定日前後に安定操作取引実施者、AIAオーロラLLC及びAIGの間で締結される予定の株式借入契約。当該契約に従って、AIAオーロラLLCは当該契約に規定される条件に基づき当社普通株式を安定操作取引実施者に対して貸し付けることに同意する。詳細は「第一部 証券情報 - 第4 - 1 - (3) 安定操作 - 株式借入契約」に記載される。
（後略）

<訂正後>

	(前略)
「AIAインド」	タタ・サンズ・リミテッド (Tata Sons Limited) とAIAバミューダとの間のジョイント・ベンチャーである、タタ・AIG・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド (Tata AIG Life Insurance Company Limited)
「AIAインドネシア」	AIAバミューダの子会社である、PT・AIA・ファイナンシャル (PT. AIA FINANCIAL)
	(中略)
「AIAベトナム」	AIAバミューダの子会社である、AIA (ベトナム) ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド (AIA (Vietnam) Life Insurance Company Limited)
	(中略)
「AIG-AMG」	AIGの子会社である、AIGアセット・マネージメント (アジア) リミテッド (AIG Asset Management (Asia) Limited)
「 <u>AIGクレジット・ファシリティ・トラスト</u> 」	<u>2009年1月16日付のAIGクレジット・ファシリティ・トラスト契約に基づき米国国庫を唯一の受益者として設立された信託</u>
	(中略)
「 <u>当社定款</u> 」	<u>承認及び採択され、上場日に効力が発生する当社の附属定款 (随時改訂されるものを含む。)</u>
	(中略)
「 <u>CCASS決済参加者</u> 」	直接決済参加者又は一般決済参加者としてCCASSへの参加を認められた者
	(中略)
「 <u>CCASSインターネット・システム</u> 」	(定義より削除)
	(中略)
「 <u>CCASS業務手続書</u> 」	(定義より削除)
	(中略)
「 <u>CCASS電話システム</u> 」	(定義より削除)
	(中略)
「 <u>CCASSの一般規則</u> 」	(定義より削除)
	(中略)
「 <u>保険局</u> 」	ICOを執行するために任命された保険長官
	(中略)
「 <u>国際売出株式</u> 」	()調整、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションを条件として国際売出しに従って売出株主が当初提供する当社普通株式、()代理店優先売出しに従って売出株主が提供する代理店留保株式、並びに()従業員優先売出しに従って売出株主が提供する従業員留保株式
	(中略)
「 <u>最新情報確認日</u> 」	香港目論見書に記載の一定の情報を確認するための、香港目論見書の印刷に先立つ最新の情報確認日である2010年10月11日
	(中略)
「 <u>シンガポール通貨監督庁</u> 」	シンガポールの通貨監督庁
「 <u>基本定款</u> 」	<u>承認及び採択され、上場日に効力が発生する当社の基本定款 (随時改訂されるものを含む。)</u>
	(中略)

「**売出規模調整オプション**」

香港引受契約に基づき香港引受人に対して売出株主により付与されたオプションであり、香港引受人に代わってジョイント・グローバル・コーディネーターが条件決定日までに行使することができる。これに基づき、売出株主は、「第一部 証券情報 - 第4 - 1 - (2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション - 売出規模調整オプション」に記載の通り、市場における追加需要(もしあれば)を補填するために、追加の当社普通株式を売出価格で売却することを要求される可能性がある。

(中略)

「**ORSO**」

退職給付制度条例(Occupational Retirement Schemes Ordinance)
(香港法第426章)(随時改正されるものを含む。)

「**オーバーアロットメント・オプション**」

国際引受契約に基づき国際引受人に対して売出株主により付与されるオプションであり、国際引受人に代わってジョイント・グローバル・コーディネーターが行使することができる。これに基づき、売出株主は、「第一部 証券情報 - 第4 - 1 - (2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション - オーバーアロットメント・オプション」に記載の通り、とりわけ国際売出しにおける超過割当分(もしあれば)を補填するために、追加の当社普通株式を売出価格で売却することを要求される可能性がある。

(中略)

「**第35条統括者命令**」

「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制 - 規制体系 香港 - 第35条命令」に記載された意味

「**第35条隔離命令**」

「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制 - 規制体系 香港 - 第35条命令」に記載された意味

(中略)

「**株式借入契約**」

条件決定日前後に安定操作取引実施者、AIAオーロラLLC及びAIGの間で締結される株式借入契約。当該契約に従って、AIAオーロラLLCは当該契約に規定される条件に基づき当社普通株式を安定操作取引実施者に対して貸し付けることに同意する。詳細は「第一部 証券情報 - 第4 - 1 - (3) 安定操作 - 株式借入契約」に記載される。

(後略)

(2) 用語集

<訂正前>

(前略)

「**加重一時払い保険料**」

一時払い保険料の10%、加重一時払い保険料は、定期払い及び一時払い保険料の取引の構成の変動を考慮した、より長期的な契約高の目安となる。

<訂正後>

(前略)

「**加重一時払い保険料**」

一時払い保険料の10%(以下削除)

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

<訂正前>

（前略）

「ジョイント・ブックランナー」又は「ジョイント・リード・マネジャー」とは、香港売出しにおけるシティグループ・グローバル・マーケッツ・アジア・リミテッド、ドイチェ・バンク・アーゲー香港支店、ゴールドマン・サックス（アジア）エル・エル・シー、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド、パークレイズ・キャピタル・アジア・リミテッド（Barclays Capital Asia Limited）、メリルリンチ・ファーイースト・リミテッド（Merrill Lynch Far East Limited）、C I M B セキュリティーズ（香港）リミテッド（CIMB Securities (HK) Ltd.）、クレディ・スイス（香港）リミテッド（Credit Suisse (Hong Kong) Limited）、I C B C インターナショナル・セキュリティーズ・リミテッド（ICBC International Securities Limited）、J.P.モルガン・セキュリティーズ（アジア・パシフィック）リミテッド（J.P. Morgan Securities (Asia Pacific) Limited）、及びU B S エイ・ジー香港支店（UBS AG, Hong Kong Branch）、並びに、国際売出し、代理店優先売出し及び従業員優先売出しにおけるシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（Citigroup Global Markets Limited）、ドイチェ・バンク・アーゲー香港支店、ゴールドマン・サックス（アジア）エル・エル・シー、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（Morgan Stanley & Co. International plc）、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）、メリルリンチ・インターナショナル（Merrill Lynch International）、C I M B セキュリティーズ（香港）リミテッド、クレディ・スイス（香港）リミテッド、I C B C インターナショナル・キャピタル・リミテッド（ICBC International Capital Limited）、J.P.モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（J.P. Morgan Securities Ltd.）及びU B S エイ・ジー香港支店を意味する。

（中略）

「国際引受契約」とは、当社、売出株主、同契約に記載される国際引受人の代表者及びジョイント・グローバル・コーディネーターの間の国際売出しに係る国際引受契約を意味する。

（中略）

「売出株主」とは、完全所有子会社であるAIAオーロラLLCを通じて当社の株式を売り出すことに同意した、アメリカ合衆国10270ニューヨーク州ニューヨーク市パイン・ストリート70に登録上の事務所を有するデラウェアにおいて設立された会社であるAIGを意味する。

<訂正後>

（前略）

「ジョイント・ブックランナー」又は「ジョイント・リード・マネジャー」とは、香港売出しにおけるシティグループ・グローバル・マーケッツ・アジア・リミテッド、ドイチェ・バンク・アーゲー香港支店、ゴールドマン・サックス（アジア）エル・エル・シー、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド、パークレイズ・キャピタル・アジア・リミテッド（Barclays Capital Asia Limited）、メリルリンチ・ファーイースト・リミテッド（Merrill Lynch Far East Limited）、C I M B セキュリティーズ（香港）リミテッド（CIMB Securities (HK) Ltd.）、クレディ・スイス（香港）リミテッド（Credit Suisse (Hong Kong) Limited）、I C B C インターナショナル・キャピタル・リミテッド（ICBC International Capital Limited）（但し、ジョイント・リード・マネジャーとして行為する場合は、I C B C インターナショナル・セキュリティーズ・リミテッド（ICBC International Securities Limited））、J.P.モルガン・セキュリティーズ（アジア・パシフィック）リミテッド（J.P. Morgan Securities (Asia Pacific) Limited）、及びU B S エイ・ジー香港支店（UBS AG, Hong Kong Branch）、並びに、国際売出し、代理店優先売出し及び従業員優先売出しにおけるシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（Citigroup Global Markets Limited）、ドイチェ・バンク・アーゲー香港支店、ゴールドマン・サックス（アジア）エル・エル・シー、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（Morgan Stanley & Co. International plc）、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）、メリルリンチ・インターナショナル（Merrill Lynch International）、C I M B セキュリティーズ（香港）リミテッド、クレディ・スイス（香港）リミテッド、I C B C インターナショナル・キャピタル・リミテッド（但し、ジョイント・リード・マネジャーとして行為する場合は、I C B C インターナショナル・セキュリティーズ・リミテッド）、J.P.モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（J.P. Morgan Securities Ltd.）及びU B S エイ・ジー香港支店を意味する。

（中略）

「国際引受契約」とは、当社、売出株主、同契約に記載される国際引受人の代表者及びジョイント・グローバル・コーディネーターの間の国際売出し並びに代理店留保株式及び従業員留保株式の引受けに係る国際引受契約を意味する。

（中略）

「売出株主」とは、完全所有子会社であるAIAオーロラLLCを通じて保有する売出株式を売り出すことに同意した、アメリカ合衆国10270ニューヨーク州ニューヨーク市パイン・ストリート70に登録上の事務所を有する1967年6月9日にデラウエアにおいて設立された会社であるAIGを意味する。

第4【その他の記載事項】

<訂正前>

（前略）

1 グローバル・オファリング

（1）グローバル・オファリングの構造

グローバル・オファリングは、以下により構成される。

- （ ）香港における当社普通株式（未定）株（下記の調整及び売出規模調整オプションによる変更を受ける可能性がある。）の香港売出し。
- （ ）適格代理店に対して行われる当社普通株式（未定）株の代理店優先売出し。（下記「代理店優先売出し」を参照のこと。）代理店留保株式は国際売出株式の中から売り出される。
- （ ）適格従業員に対する当社普通株式（未定）株の従業員優先売出し。（下記「従業員優先売出し」を参照のこと。）従業員留保株式は国際売出株式の中から売り出される。
- （ ）レギュレーションSに依拠して海外取引（日本売出しを含む。）として米国外において（香港における専門的投資家及び機関投資家向けを含めて）行われる、並びに米国内でルール144Aに定義される適格機関投資家（qualified institutional buyers）に対して行われる当社普通株式合計（未定）株（但し、下記の調整、売出規模調整オプションによる変更及びオーバーアロットメント・オプションによる変更を受ける可能性がある。かかる株式数は、代理店留保株式数の合計及び従業員留保株式数の合計を差し引いた国際売出株式数の合計である。代理店留保株式及び従業員留保株式はそれぞれ国際売出株式の中から売り出される。）の国際売出し。

下記「（2）売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション - 売出規模調整オプション」に記載のとおり、売出規模調整オプションの行使に基づき（未定）株を上限とする当社普通株式が追加的に売り出されることがある。さらに、下記「（2）売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション - オーバーアロットメント・オプション」に記載のとおり、オーバーアロットメント・オプションの行使に基づき（未定）株を上限とする当社普通株式が追加的に売り出されることがある。

再配分

香港売出しと国際売出しの間の売出株式の配分は、香港上場規則に基づく調整を受ける可能性がある。当社は、下記を基準に香港上場規則の実務指針の注18の第4.2項に規定されるクローバック義務の厳格な遵守からの免除を申請しており、香港証券取引所からその免除を取得している。香港売出しにおいて有効に申し込まれた売出株式の数が、香港売出しにおいて当初売り出される売出株式の数の（ ）15倍以上50倍未満、（ ）50倍以上100倍未満、及び（ ）100倍以上である場合には、売出株式が国際売出しから香港売出しに再配分される。かかる再配分の結果、香港売出しにおける売出株式の合計数は、（ ）の場合には（未定）株に、（ ）の場合には（未定）株に、（ ）の場合には（未定）株に増加され、それぞれ、グローバル・オファリングにおいて当初売り出される株式数の約15%、約20%及び約25%（売出規模調整オプション又はオーバーアロットメント・オプションの行使前）に相当する。いずれの場合も、国際売出しに配分される売出株式の数は、ジョイント・グローバル・コーディネーターが適切と考える方法でその相当分が減少される。さらに、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、香港売出しにおいて行われた有効な申込みに応じるために、国際売出しから香港売出しに売出株式を再配分することができる。

（中略）

代理店優先売出し

当社の適格代理店がグローバル・オファリングに割当についてのみ優先的に参加できるよう、適格代理店に対し、合計（未定）株の代理店留保株式への申込みの勧誘が行われる。代理店留保株式は国際売出株式の中から売り出されるが、上記「再配分」に記載の通りクローバック・メカニズムの対象とはならない。

代理店優先売出しの下で代理店留保株式を申し込む資格を有する適格代理店は、2010年8月31日現在、7,535店であり、そのうち第1種代理店は2,625店、第2種代理店が4,910店であった。

適格代理店は、代理店優先売出しの下で代理店の保証された参加権を上回るか、下回るか又はそれに等しい数の代理店留保株式の申込みをすることが許されるが、代理店優先売出しに当初割り当てられる代理店留保株式（未定）株を超える申込みは退けられる。代理店の保証された参加権とは、代理店優先売出しに基づき代理店留保株式に申し込むことがで

きる適格代理店の権利を意味し、第1種代理店については売出価格の上限を基準に計算された10,000米ドルに相当する取引単位（未定）個、第2種代理店については売出価格の上限を基準に計算された5,000米ドルに相当する取引単位（未定）個の権利がそれぞれ保証される。

（中略）

従業員優先売出し

当社の適格従業員がグローバル・オフリングに割当てについてのみ優先的に参加できるよう、適格従業員に対し、合計（未定）株の従業員留保株式への申込みの勧誘が行われる。従業員留保株式は、国際売出株式の中から売り出されるが、上記「再配分」に記載の通りクローバック・メカニズムの対象とはならない。

（中略）

適格従業員は、従業員優先売出しの下で従業員の保証された参加権を下回るか又はそれに等しい数の従業員留保株式の申込みをすることのみが許され、従業員の保証された参加権を超える申込みは退けられる。従業員の保証された参加権とは、従業員優先売出しに基づき従業員留保株式に申し込むことができる適格従業員の権利を意味し、各適格従業員について売出価格の上限を基準に計算された10,000米ドルに相当する取引単位（未定）個の権利が保証される。

（中略）

法人売出し

国際売出しの一部として、当社及びジョイント・グローバル・コーディネーターは、以下の各投資家（以下「法人投資家」という。）との間で、法人投資家が、総額約1,920百万米ドルで買取可能な売出株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けること（以下「法人売出し」という。）を合意するコーナーストーン投資契約を締結した。売出価格を香港目論見書に記載される売出価格の仮条件の中間値である（未定）香港ドルと仮定した場合、法人投資家により引き受けられる当社普通株式数の合計は（未定）株となり、グローバル・オフリングの完了時点における当社発行済普通株式の約（未定）%に相当する。

（中略）

法人売出しは、国際売出しの一部を構成する。グオコキャピタル・リミテッド（Guoco Capital Limited）は、香港売出しの香港引受人であり、グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッド（Guoco Management Co. Ltd）、グオライン・キャピタル・リミテッド（Guoline Capital Limited）、ホンレオン・アシュアランス・ブルハド（Hong Leong Assurance Berhad）及びウィング・トレード・インベストメンツ・リミテッド（Wing Trade Investments Limited）の法人投資家4社それぞれの関連会社である。これら以外には、いかなる法人投資家又はその関連会社も、各法人投資家との間に締結された各コーナーストーン投資契約に従うか又は法人投資家若しくはその関連会社がその顧客の名義人として行動する場合を除いて、国際売出しにおける売出株式を引き受けることはない。法人投資家により引き受けられる売出株式は、その他の全額払込済株式と全ての点において同順位であり、当社の浮動株として扱われる。グローバル・オフリングの完了直後は、法人投資家が当社取締役会にその代表を置くことはなく、当社の主要株主となることもない。

法人投資家により引き受けられる売出株式は、上記「再配分」に記載される国際売出しと香港売出しとの間の売出株式の再配分の影響を受けない。

法人投資家

（中略）

チャウ・タイ・フック・ノミニー・リミテッド（Chow Tai Fook Nominee Limited）

チャウ・タイ・フック・ノミニー・リミテッド（以下「CTF」という。）は、総額388,000,000香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

（中略）

グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、グオライン・キャピタル・リミテッド及びホンレオン・アシュアランス・ブルハド

グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下「グオコ」という。）、グオライン・キャピタル・リミテッド（以下「グオライン」という。）及びホンレオン・アシュアランス・ブルハド（以下「ホンレオン」という。）は、それぞれ250,000,000米ドル、100,000,000米ドル及び20,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

グオコは投資管理を行う香港で設立された会社であり、ホンレオン・カンパニー（マレーシア）ブルハド（Hong Leong Company (Malaysia) Berhad）の間接子会社であるグオコ・グループ・リミテッド（Guoco Group Limited）（香港証券取引所のメインボードに証券コード53で上場している。）の完全子会社である。グオコ・グループ・リミテッドは4つの中核的事業を有しており、それらは、プリンシパル投資、不動産開発・投資、ホスピタリティ・レジャー事業及び金融サービスである。グオラインはパミュダで設立された投資持株会社であり、ホンレオンの間接子会社である。ホンレオンは、マレーシアで設立された会社であり、主に、マレーシアの生命保険契約の引受けを行っており、クアラルンプール証券取引所に上場するホンレオン・フィナンシャル・グループ・ブルハド（Hong Leong Financial Group Berhad）の間接子会社である。

クンプラン・ワン・ペルサラン（ディペルバダンカン）（Kumpulan Wang Persaraan (Diperbadankan)）

クンプラン・ワン・ペルサラン（ディペルバダンカン）（以下「KWAP」という。）は、200,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

（中略）

クウェート投資庁（Kuwait Investment Authority）

クウェート投資庁（以下「KIA」という。）は、1,000,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

（中略）

ロリータ・インベストメンツ・リミテッド（Lorita Investments Limited）

ロリータ・インベストメンツ・リミテッド（以下「Lorita Investments」という。）は、200,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

（中略）

NWSフィナンシャル・マネジメント・サービスズ・リミテッド（NWS Financial Management Services Limited）

NWSフィナンシャル・マネジメント・サービスズ・リミテッド（以下「NWS」という。）は、388,000,000香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

（中略）

ウィング・トレード・インベストメンツ・リミテッド

ウィング・トレード・インベストメンツ・リミテッド（以下「Wing Trade」という。）は、50,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

（中略）

前提条件

法人投資家の引受義務は、とりわけ以下の前提条件に服する。

（中略）

（2）売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション

売出規模調整オプション

（中略）

売出規模調整オプションに基づき、売出株主は、（未定）株を上限とする追加的な当社普通株式を売出価格で売却しなければならない。かかる追加的な当社普通株式（もしあれば）は、香港売出しと国際売出しの間で、上記「（1）グローバル・オフアリングの構造 - 再配分」に記載のクローバック・アレンジメントの適用後における両者間の比率が維持されるよう割り当てられる。売出規模調整オプションは価格の安定化の目的には使用されず、SF0の証券先物（安定操作価格）規則の規定の対象にはならない。売出規模調整オプションはオーバーアロットメント・オプションとは別個のものである。すべての売出株式は既発行株式であり、売出規模調整オプションに基づいて新たな当社普通株式が発行されないため、投資家の潜在的持分に対して希薄化の効果は生じず、また当社が追加的に手取金を得るものでもない。

オーバーアロットメント・オプション

グローバル・オフアリングに関連して、売出株主は、国際引受人に対して、国際引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターにより行使されるオーバーアロットメント・オプションを付与する。オーバーアロットメント・オプションに基づき、国際引受人は、とりわけ国際売出しにおける超過割当（もしあれば）を補填するため、売出株主に対して、香港売出しにおける申込期間の最終日から30日間いつでも、合計（未定）株を上限とする追加の売出株式を国際売出しにおける売出価格で売却できるよう要求することができる権利を有しており、かかる権利は、国際引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターにより行使される。

（3）安定操作

（中略）

株式借入契約

グローバル・オフアリングに関する超過割当の決済を容易にするために、安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者は、安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者並びにAIG及びAIAオーロラLLCとの間で（未定）頃に締結される株式借入契約に基づき上限（未定）株の当社普通株式（オーバーアロットメント・オプションにより売却される当社普通株式の最大数）をAIAオーロラLLCから借り入れることを選択してもよいし、当社普通株式をオーバーアロットメント・オプションの行使又は流通市場で売出価格を上回らない価格による購入を含むその他の方法により調達してもよい。

（中略）

2 ロックアップ

（中略）

香港引受契約に基づく誓約

当社による誓約

香港引受契約の締結日以降、当初6ヶ月間の終了までの間、グローバル・オファリング（RSU制度に基づくRSU報奨の付与及び株式オプション制度に基づくオプションの付与を含む。）による場合を除き、当社は、香港引受契約に従い、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人に対して（また国際引受人に対して）以下の事項を誓約し、また、AIG及びAIAオーロラLLCは、（国際引受人に対しても）以下の事項を遵守させることを誓約する。但し、香港引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターの書面による事前の同意を得る場合、且つ、香港上場規則を遵守する場合を除く。

（中略）

（ ）上記（ ）若しくは（ ）の実行を勧誘せず、若しくは合意せず、又はかかる取引を行う意図を公表しないこと。

上記（ ）及び（ ）の取引の全てについて、決済が当社普通株式若しくは他の有価証券の引渡し、現金支払又はその他の方法のいずれによるかを問わない。また、当社は、上場日から180日後に開始する6ヶ月間において、上述した当社普通株式又はそれらに対する持分について発行又は処分が行われる場合には、当社は、かかる発行又は処分により当社の株式について混乱した又は誤った市場が発生しないようあらゆる合理的な措置を講じることにつき同意している。

AIG及びAIAオーロラLLCの誓約事項

AIG及びAIAオーロラLLCは、当社、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人に対して（また国際引受人に対して）、グローバル・オファリング、売出規模調整オプション、オーバーアロットメント・オプション又は（適用ある場合は）安定操作取引実施者若しくはそれに代わって行為をする者との間で締結される株式借入契約による場合を除き、また本「AIG及びAIAオーロラLLCの誓約事項」の最終段落の除外に服するものとして、以下の事項を誓約する。但し、香港引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意を得る場合、且つ、香港上場規則を遵守する場合を除く。

（ ）AIG及びAIA Aurora LLCは、香港引受契約の締結日以降、香港目論見書の日付から12ヶ月目の日（その日を含む。）まで、以下の事項を行わないこと。

（中略）

ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人（また適用ある場合は国際引受人）に対するAIG及びAIAオーロラLLCの上記誓約事項は、いかなる態様においても、（a）ロックアップ免除に基づき行われる再構築譲渡又は（b）当社普通株式に関する私的及び戦略的取引の締結及び実行を制限又は妨げないものとする。但し、当該取引に基づく当社普通株式の各譲受人は、本「AIG及びAIAオーロラLLCの誓約事項」（ ）に定める制約を、香港目論見書の日付から18ヶ月目の日（その日を含む。）までの期間遵守することに合意するものとする。疑義を避けるために付言すると、当該取引は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人（また適用ある場合は国際引受人）の書面による事前の同意を得ることを要さない。

法人投資家による処分の規制

各法人投資家は、当社及びジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾なしに、直接又は間接を問わず、当初6ヶ月間はいかなる時点においても、当社普通株式又は法人売出しによって引き受けられ取得された当社普通株式を保有する会社若しくは団体のいかなる持分をも処分してはならない旨、合意している。

（後略）

<訂正後>

（前略）

1 グローバル・オファリング

（1）グローバル・オファリングの構造

グローバル・オファリングは、以下により構成される。

- （ ）香港における当社普通株式585,741,600株（下記の調整及び売出規模調整オプションによる変更を受ける可能性がある。）の香港売出し。
- （ ）適格代理店に対して行われる当社普通株式20,384,000株の代理店優先売出し。（下記「代理店優先売出し」を参照のこと。）代理店留保株式は国際売出株式の中から売り出される。
- （ ）適格従業員に対する当社普通株式7,324,000株の従業員優先売出し。（下記「従業員優先売出し」を参照のこと。）従業員留保株式は国際売出株式の中から売り出される。

()レギュレーションSに依拠して海外取引(日本売出しを含む。)として米国外において(香港における専門的投資家及び機関投資家向けを含めて)行われる、並びに米国内でルール144Aに定義される適格機関投資家(qualified institutional buyers)に対して行われる当社普通株式合計5,243,964,200株(但し、下記の調整、売出規模調整オプションによる変更及びオーバーアロットメント・オプションによる変更を受ける可能性がある。かかる株式数は、代理店留保株式数の合計及び従業員留保株式数の合計を差し引いた国際売出株式数の合計である。代理店留保株式及び従業員留保株式はそれぞれ国際売出株式の中から売り出される。)の国際売出し。

下記「(2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション - 売出規模調整オプション」に記載のとおり、売出規模調整オプションの行使に基づき1,171,482,600株を上限とする当社普通株式が追加的に売り出されることがある。さらに、下記「(2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション - オーバーアロットメント・オプション」に記載のとおり、オーバーアロットメント・オプションの行使に基づき1,054,334,400株(売出規模調整オプションが全て行使されると仮定した場合)を上限とする当社普通株式が追加的に売り出されることがある。

再配分

香港売出しと国際売出しの間の売出株式の配分は、香港上場規則に基づく調整を受ける可能性がある。当社は、下記を基準に香港上場規則の実務指針の注18の第4.2項に規定されるクローバック義務の厳格な遵守からの免除を申請しており、香港証券取引所からその免除を取得している。香港売出しにおいて有効に申し込まれた売出株式の数が、香港売出しにおいて当初売り出される売出株式の数の()15倍以上50倍未満、()50倍以上100倍未満、及び()100倍以上である場合には、売出株式が国際売出しから香港売出しに再配分される。かかる再配分の結果、香港売出しにおける売出株式の合計数は、()の場合には878,612,400株に、()の場合には1,171,482,800株に、()の場合には1,464,353,600株に増加され、それぞれ、グローバル・オフリングにおいて当初売り出される株式数の約15%、約20%及び約25%(売出規模調整オプション又はオーバーアロットメント・オプションの行使前)に相当する。いずれの場合も、国際売出しに配分される売出株式の数は、ジョイント・グローバル・コーディネーターが適切と考える方法でその相当分が減少される。さらに、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、香港売出しにおいて行われた有効な申込みに応じるために、国際売出しから香港売出しに売出株式を再配分することができる。

(中略)

代理店優先売出し

当社の適格代理店がグローバル・オフリングに割当についてのみ優先的に参加できるよう、適格代理店に対し、合計20,384,000株の代理店留保株式(従業員優先売出しから代理店優先売出しに再配分することができる従業員留保株式と併せて合計27,708,000株の売出株式を上限とする。)への申込みの勧誘が行われる。代理店留保株式は国際売出株式の中から売り出されるが、上記「再配分」に記載のクローバック・メカニズム、売出規模調整オプション又はオーバーアロットメント・オプションの対象とはならない。

代理店優先売出しの下で代理店留保株式を申し込む資格を有する適格代理店は、2010年8月31日現在、7,567店であり、そのうち第1種代理店は2,625店、第2種代理店が4,942店であった。

適格代理店は、代理店優先売出しの下で代理店の保証された参加権を上回るか、下回るか又はそれに等しい数の代理店留保株式の申込みをすることが許されるが、代理店優先売出しに割り当てられる代理店留保株式数に従業員優先売出しから代理店優先売出しに再配分することができる売出株式数の合計を加えた27,708,000株を超える代理店留保株式の申込みは退けられる。代理店の保証された参加権とは、代理店優先売出しに基づき代理店留保株式に申し込むことができる適格代理店の権利を意味し、第1種代理店については代理店留保株式4,000株(売出価格の上限を基準に計算された78,720香港ドル(仲介手数料、SFC取引賦課金及び香港証券取引所取引手数料を含まない。))に相当する取引単位20個分)、第2種代理店については代理店留保株式2,000株(売出価格の上限を基準に計算された39,360香港ドル(仲介手数料、SFC取引賦課金及び香港証券取引所取引手数料を含まない。))に相当する取引単位10個分)の権利がそれぞれ保証される。

(中略)

従業員優先売出し

当社の適格従業員がグローバル・オフリングに割当てについてのみ優先的に参加できるよう、適格従業員に対し、合計7,324,000株の従業員留保株式への申込みの勧誘が行われる。従業員留保株式は、国際売出株式の中から売り出されるが、上記「再配分」に記載のクローバック・メカニズム、売出規模調整オプション又はオーバーアロットメント・オプションの対象とはならない。

(中略)

適格従業員は、従業員優先売出しの下で従業員の保証された参加権を下回るか又はそれに等しい数の従業員留保株式の申込みをすることのみが許される。従業員の保証された参加権を超える申込みは、従業員の保証された参加権の範囲内でのみ受け入れられる。従業員優先売出しに割り当てられた従業員留保株式数である7,324,000株を超える従業員留保株式の申込みは退けられる。従業員の保証された参加権とは、従業員優先売出しに基づき従業員留保株式に申し込むことがで

きる適格従業員の権利を意味し、各適格従業員について従業員留保株式4,000株（売出価格の上限を基準に計算された78,720香港ドル（仲介手数料、SFC取引賦課金及び香港証券取引所取引手数料を含まない。）に相当する取引単位20個分）の権利が保証される。

（中略）

法人売出し

国際売出しの一部として、当社及びジョイント・グローバル・コーディネーターは、以下の各投資家（以下「法人投資家」という。）との間で、法人投資家が、総額約1,920百万米ドルで買取可能な売出株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で購入すること（以下「法人売出し」という。）を合意するコーナーストーン投資契約を締結した。売出価格を香港目論見書に記載される売出価格の仮条件の中間値である19.03香港ドルと仮定した場合、法人投資家により購入される売出株式数の合計は約782,673,200株となり、グローバル・オフリングの完了時点における当社発行済普通株式の約6.5%に相当する。

（中略）

法人売出しは、国際売出しの一部を構成する。いかなる法人投資家又はその関連会社も、各法人投資家との間に締結された各コーナーストーン投資契約に従うか又は法人投資家若しくはその関連会社がその顧客の名義人として行動する場合を除いて、国際売出しにおける売出株式を購入することはない。法人投資家により購入される売出株式は、その他の全額払込済株式と全ての点において同順位であり、当社の浮動株として扱われる。グローバル・オフリングの完了直後は、法人投資家が当社取締役会にその代表を置くことはなく、当社の主要株主となることもない。

法人投資家により購入される売出株式は、上記「再配分」に記載される国際売出しと香港売出しとの間の売出株式の再配分の影響を受けない。

法人投資家

（中略）

チャウ・タイ・フック・ノミニー・リミテッド（Chow Tai Fook Nominee Limited）

チャウ・タイ・フック・ノミニー・リミテッド（以下「CTF」という。）は、総額388,000,000香港ドルで買取可能な売出株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で購入することに合意した。

（中略）

グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッド（Guoco Management Co. Ltd）、グオライン・キャピタル・リミテッド（GuoLine Capital Limited）及びホンレオン・アシュアランス・ブルハド（Hong Leong Assurance Berhad）

グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下「グオコ」という。）、グオライン・キャピタル・リミテッド（以下「グオライン」という。）及びホンレオン・アシュアランス・ブルハド（以下「ホンレオン・アシュアランス」という。）は、それぞれ250,000,000米ドル、100,000,000米ドル及び20,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な売出株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で購入することに合意した。

グオコは投資管理を行う香港で設立された会社であり、ホンレオン・カンパニー（マレーシア）ブルハド（Hong Leong Company (Malaysia) Berhad）の間接子会社であるグオコ・グループ・リミテッド（Guoco Group Limited）（香港証券取引所のメインボードに証券コード：00053で上場している。）の完全子会社である。グオコ・グループ・リミテッドは4つの中核的事業を有しており、それらは、プリンシパル投資、不動産開発・投資、ホスピタリティ・レジャー事業及び金融サービスである。グオラインはパミュダで設立された投資持株会社であり、ホンレオン・カンパニー（マレーシア）ブルハドの間接子会社である。ホンレオン・アシュアランスは、マレーシアで設立された会社であり、主に、マレーシアの生命保険契約の引受けを行っており、ホンレオン・カンパニー（マレーシア）ブルハドの間接子会社（非完全子会社）としてクアラルンプール証券取引所に上場するホンレオン・フィナンシャル・グループ・ブルハド（Hong Leong Financial Group Berhad）の間接子会社である。

クンプラン・ワン・ペルサラン（ディペルバダンカン）（Kumpulan Wang Persaraan (Diperbadankan)）

クンプラン・ワン・ペルサラン（ディペルバダンカン）（以下「KWAP」という。）は、200,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な売出株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で購入することに合意した。

（中略）

クウェート投資庁（Kuwait Investment Authority）

クウェート投資庁（以下「KIA」という。）は1,000,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な売出株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で購入することに合意した。

（中略）

ロリータ・インベストメンツ・リミテッド（Lorita Investments Limited）

ロリータ・インベストメンツ・リミテッド（以下「Lorita Investments」という。）は、200,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な売出株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で購入することに合意した。

（中略）

NWSフィナンシャル・マネジメント・サービスズ・リミテッド（NWS Financial Management Services Limited）

NWSフィナンシャル・マネジメント・サービシズ・リミテッド（以下「NWS」という。）は、388,000,000香港ドルで買取可能な売出株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で購入することに合意した。

（中略）

ウィング・トレード・インベストメンツ・リミテッド

ウィング・トレード・インベストメンツ・リミテッド（以下「Wing Trade」という。）は、50,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な売出株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で購入することに合意した。

（中略）

前提条件

法人投資家の売出株式を購入する義務は、とりわけ以下の前提条件に服する。

（中略）

（2）売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション

売出規模調整オプション

（中略）

売出規模調整オプションに基づき、売出株主は、1,171,482,600株を上限とする追加的な売出株式を売出価格で売却しなければならない。かかる追加的な売出株式（もしあれば）は、香港売出しと国際売出しの間で、上記「（1）グローバル・オフリングの構造 - 再配分」に記載のクローバック・アレンジメントの適用後における両者間の比率が維持されるよう割り当てられる。売出規模調整オプションは価格の安定化の目的には使用されず、SF0の証券先物（安定操作価格）規則の規定の対象にはならない。売出規模調整オプションはオーバーアロットメント・オプションとは別個のものである。すべての売出株式は既発行株式であり、売出規模調整オプションに基づいて新たな当社普通株式が発行されないため、投資家の潜在的持分に対して希薄化の効果は生じず、また当社が追加的に手取金を得るものでもない。

オーバーアロットメント・オプション

グローバル・オフリングに関連して、売出株主は、国際引受人に対して、国際引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターにより行使されるオーバーアロットメント・オプションを付与する。オーバーアロットメント・オプションに基づき、国際引受人は、とりわけ国際売出しにおける超過割当（もしあれば）を補填するため、売出株主に対して、香港売出しにおける申込期間の最終日から30日間いつでも、グローバル・オフリングにおける売出株式数の合計（売出規模調整オプションにおいて売り出される売出株式（もしあれば）を含む。）の15%を上限とする売出株式を国際売出しにおける売出価格で売却するよう要求することができる権利を有しており、かかる権利は、国際引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターにより行使される。

（3）安定操作

（中略）

株式借入契約

グローバル・オフリングに関する超過割当の決済を容易にするために、安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者は、安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者並びにAIG及びAIAオーロラLLCとの間で2010年10月22日頃に締結される株式借入契約に基づき上限1,054,334,400株の当社普通株式（オーバーアロットメント・オプションにより売却される当社普通株式の最大数）をAIAオーロラLLCから借り入れることを選択してもよいし、当社普通株式をオーバーアロットメント・オプションの行使又は流通市場で売出価格を上回らない価格による購入を含むその他の方法により調達してもよい。

（中略）

2 ロックアップ

（中略）

香港引受契約に基づく誓約

当社による誓約

香港引受契約の締結日（2010年10月15日）以降、当初6ヶ月間の終了までの間、グローバル・オフリング（オーバーアロットメント・オプション及び/又は売出規模調整オプションの行使、RSU制度（又は同様の奨励制度）に基づくRSU報奨の付与並びに株式オプション制度（又は同様の奨励制度）に基づき付与されたオプションの行使を含む。）による場合又は香港引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターの書面による事前の同意を得る場合で、且つ、香港上場規則を遵守する場合を除き、当社は、香港引受契約に従い、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人に対して（また国際引受人に対して）以下の事項を誓約し、また、AIGは、（国際引受人に対しても）以下の事項を遵守させることを誓約する。

（中略）

()上記()若しくは()の実行を勧誘せず、若しくは合意せず、又はかかる取引を行う意図を公表しないこと(上記()及び()の取引の全てについて、決済が当社普通株式若しくは他の有価証券の引渡し、現金支払又はその他の方法のいずれによるかを問わない。)

また、当社は、当初6ヶ月間の終了日後に開始する6ヶ月間において、上述した当社普通株式又はそれらに対する持分に、関連する取引が行われる場合には、当社は、かかる発行又は処分により当社普通株式について混乱した又は誤った市場が発生しないようあらゆる合理的な措置を講じることにつき同意している。

AIG及びAIAオーロラLLCの誓約事項

AIGは、当社、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人に対して(また国際引受人に対して)、グローバル・オファリング、売出規模調整オプション、オーバーアロットメント・オプション又は安定操作取引実施者若しくはそれに代わって行為をする者との間で締結される株式借入契約による場合を除き、また本「AIG及びAIAオーロラLLCの誓約事項」の最終段落の除外に服するものとして、AIAオーロラLLCを通じて行う場合を含めて直接又は間接を問わず、以下の事項に合意且つ誓約する。但し、香港引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意を得る場合、且つ、香港上場規則を遵守する場合を除く。

()香港引受契約の締結日以降、香港目論見書の日付(2010年10月18日)から12ヶ月目の日(その日を含む。)まで、以下の事項を行わないこと。

(中略)

当社、ジョイント・グローバル・コーディネーター、香港引受人及び(適用ある場合は)国際引受人に対するAIGの上記誓約事項は、いかなる態様においても、AIG又はAIAオーロラLLCによる(a)AIGの資本強化(「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - AIGの資本強化」に記載される。)の締結及び実行並びにロックアップ免除に基づき行われる再構築譲渡又は(b)当社普通株式に関する私的及び戦略的取引の締結及び実行を制限又は妨げないものとする。但し、当該取引に基づく当社普通株式の各譲受人は、本「AIG及びAIAオーロラLLCの誓約事項」()に定める制約を、香港目論見書の日付から18ヶ月目の日(その日を含む。)までの期間遵守することに合意するものとする。疑義を避けるために付言すると、当該取引は、ジョイント・グローバル・コーディネーター、香港引受人及び(適用ある場合は)国際引受人の書面による事前の同意を得ることを要さない。

法人投資家による処分の規制

各法人投資家は、当社及びジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾なしに、直接又は間接を問わず、当初6ヶ月間はいかなる時点においても、当社普通株式又は法人売出しによって取得された当社普通株式を保有する会社若しくは団体のいかなる持分をも処分してはならない旨、合意している。

(後略)

第二部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(2)【提出会社の定款等に規定する制度】

<訂正前>

以下の記載は、香港における上場に先立ち株主総会により採択され登記所に提出される予定の当社定款に基づくものである。

(中略)

取締役

当社取締役は、当社株式を保有することを要求されない。いかなる者も、満75歳に達するか、又は75歳を上回っていることにより、当社取締役に在職し、又は当社取締役として承認若しくは指名される資格を失う場合がある。

当社は、当社取締役と当社間の契約の規定にかかわらず、普通決議により当社取締役を解任することができる。但し、当該契約の解除に対する損害賠償請求権を行使することは妨げられない。

(後略)

<訂正後>

以下の記載は、2010年10月12日の株主総会決議により承認及び採択され、当社普通株式の香港証券取引所のメインボードへの上場が許可される日をもって有効となる当社定款に基づくものである。

(中略)

取締役

当社取締役は、当社株式を保有することを要求されない。

当社は、当社取締役と当社間の契約の規定にかかわらず、普通決議により当社取締役を解任することができる。但し、当該契約の解除に対する損害賠償請求権を行使することは妨げられない。

(後略)

(3)【当社株式資本及びオプション】

株式オプション制度

<訂正前>

(前略)

引受可能な当社普通株式の上限株式数

株式オプション制度限度枠

下記「株式オプション制度限度枠の更新」及び「株式オプション制度限度枠を超えるオプションの付与」に服することを条件として、株式オプション制度の下で付与し得る株式オプションに、当社及び/又はその子会社の行うその他の株式オプション制度の下で付与されることになる全てのオプションを加えたものに係る当社普通株式の上限株式数は、株式オプション制度並びに当社及び/又はその子会社のその他の株式オプション制度に係る当社普通株式の総数（株式オプション制度及びその他の制度の規則に従って失効したオプションは含まない。）が、上場日現在の発行済当社普通株式数の2.5%に相当する301,100,000株を超えない数であるようにする（以下「株式オプション制度限度枠」という。）。

(後略)

<訂正後>

（前略）

引受可能な当社普通株式の上限株式数

株式オプション制度限度枠

下記「株式オプション制度限度枠の更新」、「株式オプション制度限度枠を超えるオプションの付与」及び「オプション行使に基づき発行される当社普通株式の上限株式数」に服することを条件として、株式オプション制度の下で付与し得る株式オプションに、当社及び/又はその子会社の行うその他の株式オプション制度の下で付与されることになる全てのオプションを加えたものに係る当社普通株式の上限株式数は、株式オプション制度並びに当社及び/又はその子会社のその他の株式オプション制度に係る当社普通株式の総数（株式オプション制度及びその他の制度の規則に従って失効したオプションは含まない。）が、上場日現在の発行済当社普通株式数の2.5%に相当する301,100,000株を超えない数であるようにする（以下「株式オプション制度限度枠」という。）。

（後略）

第2【企業の概況】

2【沿革】

当社の歴史及び再編成

当社の再編成

<訂正前>

（前略）

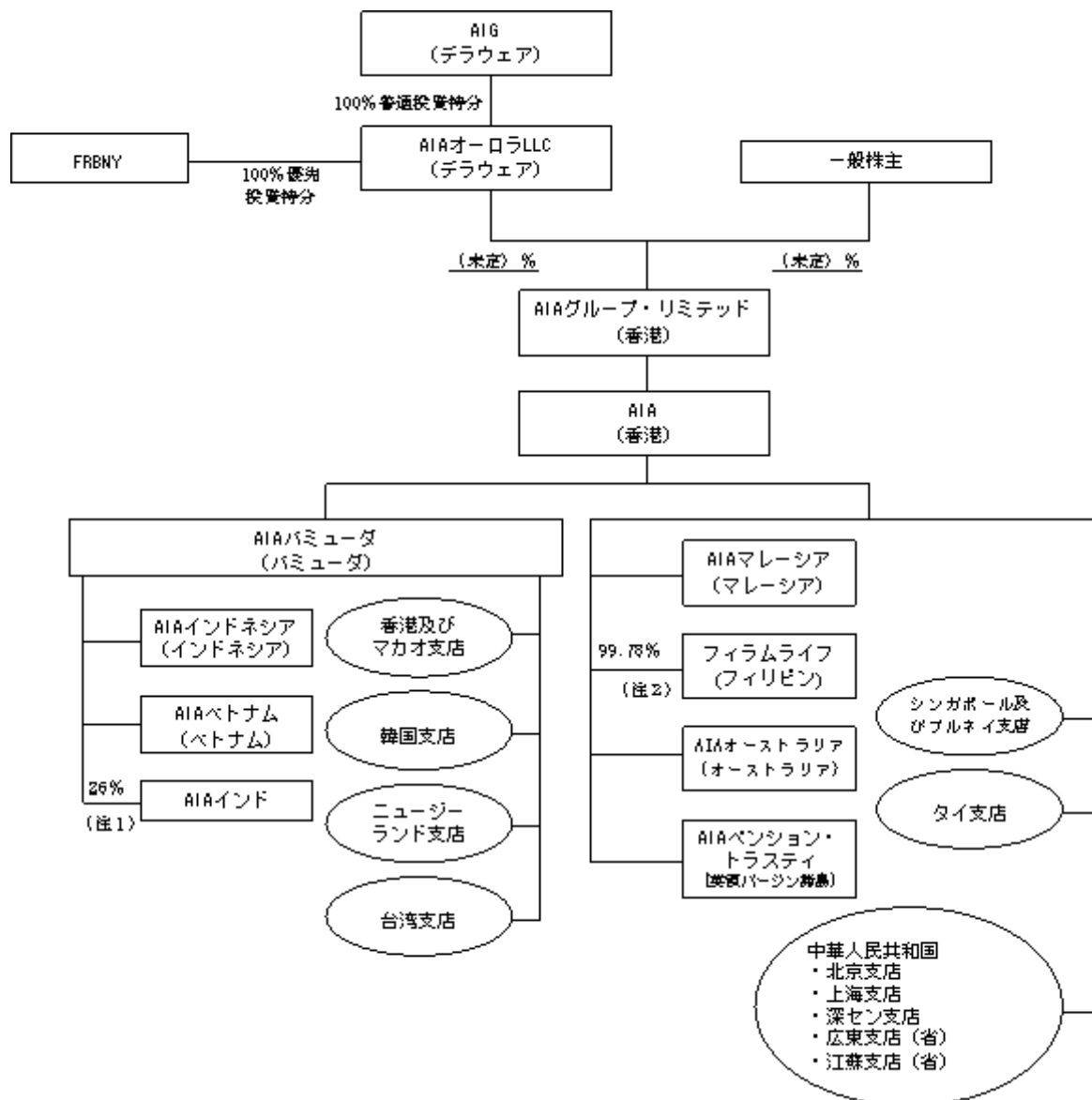
フィラムライフの譲渡

フィラムライフ（当時AIG及びALICOがほぼ完全に（99.78%）所有していた。）については、当初第三者への売却を検討していたが、AIGは、フィラムライフをAIAグループに連結することで、アジア・パシフィック地域におけるAIAグループの範囲及び商品供給が拡大され、一方ではフィラムライフがその地域におけるAIAのより幅広い資源、専門的知識、最高レベルの実務及び経験を引き出すことが可能となり、両組織に利益をもたらすであろうと判断した。その結果、2009年8月24日、ALICO及びAIGは、AIAとの間でフィラムライフに対する法的及び実質的持分の全てをフィラムライフの正味帳簿価額に等しいAIAの約束手形と引換にAIAに譲渡する契約を締結した。FRBNY取引に関連して、この約束手形はAIGによりAIAに提供され、抹消された。かかる買取契約には、譲渡される事業に関する標準的な表明及び保証並びに保証違反から生じる損失に対するAIGによる補償が含まれている。所有権、租税及び他の特定の事項に関する保証違反の場合を除き、AIGが支払うべき補償額は、（ ）買取金額の75%に相当する控除免責条項が適用され、（ ）買取金額の20%を超えないものとし、且つ（ ）実質的所有権の譲渡（2009年11月3日に発生）から18ヶ月以内にAIGに通知された請求に関してのみ支払われる。法的所有権の譲渡はフィリピン内国歳入局による承認待ちである。顧問弁護士のアドバイスに基づいて判断すると、かかる法的所有権の譲渡に対し何らかの法的な障害があると考えない。実質的所有権の譲渡の結果、フィラムライフは現在AIAの事業子会社である。フィリピン保険委員会により分類及び発行されたデータによると、2009年におけるフィラムライフの保険料総収入の市場シェアは19%で、フィラムライフはフィリピンの生命保険市場において主要な地位を占めていた。

（中略）

グローバル・オフリング直後のグループ構造

（中略）



(注1) AIAインドに対する持分の残りは、当社のジョイント・ベンチャーのパートナーであるタタ・サンズ・リミテッドにより保有されている。

(注2) フィラムライフ株式の約0.22%は3つの分離独立した第三者（1名の自然人及び2名の自然人の遺産）により所有されている。

<訂正後>

(前略)

フィラムライフの譲渡

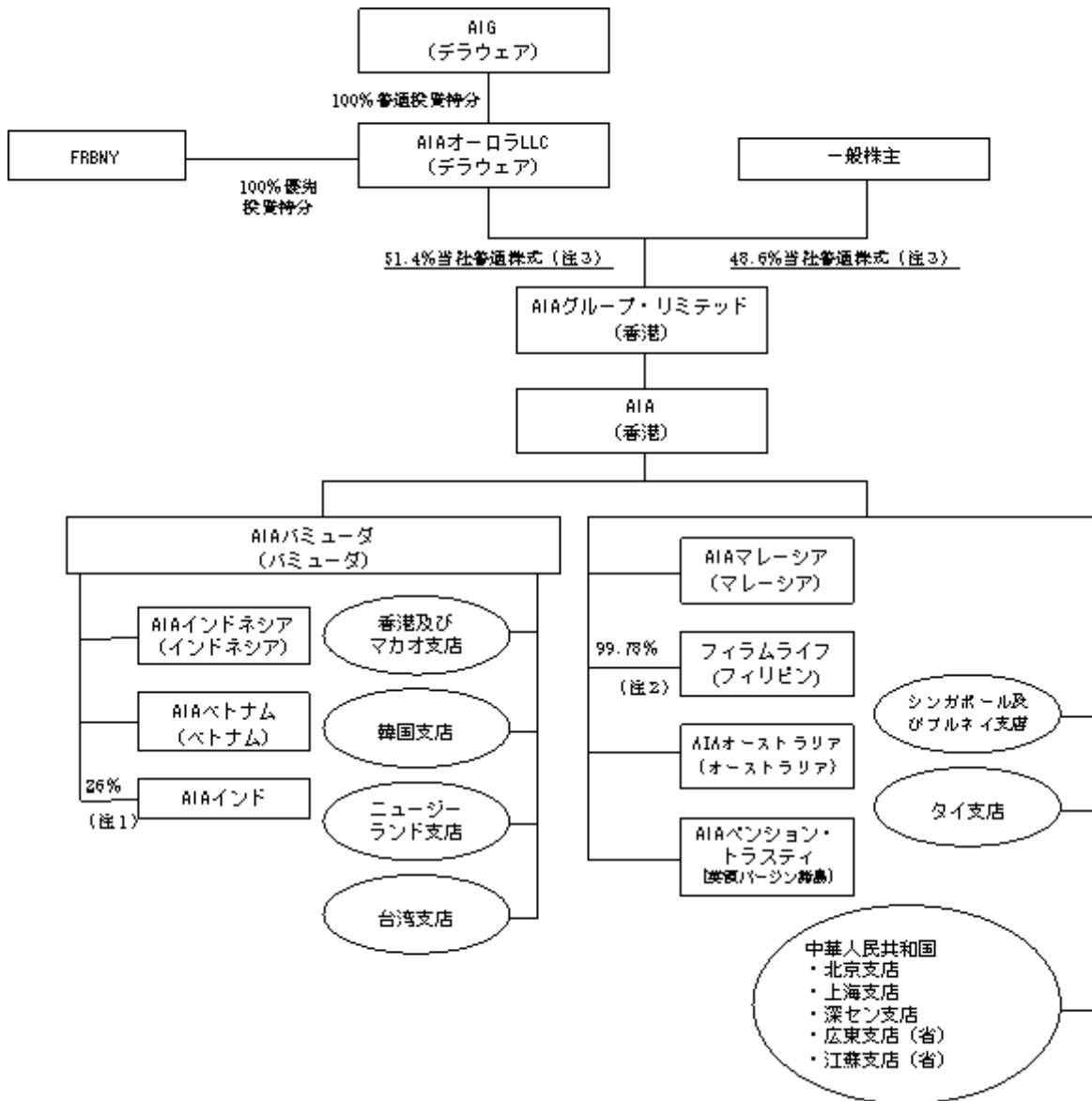
フィラムライフ（当時AIG及びALICOがほぼ完全に（99.78%）所有していた。）については、当初第三者への売却を検討していたが、AIGは、フィラムライフをAIAグループに連結することで、アジア・パシフィック地域におけるAIAグループの範囲及び商品供給が拡大され、一方ではフィラムライフがその地域におけるAIAのより幅広い資源、専門的知識、最高レベルの実務及び経験を引き出すことが可能となり、両組織に利益をもたらすであろうと判断した。その結果、2009年8月24日、ALICO及びAIGは、AIAとの間でフィラムライフに対する法的及び実質的持分の全てをフィラムライフの正味帳簿価額に等しいAIAの約束手形と引換にAIAに譲渡する契約を締結した。FRBNY取引に関連して、この約束手形はAIGによりAIAに提供され、抹消された。かかる買取契約には、譲渡される事業に関する標準的な表明及び保証並びに保証違反から生じる損失に対するAIGによる補償が含まれている。所有権、租税及び他の特定の事項に関する保証違反の場合を除き、AIGが支払うべき補償額は、（ ）買取金額の75%に相当する控除免責条項が適用され、（ ）買取金額の20%を超えないものとし、且つ（ ）実質的所有権の譲渡（2009年11月3日に発生）から18ヶ月以内にAIGに通知された請求に関してのみ支払われる。フィラムライフは、実質的所有権の譲渡の結果、現在はAIAの事業子会社の一つとなっている。当社は、AIG及びALICOからAIAへの法的所有権の譲渡に関し、フィリピン内国歳入局からの租税条約上の免除承認を確保しており、また、当社の顧問弁護士のアドバイス

に基づき、かかる法的所有権の譲渡を完了させるにあたり何らかの法的な障害があると考えられる根拠は有していない。フィリピン保険委員会により分類及び発行されたデータによると、2009年におけるフィラムライフの保険料総収入の市場シェアは19%で、フィラムライフはフィリピンの生命保険市場において主要な地位を占めていた。

(中略)

グローバル・オフリング直後のグループ構造

(中略)



(注1) AIAインドに対する持分の残りは、当社のジョイント・ベンチャーのパートナーであるタタ・サンズ・リミテッドにより保有されている。

(注2) フィラムライフ株式の約0.22%は3つの分離独立した第三者(1名の自然人及び2名の自然人の遺産)により所有されている。

(注3) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定した場合の数値である。売出規模調整オプション、オーバーアロットメント・オプション及びこれらが当社の株式保有構造に与える影響に関する追加の情報については、「第二部 - 第5 - 1 株式等の状況 - (4) 大株主の状況」を参照のこと。

3【事業の内容】

(1) 業界概況

<訂正前>

(前略)

中国

業界概況

中国の生命保険市場は2009年に約1,092億米ドルの生命保険料を有し、アジア・パシフィック地域において最大であり、世界では6番目に大きな市場である。下記の表は、表示期間に関する重要なマクロ経済及び生命保険業界のデータの概要を示している。

（後略）

<訂正後>

（前略）

中国

業界概況

中国の生命保険市場は2009年に約1,092億米ドルの生命保険料を有し、アジア・パシフィック地域において最大であり、世界では7番目に大きな市場である。下記の表は、表示期間に関する重要なマクロ経済及び生命保険業界のデータの概要を示している。

（後略）

（2）事業

<訂正前>

当社の競争力

（中略）

広範囲な専属代理店ネットワーク及び拡大する複数の販売チャネル基盤

（中略）

当社の代理店販売網は、2009年の香港及びシンガポールの保険市場における代理店総数の25%超、2008年のフィリピンの保険市場における代理店総数の20%超並びに2008年のタイの保険市場における代理店総数の15%超をそれぞれ占めた（期間は、それぞれ利用可能な最新の公表済の市場データのもの）。さらに、2009年には、1,300超の当社の専属代理店が、専門的及び倫理的販売実務の発展に努めると同時に保険代理店及びファイナンシャル・アドバイザーの顕著な販売業績を認証する生命保険及び金融サービスの専門家により構成される国際的専門取引協会であるミリオン・ダラー・ラウンド・テーブルの登録会員であった。当社のミリオン・ダラー・ラウンド・テーブル会員は、AIAグループの代理店販売網の中でも最も生産性の高い専属代理店である。当社は、忠実な代理店販売網を備えている。2010年5月31日現在、当社主要地域別市場における当社の代理店リーダーの約42%及び専属代理店販売網（当社の代理店リーダーを含む。）の約16%が、10年超にわたりAIAの代理店を務めている。当社の代理店販売チャネルに関する追加情報は、本項の「販売 - 代理店チャネル」を参照のこと。

（中略）

当社の戦略

（中略）

専属代理店販売力の継続的な成長

（中略）

代理店の保持率向上のため、当社は、当社の代理店のトレーニング・プログラム及びサポート・プログラムの強化並びに昇進の機会及び代理店認知プログラムを通じたキャリア開発の促進に注力している。当社は、当社の代理店保持率が、当社の代理店のAIAグループに対する定着の証であると考えている。当社の年間の代理店保持率は、2008年度に約52.1%だったのが、2009年度には約57.6%にまで増加し、2010年度上半期においてさらに増大した。2010年度第1四半期及び第2四半期における当社の年間の代理店保持率は、それぞれ約58%及び約60%にまで増加した。当社は、当社

の高い実績、ブランド認知度及び既存の代理店との関係が、高レベル且つ生産性に優れた専属代理店販売網の獲得及び維持を可能にすると考えている。

（中略）

当社の商品

（中略）

商品戦略及び商品開発

（中略）

・2009年12月、当社は、当社が顧客がその契約期間中に、合計で保障金額の200%に相当する保険金を複数回にわたり請求することのできる完全重病保障の傷害・疾病保険商品を提供するシンガポールにおいて初の保険会社となったと考えている。

（中略）

販売

（中略）

代理店チャネル

（中略）

当社はまた、当社の専属代理店をミリオン・ダラー・ラウンド・テーブルの会員にすることにも注力している。2009年には、1,300人超の当社の専属代理店がミリオン・ダラー・ラウンド・テーブル（これは生命保険業界における重要な成功基準である。）の会員によりその生産性について報酬を受けた。生命保険代理店業界全体のうち、ミリオン・ダラー・ラウンド・テーブルに会員登録されている代理人は1%に満たない。2009年において、AIAグループは、ミリオン・ダラー・ラウンド・テーブルの登録会員という観点から生命保険会社の世界上位第5位以内に位置しており、また、米国以外のミリオン・ダラー・ラウンド・テーブル会員という観点からは、2009年において保険会社全体で第3位となった。

（中略）

その他の地域別市場

（中略）

オーストラリア

（中略）

事業内容

（中略）

団体ライフリスク保険チャネル及びIFAチャネルは、これまでAIAオーストラリアの売上高にとって最も重要であった。AIAオーストラリアの団体ライフリスク保険チャネルは、2009年12月31日現在規制された退職基金との間の契約を通じて商品を販売している。AIAオーストラリアは、2010年7月31日現在、2,150超のIFAとの間で取引関係を有している。AIAオーストラリアは、2010年5月31日現在、2百万超の顧客にサービスを提供している。さらに、AIAオーストラリアは最近、5年にわたる協定に関するシティグループとの契約を含む一連のダイレクト・マーケティング・パートナーシップ契約及びプライスラインとの5年にわたる独占的協定を締結した。

AIAオーストラリアは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

（中略）

ベトナム

（中略）

事業内容

AIAの完全子会社であるAIAベトナムは、2000年に設立され、ベトナムで業務を行った最初の外国資本の生命保険会社の1社である。AIAベトナムは、以前から「AIA」ブランドで業務を行っているが、2008年7月から2009年6月までの期間に限り「AIG」ブランドで業務を行った。2009年6月、AIAベトナムは、ブランド名を「AIA」に戻した。ベトナム保険協会が区分・公表したデータによれば、AIAベトナムは、ベトナムの生命保険市場で第4位であり、2009年の総保険料におけるAIAベトナムの市場シェアは6.7%であった。AIAベトナムは、2010年6月30日現在で240,000超の有効な保険契約を有している。（中略）

当社の投資ポートフォリオ

（中略）

確定利付投資ポートフォリオ

（中略）

国債

本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める国債の割合は、2007年11月30日現在で27%、2008年11月30日現在で29%、2009年11月30日現在で29%、2010年5月31日現在で30%であった。

以下の表は、現地通貨及び外国通貨で発行された国債の国別の内訳を示している。当社は、投資収益を向上させ、また、当社の投資リスクを分散するために、以下に記載する当社の地域別市場外の様々な国から発行された外国通貨建て国債のポートフォリオ（新興市場負債証券の小規模なポートフォリオを含む。）を維持している。

（中略）

政府機関債

（中略）

以下の表は、信用格付別の当社保有政府機関債の内訳を示している。政府機関債合計に占めるBBB又はそれ以上の格付は、2007年11月30日現在で98%、2008年11月30日現在で96%、2009年11月30日現在で96%、2010年5月31日現在で97%であった。政府機関債の信用格付は、個々の国のソブリン債格付で上限が設けられており、投資適格に満たない格付のものもある。

（中略）

社債

（中略）

以下の表は、社債合計に占めるBBB又はそれ以上の格付を有する社債の割合が、2007年11月30日現在で93%、2008年11月30日現在で93%、2009年11月30日現在で94%、2010年5月31日現在で95%であったことを示している。

（中略）

仕組債

（中略）

以下の表は、当社の仕組債合計に占めるBBB又はそれ以上の格付を有する仕組債の割合が、2007年11月30日現在で94%、2008年11月30日現在で89%、2009年11月30日現在で84%、2010年5月31日現在で77%であったことを示している。

（中略）

株式及びオルタナティブ投資

(中略)

2009年11月30日現在

	本保険契約者及び株主運用資産	本保険契約者及び株主運用資産の合計に占める割合 (%)	本投資関連契約に帰属する運用資産		合計
			本投資関連契約に帰属する運用資産	本投資関連契約に帰属する運用資産の合計に占める割合 (%)	
(単位: 百万米ドル)					
持分証券:					
未公開株	69	—	—	—	69
公開株	3,624	6	2,738	20	6,362
普通株式 (1)	3,693	6	2,738	20	6,431
複合型ミューチュアル・ファンドにより保有される有価証券	661	1	1,333	10	1,994
投資ファンド持分:					
未公開株式及び代替的資産クラス	151	—	—	—	151
その他	531	1	7,009	51	7,540
小計	682	1	7,009	51	7,691
AIG株式	62	—	—	—	62
小計	5,098	8	11,080	81	16,178
投資不動産	244	1	—	—	244
株式及びオルタナティブ投資合計	5,342	9	11,080	81	16,422

(1)AIG株式以外。

2010年5月31日現在

	本保険契約者及び株主運用資産	本保険契約者及び株主運用資産の合計に占める割合 (%)	本投資関連契約に帰属する運用資産		合計
			本投資関連契約に帰属する運用資産	本投資関連契約に帰属する運用資産の合計に占める割合 (%)	
(単位: 百万米ドル)					
持分証券:					
未公開株	85	—	—	—	85
公開株	4,332	7	2,914	21	7,246
普通株式 (1)	4,417	7	2,914	21	7,331
複合型ミューチュアル・ファンドにより保有される有価証券	691	1	1,238	9	1,929
投資ファンド持分:					
未公開株式及び代替的資産クラス	138	—	—	—	138
その他	966	2	6,953	51	7,919
小計	1,104	2	6,953	51	8,057
AIG株式	77	—	—	—	77
小計	6,289	10	11,105	81	17,394
投資不動産	247	—	—	—	247
株式及びオルタナティブ投資合計	6,536	10	11,105	81	17,641

(1)AIG株式以外。

(中略)

当社の未公開株のポートフォリオは比較的少量で、本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める割合は、2007年11月30日現在で0.2%、2008年11月30日現在で0.2%、2009年11月30日現在で0.1%、2010年5月31日現在で0.1%であった。当社は、中国やインドなど高度経済成長国、並びに、製造、サービス、小売及びインフラストラクチャー

を含む様々な部門の未公開株に投資を行ってきた。
（中略）

競争

（中略）

AIGグループ会社及び関連会社との競争

（中略）

当社は、そのいくつかの地域別市場において、損害保険商品の販売を認可するライセンスを保有している。当社の損害保険事業が当社の事業に占める割合は比較的小さい。2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期の当社の損害保険事業から得られた保険料純額（一定の傷害・疾病（保険）、自動車損害賠償責任保険及び対物賠償保険並びに一般的な賠償責任保険を含む。）は、それぞれ約23百万米ドル、約25百万米ドル、約26百万米ドル及び約15百万米ドルであった。比較的小さいかかる事業の規模に鑑みて、当社は、AIAグループとAIG保険関係会社との間の競争の度合いは当社の事業にとって重要ではないと考えている。当社は、これら又はその他の地域別市場において損害保険商品の販売を拡大しようとする場合、これらの市場において損害保険事業を提供しているAIG保険関係会社からの競争圧力に直面する可能性がある。さらに、傷害・疾病保険商品は、当社のいくつかの市場において、生命保険会社（単独ベース及び付加条項）及び損害保険会社（単独ベースのみ）の両者により販売されている。したがって、当社は、傷害・疾病保険商品の販売に関連して、AIG保険関係会社からの競争圧力を受ける可能性がある。特に、チャーティス社は、個人向け、中小企業向け及び多国籍企業向けの幅広い損害保険商品を当社の多くの地域別市場において販売しており、その品揃えは、傷害・疾病保険商品及び福利厚生商品である。「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社とAIGグループとの関係に関するリスク - 当社は、AIGグループとの競争に直面する可能性がある。」を参照のこと。

（後略）

< 訂正後 >

当社の競争力

（中略）

広範囲な専属代理店ネットワーク及び拡大する複数の販売チャネル基盤

（中略）

当社の代理店販売網は、2009年の香港及びシンガポールの保険市場における代理店総数の25%超、2008年のフィリピンの保険市場における通常の生命保険代理店総数の20%超並びに2008年のタイの保険市場における代理店総数の15%超をそれぞれ占めた（期間は、それぞれ利用可能な最新の公表済の市場データのもの。）。さらに、2010年8月1日現在、1,300超の当社の専属代理店が、専門的及び倫理的販売実務の発展に努めると同時に保険代理店及びファイナンシャル・アドバイザーの顕著な販売業績を認証する生命保険及び金融サービスの専門家により構成される国際的専門取引協会であるミリオン・ダラー・ラウンド・テーブルの登録会員であった。当社のミリオン・ダラー・ラウンド・テーブル会員は、AIAグループの代理店販売網の中でも最も生産性の高い専属代理店である。当社は、忠実な代理店販売網を備えている。2010年5月31日現在、当社主要地域別市場における当社の代理店リーダーの約42%及び専属代理店販売網（当社の代理店リーダーを含む。）の約16%が、10年超にわたりAIAの代理店を務めている。当社の代理店販売チャネルに関する追加情報は、本項の「販売 - 代理店チャネル」を参照のこと。

（中略）

当社の戦略

（中略）

専属代理店販売力の継続的な成長

（中略）

代理店の保持率向上のため、当社は、当社の代理店のトレーニング・プログラム及びサポート・プログラムの強化並びに昇進の機会及び代理店認知プログラムを通じたキャリア開発の促進に注力している。当社は、当社の代理店保持率が、当社の代理店のAIAグループに対する定着の証であると考えている。当社の年間の代理店保持率は、2008年度に

約52%だったのが、2009年度には約58%にまで増加し、2010年度上半期においてさらに増大した。2010年度第1四半期及び第2四半期における当社の年間の代理店保持率は、それぞれ約58%及び約60%であった。当社は、当社の高い実績、ブランド認知度及び既存の代理店との関係が、高レベル且つ生産性に優れた専属代理店販売網の獲得及び維持を可能にすると考えている。

（中略）

当社の商品

（中略）

商品戦略及び商品開発

（中略）

・2009年12月、当社は、当社が顧客がその契約期間中に、合計で保障金額の200%に相当する保険金をその重大性に基つき複数回にわたり請求することのできる完全重病保障の傷害・疾病保険商品を提供するシンガポールにおいて初の保険会社となったと考えている。

（中略）

販売

（中略）

代理店チャネル

（中略）

当社はまた、当社の専属代理店をミリオン・달러・ラウンド・テーブルの会員にすることにも注力している。2009年には、1,300人超の当社の専属代理店がミリオン・달러・ラウンド・テーブル（これは生命保険業界における重要な成功基準である。）の会員によりその生産性について報酬を受けた。生命保険代理店業界全体のうち、ミリオン・달러・ラウンド・テーブルに会員登録されている代理人は1%に満たない。2010年8月1日現在、AIAグループは、ミリオン・달러・ラウンド・テーブルの登録会員という観点から生命保険会社の世界上位第5位以内に位置しており、また、米国以外のミリオン・달러・ラウンド・テーブル会員という観点からは、同一期間において保険会社全体で第3位となった。

（中略）

その他の地域別市場

（中略）

オーストラリア

（中略）

事業内容

（中略）

団体ライフリスク保険チャネル及びIFAチャネルは、これまでAIAオーストラリアの売上高にとって最も重要であった。AIAオーストラリアの団体ライフリスク保険チャネルは、2009年12月31日現在規制された退職基金との間の契約を通じて商品を販売している。AIAオーストラリアは、2010年7月31日現在、2,150超のIFAとの間で取引関係を有している。AIAオーストラリアは、2010年5月31日現在、2百万超の顧客にサービスを提供している。さらに、AIAオーストラリアは最近、5年にわたる協定に関するシティグループとの契約を含む一連のダイレクト・マーケティング・パートナーシップ契約及び5年にわたる協定に関するプライスラインとの契約を締結した。オーストラリアン・ファーマス्यूティカルズ・インダストリーズの1部門であるプライスラインは、3.2百万超のロイヤルティ・クラブ・カード

の会員を有しており、オーストラリアにおける健康製品、美容製品及び医薬製品の主導的な小売業者である。

AIAオーストラリアは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

(中略)

ベトナム

(中略)

事業内容

AIAバミューダの完全子会社であるAIAベトナムは、2000年に設立され、ベトナムで業務を行った最初の外国資本の生命保険会社の1社である。AIAベトナムは、以前から「AIA」ブランドで業務を行っているが、2008年7月から2009年6月までの期間に限り「AIG」ブランドで業務を行った。2009年6月、AIAベトナムは、ブランド名を「AIA」に戻した。ベトナム保険協会が区分・公表したデータによれば、AIAベトナムは、ベトナムの生命保険市場で第4位であり、2009年の総保険料におけるAIAベトナムの市場シェアは6.7%であった。AIAベトナムは、2010年6月30日現在で240,000超の有効な保険契約を有している。

(中略)

当社の投資ポートフォリオ

(中略)

確定利付投資ポートフォリオ

(中略)

国債

本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める国債の割合は、2007年11月30日現在で27%、2008年11月30日現在で29%、2009年11月30日現在で28%、2010年5月31日現在で30%であった。

以下の表は、現地通貨及び外国通貨で発行された国債の国別の内訳を示している。当社は、投資収益を向上させ、また、当社の投資リスクを分散するために、以下に記載する当社の地域別市場外の様々な国から発行された外国通貨建て国債のポートフォリオ(新興市場負債証券の小規模なポートフォリオを含む。)を維持している。

(中略)

政府機関債

(中略)

以下の表は、信用格付別の当社保有政府機関債の内訳を示している。保険契約者及び株主運用資産に係る政府機関債合計に占めるBBB又はそれ以上の格付は、2007年11月30日現在で98%、2008年11月30日現在で96%、2009年11月30日現在で96%、2010年5月31日現在で97%であった。政府機関債の信用格付は、個々の国のソブリン債格付で上限が設けられており、投資適格に満たない格付のものもある。

(中略)

社債

(中略)

以下の表は、保険契約者及び株主運用資産に係る社債合計に占めるBBB又はそれ以上の格付を有する社債の割合が、2007年11月30日現在で93%、2008年11月30日現在で93%、2009年11月30日現在で94%、2010年5月31日現在で95%であったことを示している。

(中略)

仕組債

（中略）

以下の表は、保険契約者及び株主運用資産に係る当社の仕組債合計に占めるBBB又はそれ以上の格付を有する仕組債の割合が、2007年11月30日現在で95%、2008年11月30日現在で90%、2009年11月30日現在で85%、2010年5月31日現在で78%であったことを示している。

（中略）

株式及びオルタナティブ投資

(中略)

2009年11月30日現在

	本保険契約者及び株主運用資産	本保険契約者及び株主運用資産の合計に占める割合 (%)	本投資関連契約に帰属する運用資産		合計
			本投資関連契約に帰属する運用資産	本投資関連契約に帰属する運用資産の合計に占める割合 (%)	
(単位：百万米ドル)					
持分証券:					
未公開株	69	—	—	—	69
公開株	3,624	6	2,738	20	6,362
普通株式 (1)	3,693	6	2,738	20	6,431
AIGが運用する複合型投資ファンドにより保有される有価証券	661	1	1,333	10	1,994
投資ファンド持分:					
未公開株式及び代替的資産クラス	151	—	—	—	151
その他	531	1	7,009	51	7,540
小計	682	1	7,009	51	7,691
AIG株式	62	—	—	—	62
持分証券-合計	5,098	8	11,080	81	16,178
投資不動産	244	1	—	—	244
株式及びオルタナティブ投資合計	5,342	9	11,080	81	16,422

(1)AIG株式以外。

2010年5月31日現在

	本保険契約者及び株主運用資産	本保険契約者及び株主運用資産の合計に占める割合 (%)	本投資関連契約に帰属する運用資産		合計
			本投資関連契約に帰属する運用資産	本投資関連契約に帰属する運用資産の合計に占める割合 (%)	
(単位：百万米ドル)					
持分証券:					
未公開株	85	—	—	—	85
公開株	4,332	7	2,914	21	7,246
普通株式 (1)	4,417	7	2,914	21	7,331
複合型投資ファンドにより保有される有価証券	691	1	1,238	9	1,929
投資ファンド持分:					
未公開株式及び代替的資産クラス	138	—	—	—	138
その他	966	2	6,953	51	7,919
小計	1,104	2	6,953	51	8,057
AIG株式	77	—	—	—	77
持分証券-合計	6,289	10	11,105	81	17,394
投資不動産	247	—	—	—	247
株式及びオルタナティブ投資合計	6,536	10	11,105	81	17,641

(1)AIG株式以外。

(中略)

当社の未公開株のポートフォリオは比較的少量で、本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める割合は、2007年11月30日現在で0.3%、2008年11月30日現在で0.2%、2009年11月30日現在で0.1%、2010年5月31日現在で0.1%であった。当社は、中国やインドなど高度経済成長国、並びに、製造、サービス、小売及びインフラストラクチャーを含

む様々な部門の未公開株に投資を行ってきた。

（中略）

競争

（中略）

AIGグループ会社及び関連会社との競争

（中略）

当社は、そのいくつかの地域別市場において、損害保険商品の販売を認可するライセンスを保有している。当社の損害保険事業が当社の事業に占める割合は比較的小さい。2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期の当社の随時的個人保険事業及び自動車保険事業に係る総加重保険料収入は、それぞれ約23百万米ドル、約29百万米ドル、約27百万米ドル及び約15百万米ドルであった。比較的小さいかかる事業の規模に鑑みて、当社は、AIAグループとAIG保険関係会社との間の競争の度合いは当社の事業にとって重要ではないと考えている。当社は、これら又はその他の地域別市場において損害保険商品の販売を拡大しようとする場合、これらの市場において損害保険事業を提供しているAIG保険関係会社からの競争圧力に直面する可能性がある。さらに、傷害・疾病保険商品は、当社のいくつかの市場において、生命保険会社（単独ベース及び付加条項）及び損害保険会社（単独ベースのみ）の両者により販売されている。したがって、当社は、傷害・疾病保険商品の販売に関連して、AIG保険関係会社からの競争圧力を受ける可能性がある。特に、チャーティス社は、個人向け、中小企業向け及び多国籍企業向けの幅広い損害保険商品を当社の多くの地域別市場において販売しており、その品揃えは、傷害・疾病保険商品及び福利厚生商品である。「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社とAIGグループとの関係に関するリスク - 当社は、AIGグループとの競争に直面する可能性がある。」を参照のこと。

（後略）

（3）監督及び規制

<訂正前>

（前略）

規制体系 香港

（中略）

適切且つ相当な取締役及び統括者

（中略）

金融グループに所属する認可された保険会社の場合、保険局は、統括親会社の財務の健全性を評価し、ICOの「適切且つ相当」要件を管理するために当該グループ全体を監督するに当たり、グループ監督手法を採用する。その他にも、当社は、保険業監理処がAIA及びAIAバミューダの持株会社であるAIAグループ・リミテッドについて「適切且つ相当」かどうかを確認する審査の実施に当たって検討する可能性のある一定の追加事項に関するガイダンスを、2010年（未定）月（未定）日付の書簡により、保険業監理処から受け取っている。かかる追加検討事項には、以下のものが含まれる。

- ・ 持株会社が自ら管理する 保険会社に継続的な財務支援を提供できるだけの持株会社の財源の十分性
- ・ 持株会社が自ら管理する 保険会社を対象とした事業計画の実現可能性
- ・ グループの法律上、経営上及び運営上の構造の明瞭性
- ・ 他の持株会社又は管理する主要子会社の詳細
- ・ 持株会社、その取締役又は統括者が、管財人の管理下、行政管理下、清算中又はその他同様の手続中であるか否か
- ・ グループのコーポレート・ガバナンス（上級経営陣及び取締役会の構造及び経験、

関係者との重要な取引の監督、取締役会委員会の存在並びに内部統制の安定性を含む。)の健全性

- ・グループのリスク管理の枠組(グループのリスク管理方針及び機能、グループのリスク特性及び関係会社がもたらす潜在的リスクの存在、グループの資本管理手続、並びにグループの流動性管理手続を含む。)の健全性
- ・自ら管理する保険会社が適用ある法律、規則及び規制を遵守して運営されることを確保するための、当該保険会社からの情報の受領
- ・自ら管理する保険会社の業務を監督、管理するに当たってのグループの役割

AIAグループ・リミテッドは、IC0に基づくAIA及びAIAバミューダの統括者であるから、当社は、当社の組織構造、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理構造に関する最新の年次報告書(ある場合)並びに当社の監査済年次財務諸表及びグローバル・オファリングが完了している場合には半期中間財務報告書を保険業監理処に提出する予定である。また、当社は、当社の事業に関する一定の重大な事由について、保険業監理処に報告することが想定される。

(中略)

第35条命令

AIG事由の後、AIA又はAIAバミューダの各社(適当であればこれらの支店全てを含む。)に対して下記の事項を要求する2008年9月17日付の書簡(以下「第35条命令」という。)が、保険局よりAIA及びAIAバミューダ各社に対して交付された。

(中略)

第35条命令において、「特定の者」には、保険会社の支店、取締役、統括者、株主及び関連会社又はグループ会社が含まれるが、これらに限らない。

第35条命令は、とりわけAIA及びAIAバミューダが特定の者との間で資本関連取引を行う能力を制限する。したがって、第35条命令は、AIA及びAIAバミューダが、保険局から最初に書面による同意を得ずに、親会社に配当金を支払う能力を制限し、また関係会社間サービス手数料の支払等、特定の者との間で関係会社間取引を行う能力を制限する。

さらに、保険局は、AIA及びAIAバミューダに対する2008年9月18日付の書簡により、AIA及びAIAバミューダが、保険局から最初に書面による同意を得ずに自社又は自社の親会社の株主総会において15%以上の議決権を行使する新たな統括者を就任させないように要求している。

保険局は、2010年(未定)月(未定)日付の書簡により、下記の約束を考慮して、香港証券取引所における当社普通株式の取引の初日に、第35条命令を撤回する旨を当社に通知している。

AIGは、保険局に対して、第35条命令の撤回日を効力発生日として、且つAIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本の10%を超える法的又は実質的持分を保有する(又はAIGが直接的若しくは間接的にAIAグループ・リミテッドの株主総会において議決権の10%以上を行使し若しくは行使を支配する権利を有する)限り、AIGは、保険局の書面による事前の同意を得た場合を除き、確実に以下の通りにすることを約束した。

(中略)

また、AIAグループ・リミテッドは、保険局に対して、下記の事項を約束した。

- () AIAグループ・リミテッドは、(a) AIA及びAIAバミューダが、個々の保険会社ベース及びAIA/AIAバミューダ連結ベースの両方において、150%以上のソルベンシー・マージン比率を常に維持すること、(b) AIAグループ・リミテッドが、AIA又はAIAバミューダのいずれから、AIA又はAIAバミューダのソルベンシー・マージンを150%未満とするような資本の引き上げ又は資金若しくは資産の移転を行わないこと(但し、いずれの場合においても、保険局の書面による事前の同意を得た場合を除く。)、及び(c) AIA又はAIAバミューダのいずれかのソルベンシー比率が150%未満となった場合、AIAグループ・リミテッドが、保険局が受諾可能な方法で、可能な限り速やかに当該ソルベンシー比率を最低150%まで回復させるための対策を講じることを保証する。

(中略)

- (_) AIAグループ・リミテッドは、AIAグループが保険局の監督に服すること及びAIAグループ・リミテッドがIC0第8条(2)に基づく統括者の「適切且つ相当」な基準に関する保険局のガイダンスの継続的な遵守を義務付けられることを確認する、保険局からAIAグループ・リミテッドへの2010年(未定)月(未定)日付の書簡に述べるガイダンスを遵守する。これらの基準は、持株会社の財源の十分性；持株会社が自ら管理する保険会社を

対象とした事業計画の実現可能性；持株会社の法律上、経営上及び運営上の構造の明瞭性；他の持株会社又は管理する主要子会社の詳細；持株会社、その取締役又は統括者が管財人の管理下、行政管理下、清算中又はその他同様の手段中にあるか否か；グループのコーポレート・ガバナンスの健全性；グループのリスク管理の枠組の健全性；適用ある法令、規則及び規制を遵守した管理を行うための、持株会社が自ら管理する保険会社からの情報の受領；持株会社が自ら管理する保険会社の監督及び運営管理における役割等である。

- (〃) AIAグループ・リミテッドは、上記第 (〃) 項に述べるガイダンスの全ての強化又は改善、及び保険局が随時公表する行政措置若しくは保険局がICOに従って定める可能性のある要件、ICOに基づく規制又は保険局が随時公表するガイダンス・ノートを履行する。

(中 略)

規制体系 シンガポール

概要

AIAシンガポールは、保険法（シンガポール法第142章）（以下「シンガポール保険法」という。）に基づき、生命保険事業及び損害保険事業の両方について登録した元受保険会社として、シンガポール通貨監督庁の規制を受ける。シンガポール通貨監督庁は、シンガポールにおける登録保険会社の規制及び監督を担う。保険業の規制体系は、シンガポール保険法及びその関連規則並びにこれらに関連してシンガポール通貨監督庁が発行した通知、指針、通達及び実務指針からなる。シンガポール通貨監督庁は、シンガポール保険法の修正案に関する調査を含む複数の検討課題書を発表しており、それらが実施されれば本項の内容に影響を及ぼす可能性がある。本項は、登録保険会社に適用される規制体系について概観を示すものであり、保険仲介業者に適用される規制体系については、生命保険契約に関するものであるか損害保険契約に関するものであるかにかかわらず取り扱っていない。

(中 略)

AIAシンガポールが有する免許

(中 略)

シンガポールの保険会社は、当該保険会社の登録が取り消されておらず、又はシンガポール通貨監督庁からその他の命令を受けていないならば、所定の年間手数料を支払うことで、免許を受けた保険事業を継続して営むことができる。

(中 略)

シンガポール通貨監督庁

シンガポール保険法に基づき、シンガポール通貨監督庁は、とりわけ、登録保険会社に条件を課す権限を有し、既存の登録条件のいずれについても追加、変更又は撤回することができる。さらに、シンガポール通貨監督庁は、シンガポール保険法の目的を実現するために必要と考える命令を出すことができ、また保険会社の業務が公共の利益若しくは保険契約者の利益を損なうおそれのある方法又は保険会社の利益を損なうおそれのある方法で遂行されているという条件を満たす場合に必要と考える命令を保険会社に対して出すことができる。

自己資本要件

(中 略)

登録保険会社は、上記の自己資本基準を満たさず若しくは満たさないおそれがあるか、又は財源危機事由が発生し若しくは発生するおそれがあることを知ったときには、直ちにシンガポール通貨監督庁に届け出なければならない。

「財源危機事由」とは、保険会社の財源が () 本項「自己資本要件」(a) の定めに従って算定する金額の120%、又は () 本項「自己資本要件」(b) に定める最低金額のうちいずれか高額な方を下回ることになるような事由をいう。適用される場合には「2004年保険（評価及び資本）規則」、シンガポール通貨監督庁の損害保険契約上の債務評価に関するガイドライン、及びシンガポール通貨監督庁通知第319号「生命保険契約上の債務評価」に定める要件に従って、保険会社の「財源」及び「リスク合計額」のそれぞれは決定され、資産及び負債の価額が評価される。シンガポール通貨監督庁は、適切と考える場合には、保険会社に、シンガポール保険法の関連ある条項に基づき維持しなければならない自己資本基準以外の自己資本基準を満たすよう命令する権限を有する。

(中 略)

法定基金

シンガポール通貨監督庁は、保険契約者並びに登録保険会社が自らの交付する生命保険契約及び義務的な保険契約に基づき負う責任を果たすことができない場合に損害を被るおそれのあるその他の者について、補償、支援又は保護する目的で、保険契約者保護基金を維持する。保険契約者保護基金の資金を積み立てる目的で、シンガポール通貨監督庁は、登録保険会社に課税により積立金を支払わせることができる。とりわけ、シンガポール通貨監督庁は、保険会社の生命保険事業又はその一部を他の登録保険会社に確実に若しくは円滑に移転させ、又は既存の保険契約に代わる生命保険契約を他の登録保険会社から保険契約者に提供させるための措置を講じることができる。シンガポール通貨監督庁は、保険契約者保護基金制度の改定案について意見を求め、これらの変更を2011年に実施するつもりで保険契約者保護基金制度を改定すると発表した。

資産管理

（中略）

シンガポール通貨監督庁通知第317号「生命保険勘定の資産管理」は、生命保険勘定の資産管理手順の監督に適用する基本原則を定める。同通知は、生命保険事業を営む保険会社の取締役会に投資委員会を設立するよう義務付け、生命保険事業を営む保険会社の投資方針に含めなければならない主要事項を定める。

シンガポール通貨監督庁通知第320号「有配当型生命保険事業の運営」は、有配当型ファンドを設立しており又は設立予定の保険会社に対して、とりわけ有配当型ファンド資産の投資に係る情報を含む、有配当型生命保険事業に関する内部統制方針を定めるよう義務付ける。

分離勘定要件

（中略）

シンガポール通貨監督庁通知第101号「保険勘定の管理」、シンガポール通貨監督庁通知第313号「有配当型保険契約及び無配当型保険契約を対象とする個別勘定の設定基準」及び「シンガポール通貨監督庁 保険勘定構想の実施に関するガイドライン」は、シンガポール保険法に基づき義務付けられた保険勘定の設定及び維持並びにシンガポールにおける登録保険会社の資産の分離に関する追加の指図及び要件を定める。

保険勘定の支払能力に関する要件は、いつでも、勘定の「財源」が勘定の「リスク合計額」を下回ってはならないことである。登録保険会社は、保険勘定の支払能力に関する要件を遵守しておらず又は遵守しないおそれがあるとき、直ちにシンガポール通貨監督庁に報告しなければならない。（適用される場合には）「2004年保険（評価及び資本）規則」、「シンガポール通貨監督庁 損害保険契約上の債務評価に関するガイドライン」及びシンガポール通貨監督庁通知第319号「生命保険契約上の債務評価」に定める要件に従って、保険勘定の「財源」及び「リスク合計額」のそれぞれは決定され、資産及び負債の価額は評価される。シンガポール通貨監督庁は、適切と考える場合には、保険会社に、シンガポール保険法の関連ある条項に基づき維持しなければならない勘定の支払能力に関する要件以外の勘定の支払能力に関する要件を満たすよう命令する権限を有する。

保険勘定が関連する事業に適切に帰属する保険会社の収益（当該勘定における収入を含む。）は当該保険勘定に入金され、これによる当該保険勘定の資産は、保険会社の負債及び費用のうち適切に当該勘定に帰属する部分（一定の税金を除く。）を賄うためのみ充当される。

再保険

（中略）

シンガポール通貨監督庁通知第208号及び第316号「金融再保険」は、損害保険事業及び生命保険事業をそれぞれ営む登録保険会社の金融再保険について一定の要件を課す。かかる要件には、特に慎重な経営監督、情報開示及び報告義務等に関する強制的な要件並びに保険リスクの移転に関する指針が含まれる。

商品の規制

（中略）

保険会社は、特定の新品を提供する場合には事前に、シンガポール通貨監督庁通知第302号「商品の開発及び価格決定」に基づき、場合に応じてシンガポール通貨監督庁の承認を得るか又はシンガポール通貨監督庁に届け出なければならない、かかる承認の要求又は届出には、とりわけ、保険料率表に記載される情報を含めなければならない、さらに、シンガポール通貨監督庁は、「シンガポール通貨監督庁 保険事業におけるリスク管理実務に関するガイドライン 主要な事業活動」を発行しており、かかるガイドラインにおいて、特に商品開発及び価格設定に係るリスク管理実務全般についてさらに詳細な指針を示している。

（中略）

市場行動基準

（中略）

シンガポール通貨監督庁通知第211号「元受損害保険会社向け最低限及び最良の実務研修及び資格に係る基準」は、元受損害保険会社に対して、必要な登録をしており且つ最低限の試験要件を満たす（免除が適用されている場合を除く。）代理店又は職員が取り次いだ保険契約のみしか締結しないよう要求する。さらに、同基準は、元受損害保険会社に対して、当該保険会社の商品を販売し又はこれに関して販売上の助言を行う代理店の職員が適切に研修を受けていること、またフロントエンド商品の販売員が、損害保険商品に関して販売上の助言を行い若しくはこれらの販売を行い、又は保険金請求の取り扱いを行うことを許可される前に、試験要件を満たしている（免除が適用されている場合を除く。）ことを徹底するよう要求する。任意の最良の実務規準は、元受損害保険会社がフロントエンド商品の販売員のための研修及び資格計画を実施する際に適用される。「シンガポール通貨監督庁 元受損害保険会社の市場行動基準及びサービス基準に関するガイドライン」は、保険契約を商品として提供する元受損害保険会社に求められる行動基準について定めている。

（中略）

シンガポール通貨監督庁通知第120号「傷害・疾病保険商品に係る開示及び助言手続要件」は、情報開示並びに傷害・疾病保険及び傷害・疾病給付金を支給する生命保険の被保険者に対する助言の提供に関する強制的な要件及び最良の実務基準について定めている。

また、シンガポール生命保険協会及びシンガポール損害保険協会により発行された規範／指針等の業界における各種実務規範も保険会社に適用される。

（中略）

マネーロンダリング防止

登録生命保険会社は、シンガポール通貨監督庁通知第314号「マネーロンダリング防止及びテロ資金供与撲滅 生命保険会社」及び関連法令に基づくマネーロンダリング防止及びテロ資金供与撲滅を目的とした義務を遵守しなければならない。

財務報告要件

2004年保険（会計記録及び計算書）規則は、様々な報告義務を定め、登録保険会社の申告書及び計算書を作成する書式を定める。

（中略）

保険数理人

生命保険事業及び損害保険事業を営む登録保険会社はまた、各計算期間ごとに、シンガポール通貨監督庁に承認された保険数理人による（ ）当該保険会社の生命保険事業の財政状態及び（ ）当該保険会社の損害保険事業の保険契約に関する債務についての調査も受けなければならない。元受生命保険会社の場合は、シンガポール通貨監督庁に承認された保険数理人の指定も行わなければならない。指定された保険数理人は、とりわけ、対象保険会社の生命保険事業に係る財政状態に重大な悪影響を及ぼすと考える事項を含む様々な事項について、元受生命保険会社の主たる役員に対して報告する義務を負う。元受生命保険会社が保険数理人からその主たる役員に報告のあった事項について、合理的な期間内にこれを是正するための適切な措置を講じない場合には、保険数理人は、速やかに上記報告書の写しをシンガポール通貨監督庁に送付しなければならない。

（中略）

その他規制上の検討事項

（中略）

当社は、直接米国上場規則の適用を受けないが、AIGとの間に関係を有し、またAIGが上記の法律及び規則を継続的に遵守しなければならないことから、いくつかの米国連邦法及び州法の遵守状況を継続的に監視する必要がある。また、当社は、AIGが支配権の徴憑を有する限り、AIG枠組契約に従って、AIGの法令遵守方針及び手続を遵守しなければならない。事実上の（又は消極的な）支配関係の存在の有無は、AIGが保有する当社普通株式の割合、当社取締役会に対するAIGの取締役派遣、及びAIGグループ又はFRBNYを一方当事者としAIAグループを他方当事者とする関連性を有する継続的な契約上の取決め等、あらゆる関連事実及び状況を考慮した上AIGにより評価される。グローバル・オフリング後も、AIGが当社の取締役会に取締役を派遣し、また相当な持株株式を保有することから（グローバル・オフリング直後に、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定すると、AIGの全額出資子会社AIAオーロラLLCは、当社の株式及び議決権の（未定）%を保有することになると予測される。）、当社は、引き続きAIG枠組契約に定める法令遵守及び情報報告義務を守らなければならない。上記の取決めに関するその他情報については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - 特定の株主の取決め - AIG枠組契約」及び「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社とAIGグループとの関係に関するリスク - 当社とAIGとの関係に起因し、当社は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、制限及び費用負担を当社に課す米国の法律を遵守する必要がある。」を参照のこと。

当社は、グローバル・オフリングを行うにあたり、いかなる米国監督機関からの承認も必要としない。

<訂正後>

（前略）

規制体系 香港

（中略）

適切且つ相当な取締役及び統括者

（中略）

金融グループに所属する認可された保険会社の場合、保険局は、統括親会社の財務の健全性を評価し、ICOの「適切且つ相当」要件を管理するために当該グループ全体を監督するに当たり、グループ監督手法を採用する。保険局は、ある者が認可された保険会社の統括者又は取締役として適切且つ相当ではないと思われる場合には異議を申し立てる権限を、ICOにより与えられている。その他にも、当社は、保険業監理処がAIA及びAIAバミューダの持株会社であるAIAグループ・リミテッドについて「適切且つ相当」かどうかを確認する審査の実施に当たって検討する可能性のある一定の追加事項に関するガイダンスを、保険業監理処から受け取っている。かかる追加検討事項には、以下のものが含まれる。

- ・ 保険局の規制を受ける保険子会社に継続的な財務支援を提供できるだけの、持株会社の財源の十分性
- ・ 保険局の規制を受ける保険子会社を対象とした、持株会社の事業計画の実現可能性
- ・ グループの法律上、経営上及び運営上の構造の明瞭性
- ・ 他の持株会社又は管理する主要子会社の詳細
- ・ 持株会社、その取締役及び統括者が、管財人の管理下、行政管理下、清算中若しくはその他同様の手続中であるか、又は裁判所の命令に基づく判決債務の履行を怠っているか又は刑事上の有罪判決を受けているか、又は法定の若しくは規制上の要件に違反しているか否か
- ・ グループのコーポレート・ガバナンス（上級経営陣及び取締役会の構造及び経験、

関係者との重要な取引の監督、取締役会委員会の存在並びに内部統制の安定性を含む。)の健全性

- ・グループのリスク管理の枠組(グループのリスク管理方針及び機能、グループのリスク特性及び関係会社がもたらす潜在的リスクの存在、グループの資本管理手続、並びにグループの流動性管理手続を含む。)の健全性
- ・保険局の規制を受ける保険子会社が適用ある法律、規則及び規制を遵守して運営されることを確保するための、当該保険子会社からの情報の受領
- ・保険局の規制を受ける保険子会社の業務を監督、管理するに当たってのグループの役割

AIAグループ・リミテッドはICOに基づくAIA及びAIAバミューダの統括者であるため、当社は、当社の組織構造、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理構造に関する最新の年次報告書(ある場合)並びに当社の監査済年次財務諸表及びグローバル・オフリングが完了している場合には半期中間財務報告書を、保険局に提出することを義務付けられている。また、当社は、保険局に対し、下記の事項について可能な限り速やかに、書面による通知を行うよう義務付けられている。

・当社に重大な財務上のエクスポージャーをもたらし、当社の自己資本比率又は流動性を損ない、また当社の主要な活動、業務若しくは経営に重大な影響を与える可能性がある事項

・グループ全体及びグループ間の重要な財務上のエクスポージャー

・重要な関係者取引

・グループの資産について設定された重要な担保権又は負担

・子会社及び支店の重大な取得、設立、処分又は閉鎖

・最高責任者、取締役及び統括者の変更

・AIA及びAIAバミューダにおける当社の持株比率を変化させ、又はそれらの統括者の変更につながる可能性のある状況

・当社が認識した、AIA及びAIAバミューダの保険契約者又は潜在的保険契約者の利益を損わせる可能性のある状況

・当社のグループ会社が規制措置の対象となり又は裁判所から刑事上の有罪判決を受けた場合、その関連事項

・信用格付機関により評価される当社の信用格付の変更

なお、グローバル・オフリングの完了を条件として、当社が香港証券取引所又はその他の証券取引所に対して開示又は提出義務のある情報又は書類は、同時に保険局に対しても開示又は提出されなければならない。

(中略)

第35条命令

AIG事由の後、AIA又はAIAバミューダの各社(適当であればこれらの支店全てを含む。)に対して下記の事項を要求する2008年9月17日付の書簡(以下「第35条隔離命令」という。)が、保険局よりAIA及びAIAバミューダ各社に対して交付された。

(中略)

第35条隔離命令において、「特定の者」には、保険会社の支店、取締役、統括者、株主及び関連会社又はグループ会社

が含まれるが、これらに限らない。

第35条隔離命令は、とりわけAIA及びAIAバミューダが特定の者との間で資本関連取引を行う能力を制限する。したがって、第35条隔離命令は、AIA及びAIAバミューダが、保険局から最初に書面による同意を得ずに、親会社に配当金を支払う能力を制限し、また関係会社間サービス手数料の支払等、特定の者との間で関係会社間取引を行う能力を制限する。

さらに、保険局は、AIA及びAIAバミューダに対する2008年9月18日付の書簡（以下「第35条統括者命令」という。）により、AIA及びAIAバミューダが、保険局から最初に書面による同意を得ずに、自社又は自社の親会社の株主総会において単独で若しくは関連会社とともに又は議決権行使代理人を通じて15%以上の議決権を行使する（又は行使を支配する）権利のある新たな統括者を就任させないように要求している。

保険局は、香港証券取引所における当社普通株式の取引の初日に、且つ下記の約束を考慮して、第35条統括者命令が撤回されること、及びある者が香港証券取引所において取引される当社普通株式の取得を通じてAIA及びAIAバミューダの（ICO第9条(1)(c)()の意味における）統括者となる場合に、保険局による事前の同意が要求されないよう、保険局が第35条統括者命令を変更する旨を当社に通知している。

AIGは、保険局に対して、第35条隔離命令の撤回日を効力発生日として、且つAIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本の10%を超える法的又は実質的持分を保有する（又はAIGが直接的若しくは間接的にAIAグループ・リミテッドの株主総会において議決権の10%以上を行使し若しくは行使を支配する権利を有する）限り、AIGは、保険局の書面による事前の同意を得た場合を除き、確実に以下の通りにすることを約束した。

（中略）

また、AIAグループ・リミテッドは、保険局に対して、下記の事項を約束した。

- () AIAグループ・リミテッドは、(a) AIA及びAIAバミューダが、個々の保険会社ベース及びAIA/AIAバミューダ連結ベースの両方において、150%以上のソルベンシー比率を常に維持すること、(b) AIAグループ・リミテッドが、AIA又はAIAバミューダのいずれから、AIA又はAIAバミューダのソルベンシー・マージンを150%未満とするような資本の引き上げ又は資金若しくは資産の移転を行わないこと（但し、いずれの場合においても、保険局の書面による事前の同意を得た場合を除く。）、及び(c) AIA又はAIAバミューダのいずれかのソルベンシー比率が150%未満となった場合、AIAグループ・リミテッドが、保険局が受諾可能な方法で、可能な限り速やかに当該ソルベンシー比率を最低150%まで回復させるための対策を講じることを保証する。

（中略）

- () AIAグループ・リミテッドは、ある者が(a) 香港証券取引所において取引される当社普通株式の取得を通じてAIA及びAIAバミューダの（ICO第9条(1)(c)()の意味における）統括者となったことを知った時、又は(b) 香港証券取引所において取引される当社普通株式の処分を通じてAIA及びAIAバミューダの（ICO第9条(1)(c)()の意味における）統括者でなくなったことを知った時は、保険局に書面で速やかに通知する。
- () AIAグループ・リミテッドは、AIAグループが保険局の監督に服すること及びAIAグループ・リミテッドがICO第8条(2)に基づく統括者の「適切且つ相当」な基準に関する保険局のガイダンスの継続的な遵守を義務付けられることを確認する、保険局からAIAグループ・リミテッドへのガイダンスを遵守する。保険局は、ある者が認可された保険会社の統括者又は取締役として適切且つ相当ではないと思われる場合には異議を申し立てる権限を、ICOにより与えられている。これらの基準は、持株会社の財源の充分性；保険局の規制を受ける保険子会社を対象とした、持株会社の事業計画の実現可能性；持株会社の法律上、経営上及び運営上の構造の明瞭性；他の持株会社又は管理する主要子会社の詳細；持株会社、その取締役及び統括者が、管財人の管理下、行政管理下、清算中若しくはその他同様の手続中であるか、又は裁判所の命令に基づく判決債務の履行を怠っているか、又は刑事上の有罪判決を受けているか、又は法定の若しくは規制上の要件に違反しているか否か；グループのコーポレート・ガバナンスの健全性；グループのリスク管理の枠組の健全性；保険局の規制を受ける保険子会社が適用ある法律、規則及び規制を遵守して運営されることを確保するための、当該保険子会社からの情報の受領；保険局の規制を受ける保険子会社の業務を監督、管理するに当たったのグループの役割等である。これらの基準の追加情報については、本項の「適切且つ相当な取締役及び統括者」を参照のこと。
- () AIAグループ・リミテッドは、上記第()項に述べるガイダンスの全ての強化又は改善、及び保険局が随時公表する行政措置若しくは保険局がICOに従って定める可能性のある要件、ICOに基づく規制又は保険局が随時公表するガイダンス・ノートを履行する。

（中略）

規制体系 シンガポール

概要

AIAシンガポールは、保険法（シンガポール法第142章）（以下「シンガポール保険法」という。）に基づき、生命保険事業及び損害保険事業の両方について登録した元受保険会社として、シンガポール通貨監督庁の規制を受ける。シンガポール通貨監督庁は、シンガポールにおける登録保険会社の規制及び監督を担う。保険業の規制体系は、主にシンガポール保険法及びその関連規則並びにこれらに関連してシンガポール通貨監督庁が発行した通知、指針、通達及び実務指針からなる。シンガポール通貨監督庁は、保険規制体系（シンガポール保険法を含む。）の一部修正案を含む複数の検討課題書を発表しており、それらが実施されれば本項の内容に影響を及ぼす可能性がある。本項は、登録保険会社によるその保険事業の遂行に適用される主な規制の概観を示すものであり、保険仲介業者（登録保険会社の代理店であるか従業員であるかを問わない。）に適用される規制体系については、生命保険契約に関するものであるか損害保険契約に関するものであるかにかかわらず取り扱っていない。

（中略）

AIAシンガポールが有する免許

（中略）

シンガポールの保険会社は、所定の年間手数料を支払わなければならない。

（中略）

シンガポール通貨監督庁の監督権限

シンガポール保険法に基づき、シンガポール通貨監督庁は、とりわけ、登録保険会社に条件を課す権限を有し、既存の登録条件のいずれについても追加、変更又は撤回することができる。さらに、シンガポール通貨監督庁は、シンガポール保険法の目的を実現するために必要と考える命令を出すことができ、また保険会社の業務が公共の利益若しくは保険契約者の利益を損なうおそれのある方法又は保険会社の利益を損なうおそれのある方法で遂行されているという条件を満たす場合に必要と考える命令を保険会社に対して出すことができる。シンガポール通貨監督庁は、一定の理由に基づいて保険会社の登録を取り消す権限も有している。

自己資本要件

（中略）

登録保険会社は、上記の自己資本基準を満たさず若しくは満たさないおそれがあるか、又は財源危機事由が発生し若しくは発生するおそれがあることを知ったときには、直ちにシンガポール通貨監督庁に届け出なければならない。「財源危機事由」とは、保険会社の財源が（ ）本項「自己資本要件」（a）の定めに従って算定する金額の120%、又は（ ）本項「自己資本要件」（b）に定める最低金額のうちいずれか高額な方を下回るようになるような事由をいう。適用される場合には「2004年保険（評価及び資本）規則」、シンガポール通貨監督庁の損害保険契約上の債務評価に関するガイドライン、及びシンガポール通貨監督庁通知第319号「生命保険契約上の債務評価」に定める要件に従って、保険会社の「財源」及び「リスク合計額」のそれぞれは決定され、資産及び負債の価額が評価される。シンガポール通貨監督庁は、適切と考える場合には、保険会社に、シンガポール保険法の関連ある条項に基づき維持しなければならない自己資本基準以外の自己資本基準を満たすよう命令する権限を有する。シンガポール通貨監督庁は、保険会社に指示を与え、また保険会社が上記の自己資本基準の遵守を怠り若しくは怠る可能性があるとの通知を受けた場合又は保険会社に遵守する能力がないと認識した場合には、シンガポール通貨監督庁の特定する方法及び条件で事業を行うよう保険会社に指示する権限も有する。

（中略）

法定基金

シンガポール通貨監督庁は、保険契約者並びに登録保険会社が自らの交付する生命保険契約及び義務的な保険契約に基づき負う責任を果たすことができない場合に損害を被るおそれのあるその他の者について、補償、支援又は保護する目的で、保険契約者保護基金を維持する。保険契約者保護基金の資金を積み立てる目的で、シンガポール通貨監督庁は、登録保険会社に課税により積立金を支払わせることができる。とりわけ、シンガポール通貨監督庁は、登録保険会社の清算開始以後、（所定の例外又は制限に従い）一定の者又は保険契約者への支払を確保し、また清算中若しくは財政困難に陥った保険会社の生命保険事業又はその一部を他の登録保険会社に確実に若しくは円滑に移転させ、又は既存の保険契約に代わる生命保険契約を他の登録保険会社から保険契約者に提供させるための措置を講じること

ができる。シンガポール通貨監督庁は、保険契約者保護基金制度の改定案について意見を求め、これらの変更を2011年に実施するつもりで保険契約者保護基金制度を改定すると発表した。

資産管理

（中略）

シンガポール通貨監督庁通知第317号「生命保険勘定の資産管理」は、生命保険勘定の資産管理手順の監督に適用する基本原則を定める。同通知は、とりわけ、生命保険事業を営む保険会社の取締役会に投資委員会を設立するよう義務付け、投資委員会の責務を定め、また取締役会が投資方針を確立する責任を負うことを定め、更に生命保険事業を営む保険会社の投資方針に含めなければならない主要事項を定める。

シンガポール通貨監督庁通知第320号「有配当型生命保険事業の運営」は、有配当型ファンドを設立しているか又は設立予定の保険会社に対して、有配当型生命保険事業に関する内部統制方針を定めるよう義務付ける。保険会社は、とりわけ有配当型ファンドが内部統制方針の規則及び指針に従って運用されるよう確保する。

分離勘定要件

（中略）

シンガポール通貨監督庁通知第101号「保険勘定の管理」、シンガポール通貨監督庁通知第313号「有配当型保険契約及び無配当型保険契約を対象とする個別勘定の設定基準」及び「シンガポール通貨監督庁 保険勘定構想の実施に関するガイドライン」は、とりわけ、シンガポール保険法に基づき義務付けられた保険勘定の設定及び維持並びにシンガポールにおける登録保険会社の資産の分離に関する追加の指図及び要件を定める。シンガポール保険法は、とりわけ、保険勘定からの引出し及び全部又は一部が有配当型保険からなる保険勘定に関する要件も規定している。

保険勘定の支払能力に関する要件は、いつでも、勘定の「財源」が勘定の「リスク合計額」下回ってはならないことである。登録保険会社は、保険勘定の支払能力に関する要件を遵守しておらず又は遵守しないおそれがあるとき直ちに、直ちにシンガポール通貨監督庁に報告しなければならない。（適用される場合には）「2004年保険（評価及び資本）規則」、「シンガポール通貨監督庁 損害保険契約上の債務評価に関するガイドライン」及びシンガポール通貨監督庁通知第319号「生命保険契約上の債務評価」に定める要件に従って、保険勘定の「財源」及び「リスク合計額」のそれぞれは決定され、資産及び負債の価額は評価される。シンガポール通貨監督庁は、適切と考える場合には、保険会社に、シンガポール保険法の関連ある条項に基づき維持しなければならない勘定の支払能力に関する要件以外の勘定の支払能力に関する要件を満たすよう命令する権限を有する。シンガポール通貨監督庁は、保険会社に指示を与え、また保険会社が上記の保険勘定の支払能力要件の遵守を怠り若しくは怠る可能性があるとの通知を受け又は保険会社に能力がないと認識した場合には、シンガポール通貨監督庁の特定する方法及び条件で事業を行うよう保険会社に指示する権限も有する。

保険勘定が関連する事業に適切に帰属する保険会社の収益（当該勘定における収入を含む。）は当該保険勘定に入金され、これによる当該保険勘定の資産は、保険会社の負債及び費用のうち適切に当該勘定に帰属する部分（一定の税金を除く。）を賄うためにのみ充当される。

再保険

（中略）

シンガポール通貨監督庁通知第208号及び第316号「金融再保険」は、損害保険事業及び生命保険事業をそれぞれ営む登録保険会社の金融再保険について一定の要件を課す。かかる要件には、とりわけ、慎重な経営監督、会計処理、情報開示及び報告義務に関する強制的な要件、保険リスクの移転に関する指針、並びに（元受生命保険会社については）とりわけ財務再保険契約の締結前の承認要件が含まれる。

商品の規制

（中略）

保険会社は、シンガポール通貨監督庁通知第302号「商品の開発及び価格決定」に基づき、保険商品及び投資関連保険契約の従属ファンドの価格決定及び開発について慎重な経営監督を行うこと、及び、一定の新商品の提供前に、場合に応じてシンガポール通貨監督庁の承認を得るか又はシンガポール通貨監督庁に届け出なければならない、かかる承認の要求又は届出には、とりわけ、保険料率表に記載される情報を含めなければならない。さらに、シンガポール通貨監督庁は、「シンガポール通貨監督庁 保険事業におけるリスク管理実務に関するガイドライン 主要な事業活動」を発行しており、かかるガイドラインにおいて、特に商品開発及び価格設定に係るリスク管理実務全般についてさらに詳細な指針を示している。

（中略）

市場行動基準

（中略）

シンガポール通貨監督庁通知第211号「元受損害保険会社向け最低限及び最良の実務研修及び資格に係る基準」は、元受損害保険会社に対して、必要な登録をしており且つ最低限の適格要件を満たす（免除が適用されている場合を除く。）代理店又は職員が取り次いだ保険契約のみしか締結しないよう要求する。さらに、同基準は、元受損害保険会社に対して、当該保険会社の商品を販売し又はこれに関して販売上の助言を行う代理店の職員が適切に研修を受けていること、またフロントエンド商品の販売員が、損害保険商品に関して販売上の助言を行い若しくはこれらの販売を行い、又は保険金請求の取り扱いを行うことを許可される前に、適格要件を満たしている（免除が適用されている場合を除く。）ことを徹底するよう要求する。任意の最良の実務規準は、元受損害保険会社がフロントエンド商品の販売員のための研修及び資格計画を実施する際に適用される。「シンガポール通貨監督庁 元受損害保険会社の市場行動基準及びサービス基準に関するガイドライン」は、保険契約を商品として提供する元受損害保険会社に求められる行動基準について定めている。

（中略）

シンガポール通貨監督庁通知第120号「傷害・疾病保険商品に係る開示及び助言手続要件」は、情報開示並びに傷害・疾病保険及び傷害・疾病給付金を支給する生命保険の被保険者に対する助言の提供に関する強制的な要件及び最良の実務基準について定めている。

シンガポール通貨監督庁通知第320号「有配当型生命保険事業の運営」は、元受生命保険会社に対し、有配当型保険契約に関連する商品概要及び年次配当金の最新情報について、一定の開示要件の遵守を義務付けている。

また、シンガポール生命保険協会及びシンガポール損害保険協会により発行された規範／指針等の業界における各種実務規範も保険会社に適用される。

更に、シンガポール保険法並びに関連する規定、通知、指針及び通達には、保険会社による融資、貸付及び信用枠の供与に関して、保険会社がかかるとして活動を行う場合に遵守しなければならない規則が定められる。

（中略）

マネーロンダリング防止

登録生命保険会社は、シンガポール通貨監督庁通知第314号「マネーロンダリング防止及びテロ資金供与撲滅 生命保険会社」及び関連する指針及び法令に基づくマネーロンダリング防止及びテロ資金供与撲滅を目的とした義務を遵守しなければならない。

財務報告要件

2004年保険（会計記録及び計算書）規則は、様々な報告義務を定め、登録保険会社の決算報告書及びその他の計算書を作成する書式を定める。

（中略）

保険数理人

生命保険事業及び損害保険事業を営む登録保険会社はまた、各計算期間ごとに、シンガポール通貨監督庁に承認された保険数理人による（ ）とりわけ「ストレス・テスト」の実施による当該保険会社の生命保険事業の財政状態についての調査、及び（ ）当該保険会社の損害保険事業の保険契約に関する債務についての調査も受けなければならない。保険数理人は、シンガポール通貨監督庁の承認を受けなければならない。元受生命保険会社は、とりわけ、対象保

険会社の生命保険事業に係る財政状態に重大な悪影響を及ぼすと考える事項を含む様々な事項について、元受生命保険会社の主たる役員に対して報告する義務を負う保険数理人を任命しなければならない。元受生命保険会社が保険数理人からその主たる役員に報告のあった事項について、合理的な期間内にこれを是正するための適切な措置を講じない場合には、保険数理人は、速やかに上記報告書の写しをシンガポール通貨監督庁に送付しなければならない。

シンガポール通貨監督庁通知第312号「元受生命保険会社の財政状態に関するストレス・テスト」は、元受生命保険会社に対して、様々なリスクが当該保険会社の財政状態に与える影響を評価するために、ストレス・テストを実施するよう求めている。ストレス・テストは当該保険会社が任命する保険数理人により当該通知の要件に従って行われ、またストレス・テストの報告書はシンガポール通貨監督庁に置かれ、当該保険会社の取締役会及び上級経営陣により（当該通知の要件を考慮に入れた）審議を受ける。審議の議事録及び取締役会の推奨事項は抜粋の上、シンガポール通貨監督庁に提出される。

（中略）

その他規制上の検討事項

（中略）

当社は、直接米国上場規則の適用を受けないが、AIGとの間に関係を有し、またAIGが上記の法律及び規則を継続的に遵守しなければならないことから、いくつかの米国連邦法及び州法の遵守状況を継続的に監視する必要がある。また、当社は、AIGが支配権の徴憑を有する限り、AIG枠組契約に従って、AIGの法令遵守方針及び手続を遵守しなければならない。事実上の（又は消極的な）支配関係の存在の有無は、AIGが保有する当社普通株式の割合、当社取締役会に対するAIGの取締役派遣、及びAIGグループ又はFRBNYを一方当事者としAIAグループを他方当事者とする関連性を有する継続的な契約上の取決め等、あらゆる関連事実及び状況を考慮した上AIGにより評価される。グローバル・オフアリング後も、AIGが当社の取締役会に取締役を派遣し、また相当な持株株式を保有することから（グローバル・オフアリング直後に、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定すると、AIGの全額出資子会社AIAオーロラLLCは、当社普通株式及び議決権の51.4%を保有することになると予測される。）、当社は、引き続きAIG枠組契約に定める法令遵守及び情報報告義務を守らなければならない。上記の取決めに関するその他情報については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - 特定の株主の取決め - AIG枠組契約」及び「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社とAIGグループとの関係に関するリスク - 当社とAIGとの関係に起因し、当社は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、制限及び費用負担を当社に課す米国の法律を遵守する必要がある。」を参照のこと。

当社は、グローバル・オフアリングを行うにあたり、いかなる米国監督機関からの承認も必要としない。

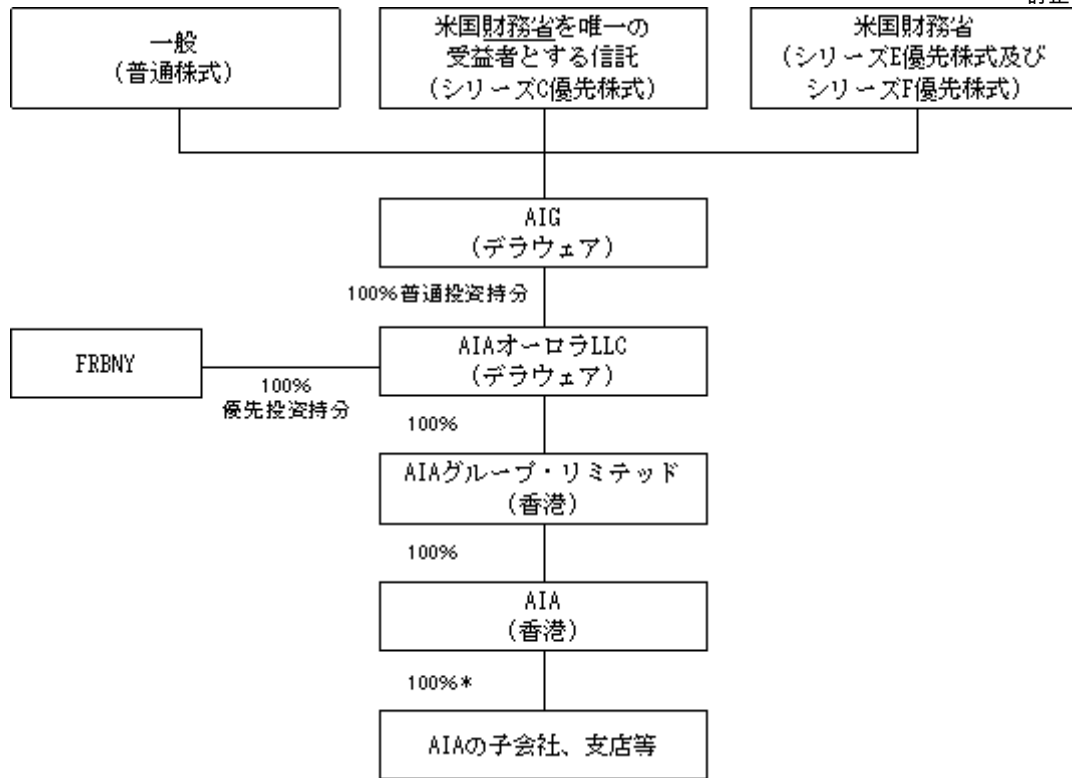
（4）AIGグループと当社の関係

<訂正前>

AIGグループの所有構造

グローバル・オフアリング直前

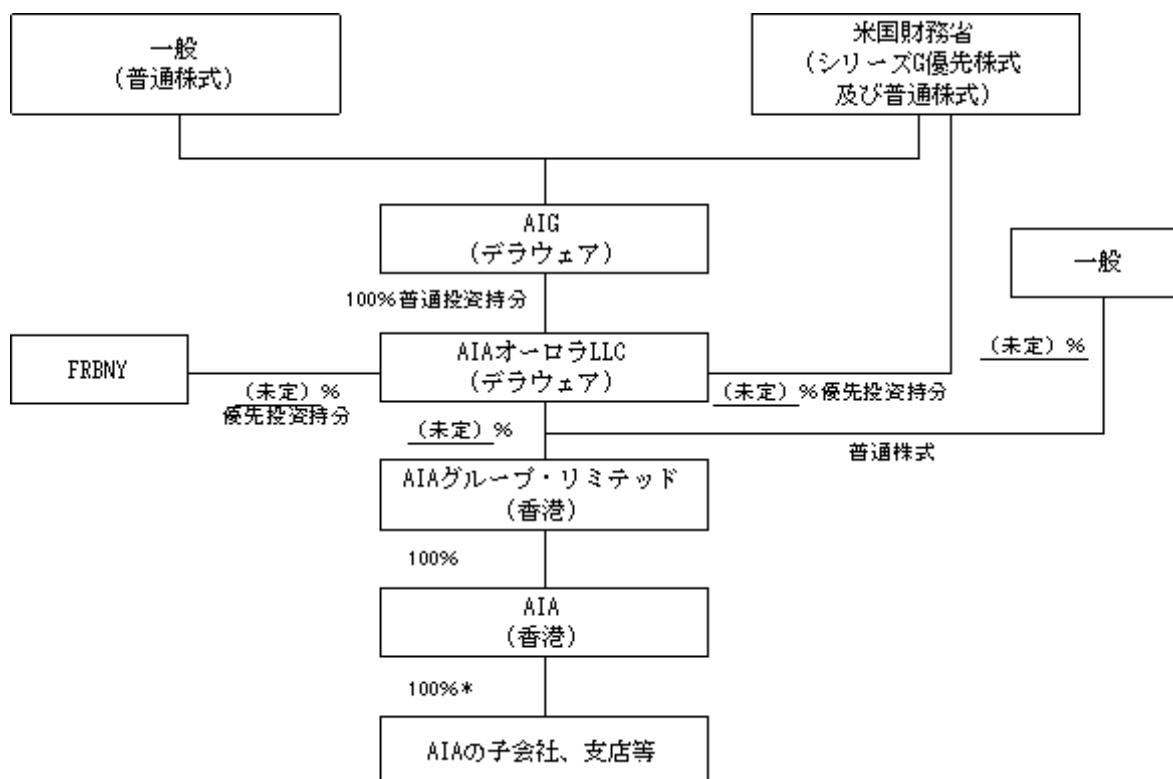
下記の図は、グローバル・オフアリング直前のAIAグループにおける各々の持分に関連するAIGグループ、FRBNY及び米国財務省の関係の簡略図である。



*フィラムライフ（99.78%）以外及びAIAインドにおける当社持分（26%）

AIGの資本強化の完了後

下記の図は、AIGの資本強化が本項の「AIGの資本強化」に記載の通り実行された場合、その完了（現在、2011年第1四半期に予定されている。）直後において予測されるAIAグループにおける各々の持分に關するAIGグループ、FRBNY及び米国財務省の關係の簡略図である。



*フィラムライフ（99.78%）以外及びAIAインドにおける当社持分（26%）

AIAグループ・リミテッドの所有

グローバル・オフリングの完了前及び直後両方における当社の最大株主は、FRBNY取引に關連して2009年8月11日に設立されたデラウェアの有限責任会社であるAIAオーロラLLCとなる予定である。グローバル・オフリング直前、AIAオーロラLLCは、当社の全発行済普通株式を保有する予定である。グローバル・オフリング完了直後、AIAオーロラLLCは、約（未定）%の当社の発行済普通株式（又は売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが全て行使された場合、当社の発行済普通株式の約（未定）%）を保有する見込みである。

AIAオーロラLLCの所有

AIGは、100%のAIAオーロラLLCの議決権（取締役会全体の任命権を含む。）を有するAIAオーロラLLCの普通投資持分の100%を保有する。FRBNY買取契約により予定されている取引の終結に關連して、2009年12月1日付でAIG、AIRCQ、FRBNY及びAIAオーロラLLCは、各当事者のAIAオーロラLLCの所有権及び支配権の要項を定めるAIAオーロラLLCの第4修正再表示版有限責任会社契約（以下「LLC契約」という。）を締結した。LLC契約に従って、FRBNYは、AIAオーロラLLC及びその子会社における特定の支配権を、AIAオーロラLLCの優先投資持分の残余財産分配優先権が完全に支払われるまで、FRBNYの利益を保護するために要求している。FRBNYは、AIAオーロラLLCの無議決権優先投資持分を100%保有している。LLC契約の条件に關する詳細は、本項の「特定の株主の取決め - LLC契約」を参照のこと。AIGの資本強化が原則的合意に沿って実行された場合、AIGの推定では、米国財務省はAIAオーロラLLCの約（未定）%の残存する優先投資持分（約（未定）米ドル相当の推定残余財産分配優先権を伴う。）を保有し、FRBNYはAIAオーロラLLCの約（未定）%の残存する優先投資持分（約（未定）米ドル相当の推定残余財産分配優先権を伴う。）を保有することとなる。上

記の推定は、検討中の資産売却による収入及び検討中の資金調達取引による調達額並びにAIGの業務からの追加資金に関する現在の推定に基づくものであり、これらはAIGの資本強化の完了時に得られる実際金額と大幅に異なる可能性がある。さらに、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定し、また売出価格が仮条件の中間値（当社普通株式1株当たり（未定）香港ドル）に等しいと仮定すると、AIAオーロラLLCがグローバル・オフリングにより調達できる正味収入は、それに関連して支払う推定手数料及び費用の控除後で、（未定）香港ドル（（未定）米ドル）になると推測される。

AIGの所有者

米国財務省は、AIGの2シリーズの無議決権優先株式（以下、「シリーズE優先株式」及び「シリーズF優先株式」という。）を保有している。但し、AIGの取締役会に対してさらに2名の取締役又は特定の状況においてAIG取締役メンバーの総数の20%までのいずれか多い方を選ぶことができる。また、FRBNY融資契約に従い、2009年3月4日にAIGは、2009年1月16日付のAIGクレジット・ファシリティ・トラスト契約に基づきAIGの優先株式の第3シリーズ（以下「シリーズC優先株式」という。）100,000株を、米国財務省を唯一の受益者とする信託として設立されたAIGクレジット・ファシリティ・トラストに対して発行した。AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、3つの独立した受託者により監視されており、AIGのシリーズC優先株式及び普通株式の議決権のうちの約77.9%を有するシリーズC優先株式の全発行済株式を保有する。残り22.1%の議決権は、AIGの普通株式の株主が保有する。

（中略）

経営上の独立性

（中略）

さらに、当社は、当社の監督機関が規定するガイダンス及び発展するベスト・プラクティスを実施する目的で、当社のコーポレート・ガバナンスの慣行を随時見直し、また当社取締役会への非執行会長及び主席独立取締役職の導入などの追加的なコーポレート・ガバナンス・イニシアチブを採用する予定である。

（中略）

財務上の独立性

（中略）

2010年5月30日現在、当社の関係者（AIGグループを含む。）に対する債権残高は3百万米ドル、債務残高は76百万米ドルであった。AIGグループに対する全ての非営業債権・債務残高は上場日より前に全額決済され、また残高があっても当社の財政状態との関連上重要なものではなく、当社の財務上の独立性に影響を与えない。追加情報については、「第6 経理の状況」に記載の会計士報告書の財務情報に対する注記41を参照のこと。

（中略）

特定の株主の取決め

（中略）

議決権及びFRBNY承認権

（中略）

FRBNYは、AIAオーロラLLCが同社の所有する当社普通株式の売却による正味収入（最低で136億米ドル相当）を全額受領したときに、FRBNY契約に基づいて発生するFRBNYの承認権が終了することに同意している。グローバル・オフリングによりAIAオーロラLLCが受領する正味収入は、約（未定）米ドルと推定される。FRBNY枠組契約に基づく承認権の終了にかかわらず、FRBNY又は米国財務省は、予定されているAIGの資本強化に関連してFRBNYから権利の譲渡を受けた後、AIAオーロラLLC及びアリコSPV双方の優先投資持分に関する残存する残余財産分配優先権が全額支払われるまでの間、AIAオーロラLLCが行う行為（AIAオーロラLLCが保有するAIAグループ・リミテッドの株式の投票を含む。）に関して、実質的に同等の承認権を引き続き保持する。

（中略）

FRBNYによる当社普通株式を受領する権利

（中略）

分配要求に準じたFRBNYに対する分配証券の分配を完了するにあたり、FRBNYが保有している優先投資持分に関しては、AIAオーロラLLCが償還するよう義務づけられている残余財産分配優先権の総額から、分配された当社普通株式の売買高と同等額が減額される。香港証券取引所における、かかる当社普通株式の分配要求の日から2取引日前に終わる連続10日間の平均最終売値は、当該売買高の計算に使用される。分配要求の対象となり得る当社普通株式の最大値は、当時最新の残余財産分配優先権の価格と同等となる。例示目的のみとして、グローバル・オファリングにおける売出株式の売出からの純利益の分配を受けて、（未定）米ドルの残余財産分配優先権が残ると仮定すると、最新情報確認日に分配要求の対象となり得るAIAオーロラLLCが保有する当社普通株式の最大割合は、（未定）%（AIAオーロラLLCが、グローバル・オファリング直後に当社普通株式（未定）株を保有し、売出価格を平均最終売値とすると仮定した場合。）の予定である。

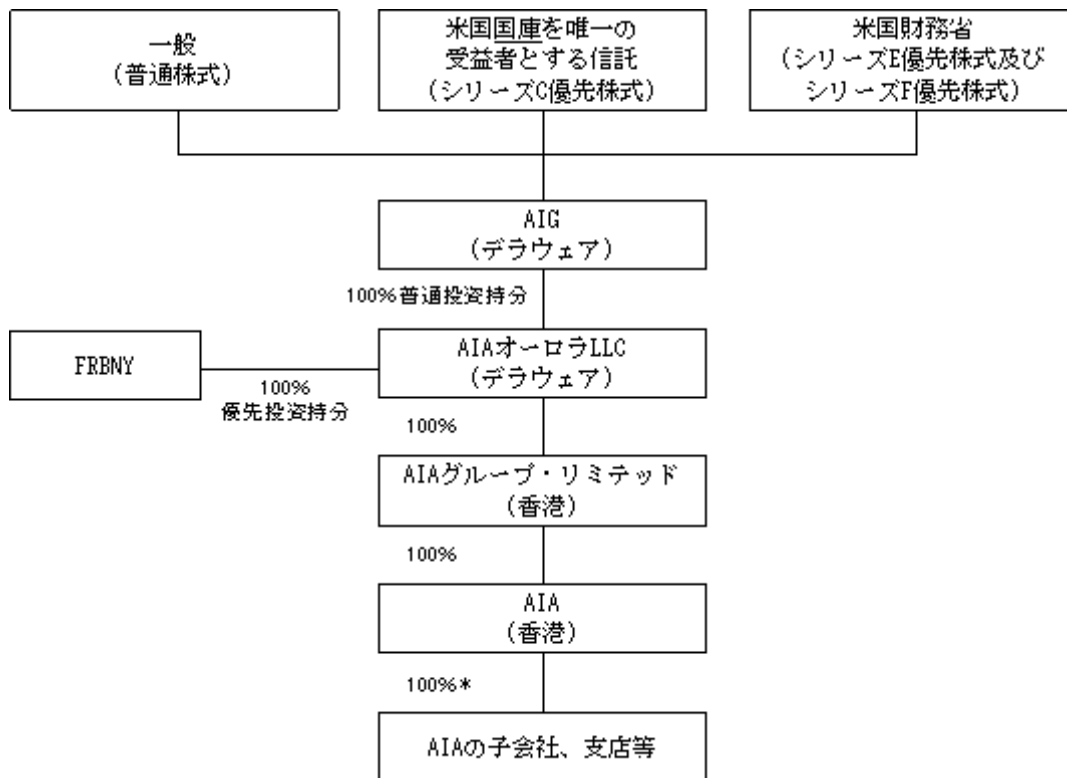
（後略）

<訂正後>

AIGグループの所有構造

グローバル・オファリング直前

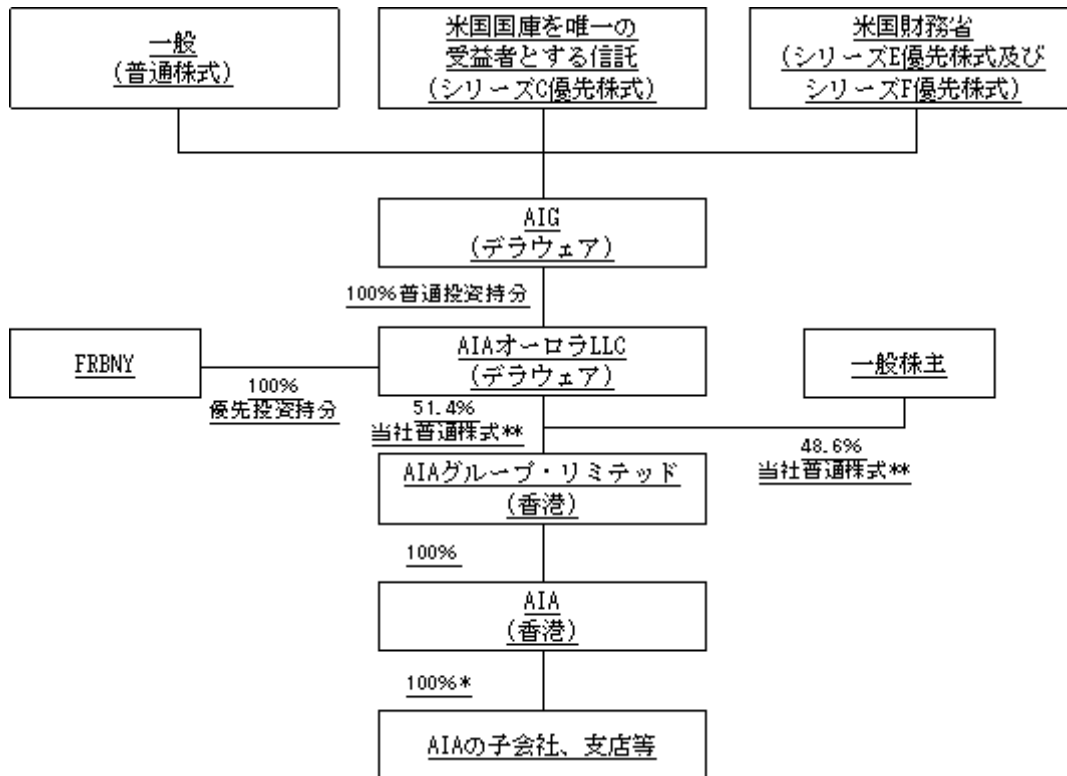
下記の図は、グローバル・オファリング直前のAIAグループにおける各々の持分に関連するAIGグループ、FRBNY及び米国財務省の関係の簡略図である。



*フィラムライフ（99.78%）以外及びAIAインドにおける当社持分（26%）

グローバル・オファリング直後

下記の図は、グローバル・オファリング直後のAIAグループにおける各々の持分に関連するAIGグループ、FRBNY及び米国財務省の関係の簡略図である。

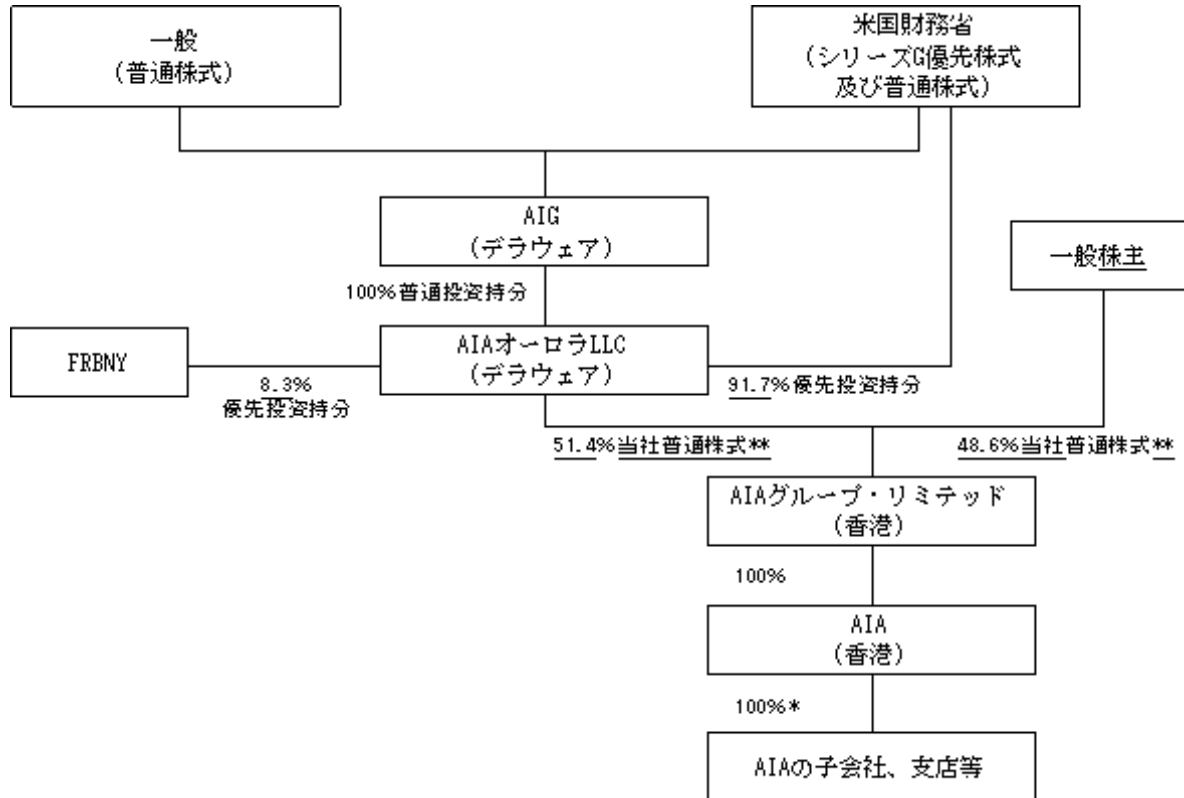


*フィラムライフ（99.78%）以外及びAIAインドにおける当社持分（26%）

**売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定した場合の数値。売出規模調整オプション、オーバーアロットメント・オプション及びこれらが当社の株式保有構造に与える影響に関する追加情報については、「第二部 - 第5 - 1 株式等の状況 - (4) 大株主の状況」を参照のこと。

AIGの資本強化の完了後

下記の図は、AIGの資本強化が本項の「AIGの資本強化」に記載の通り実行された場合、その完了（現在、2011年第1四半期に予定されている。）直後において予測されるAIAグループにおける各々の持分に關するAIGグループ、FRBNY及び米国財務省の關係の簡略図である。



*フィラムライフ（99.78%）以外及びAIAインドにおける当社持分（26%）

**売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定した場合の数値。売出規模調整オプション、オーバーアロットメント・オプション及びこれらが当社の株式保有構造に与える影響に關する追加情報については、「第二部 - 第5 - 1 株式等の状況 - (4) 大株主の状況」を参照のこと。

AIAグループ・リミテッドの所有

グローバル・オファリングの完了前及び直後両方における当社の最大株主は、FRBNY取引に關連して2009年8月11日に設立されたデラウェアの有限責任会社であるAIAオーロラLLCとなる予定である。グローバル・オファリング直前、AIAオーロラLLCは、当社の全発行済普通株式を保有する予定である。グローバル・オファリング完了直後、且つ売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定した場合、AIAオーロラLLCは、当社の発行済普通株式の約51.4%（又は売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが全て行使された場合、当社の発行済普通株式の約32.9%）を保有する見込みである。グローバル・オファリング完了直後、且つ売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定した場合、当社の発行済普通株式の約48.6%（又は売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが全て行使された場合、当社の発行済普通株式の約67.1%）は、一般株主により保有される見込みである。売出規模調整オプション、オーバーアロットメント・オプション及びこれらが当社の株式保有構造に与える影響については、「第二部 - 第5 - 1 株式等の状況 - (4) 大株主の状況」を参照のこと。

AIAオーロラLLCの所有

AIGは、100%のAIAオーロラLLCの議決権（取締役会全体の任命権を含む。）を有するAIAオーロラLLCの普通投資持分の100%を保有する。FRBNY買取契約により予定されている取引の終結に関連して、2009年12月1日付でAIG、AIRC、FRBNY及びAIAオーロラLLCは、各当事者のAIAオーロラLLCの所有権及び支配権の要項を定めるAIAオーロラLLCの第4修正再表示版有限責任会社契約（以下「LLC契約」という。）を締結した。LLC契約に従って、FRBNYは、AIAオーロラLLC及びその子会社における特定の支配権を、AIAオーロラLLCの優先投資持分の残余財産分配優先権が完全に支払われるまで、FRBNYの利益を保護するために要求している。FRBNYは、AIAオーロラLLCの無議決権優先投資持分を100%保有している。LLC契約の条件に関する詳細は、本項の「- 特定の株主の取決め - LLC契約」を参照のこと。AIGの資本強化が原則的合意に沿って実行された場合、AIGの推定では、米国財務省はAIAオーロラLLCの約91.7%の残存する優先投資持分（約130億米ドル相当の推定残余財産分配優先権を伴う。）を保有し、FRBNYはAIAオーロラLLCの約8.3%の残存する優先投資持分（約12億米ドル相当の推定残余財産分配優先権を伴う。）を保有することとなる。上記の推定は、検討中の資産売却による収入及び検討中の資金調達取引による調達額並びにAIGの業務からの追加資金に関する現在の推定に基づくものであり、これらはAIGの資本強化の完了時に得られる実際の金額と大幅に異なる可能性がある。さらに、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定し、また売出価格が仮条件の中間値（当社普通株式1株当たり19.03香港ドル）に等しいと仮定すると、AIAオーロラLLCがグローバル・オフアリングにより調達できる正味収入は、それに関連して支払う推定引受手数料及び費用（引受人に支払われる可能性がある裁量的奨励手数料を除く。）の控除後で、約109,077.1百万香港ドル（14,061.2百万米ドル）になると推測される。

AIGの所有者

米国財務省は、AIGの2シリーズの無議決権優先株式（以下、「シリーズE優先株式」及び「シリーズF優先株式」という。）を保有している。但し、AIGの取締役会に対してさらに2名の取締役又は特定の状況においてAIG取締役メンバーの総数の20%までのいずれか多い方を選ぶことができる。また、FRBNY融資契約に従い、2009年3月4日にAIGは、2009年1月16日付のAIGクレジット・ファシリティ・トラスト契約に基づきAIGの優先株式の第3シリーズ（以下「シリーズC優先株式」という。）100,000株を、米国国庫を唯一の受益者とする信託として設立されたAIGクレジット・ファシリティ・トラストに対して発行した。AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、3つの独立した受託者により監視されており、AIGのシリーズC優先株式及び普通株式の議決権のうちの約79.8%を有するシリーズC優先株式の全発行済株式を保有する。残り20.2%の議決権は、AIGの普通株式の株主が保有する。

（中略）

経営上の独立性

（中略）

さらに、当社は、当社の監督機関が規定するガイダンス及び発展するベスト・プラクティスを実施する目的で、当社のコーポレート・ガバナンスの慣行を随時見直し、また追加的なコーポレート・ガバナンス・イニシアチブを採用する予定である。

（中略）

財務上の独立性

（中略）

2010年5月31日現在、当社の関係者（AIGグループを含む。）に対する債権残高は3百万米ドル、債務残高は76百万米ドルであった。AIGグループに対する全ての非営業債権・債務残高は上場日より前に全額決済され、また残高があっても当社の財政状態との関連上重要なものではなく、当社の財務上の独立性に影響を与えない。追加情報については、「第6 経理の状況」に記載の会計士報告書の財務情報に対する注記41を参照のこと。

（中略）

特定の株主の取決め

（中略）

議決権及びFRBNY承認権

（中略）

FRBNYは、AIAオーロラLLCが同社の所有する当社普通株式の売却による正味収入（最低で136億米ドル相当）を全額受領したときに、FRBNY契約に基づいて発生するFRBNYの承認権が終了することに同意している。売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定し、また売出価格が仮条件の中間値（当社普通株式1株当たり19.03香港ドル）に等しいと仮定すると、AIAオーロラLLCがグローバル・オフアリングにより調達できる正味収入は、それに関連して支払う推定引受手数料及び費用（引受人に支払われる可能性がある裁量的奨励手数料を除く。）の控除後で、約109,077.1百万香港ドル（14,061.2百万米ドル）になると推測される。FRBNY枠組契約に基づく承認権の終了にかかわらず、FRBNY又は米国財務省は、予定されているAIGの資本強化に関連してFRBNYから権利の譲渡を受けた後、AIAオーロラLLC及びアリコSPV双方の優先投資持分に関する残存する残余財産分配優先権が全額支払われるまでの間、AIAオーロラLLCが行う行為（AIAオーロラLLCが保有するAIAグループ・リミテッドの株式の投票を含む。）に関して、実質的に同等の承認権を引き続き保持する。

（中略）

FRBNYによる当社普通株式を受領する権利

（中略）

分配要求に準じたFRBNYに対する分配証券の分配を完了するにあたり、FRBNYが保有している優先投資持分に関しては、AIAオーロラLLCが償還するよう義務づけられている残余財産分配優先権の総額から、分配された当社普通株式の売買高と同等額が減額される。香港証券取引所における、かかる当社普通株式の分配要求の日から2取引日前に終わる連続10日間の平均最終売値は、当該売買高の計算に使用される。分配要求の対象となり得る当社普通株式の最大値は、当時最新の残余財産分配優先権の価格と同等となる。例示目的のみとして、グローバル・オフアリングにおける売出株式の売出しからの差引手取金の分配後において、約167億米ドルの残余財産分配優先権が残存すると仮定した場合、グローバル・オフアリング直後にAIAオーロラLLCが保有する全ての当社普通株式は、分配要求の対象となり得る（この場合、（売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定において）AIAオーロラLLCがグローバル・オフアリング直後に当社普通株式6,186,586,201株を保有すると仮定し、且つ売出価格の仮条件の中間値（19.03香港ドル）を平均最終売値として使用する。）。

（後略）

4【関係会社の状況】

（2）子会社

<訂正前>

（前略）

2010年5月31日現在、AIAグループの子会社総数は55社である。当社取締役の兼任状況については、「第二部 - 第5 - 4 役員の状況 - (1) 取締役・役員」を、主要な事業の内容、発行済株式資本及び各子会社の議決権に対するAIAグループの所有割合については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記43を、それぞれ参照のこと。

<訂正後>

（前略）

2010年5月31日現在、AIAグループの子会社総数は55社である。当社取締役の兼任状況については、「第二部 - 第5 - 4 役員の状況 - (1) 取締役・役員」を、主要な事業の内容、発行済株式資本及び各子会社の議決権に対するAIAグループの所有割合（2010年5月31日現在、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドは当社が直接保有し、それ以外の子会社は全て当社にて間接保有）については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記43を、それぞれ参照のこと。

（ 3 ） 関連会社

< 訂正前 >

（ 前 略 ）

2010年5月31日現在、AIAグループの関連会社総数は17社である。当社取締役の兼任状況については、「第二部 - 第5 - 4 役員の状況 - (1) 取締役・役員」を、主要な事業の内容及び各関連会社の議決権に対するAIAグループの所有割合については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記15を、それぞれ参照のこと。

< 訂正後 >

（ 前 略 ）

2010年5月31日現在、AIAグループの関連会社総数は17社である。当社取締役の兼任状況については、「第二部 - 第5 - 4 役員の状況 - (1) 取締役・役員」を、主要な事業の内容及び各関連会社の議決権に対するAIAグループの所有割合（2010年5月31日現在、全て間接保有）については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記15を、それぞれ参照のこと。

第3【事業の状況】

4【事業等のリスク】

< 訂正前 >

（ 前 略 ）

当社の事業全体に関するリスク

（ 中 略 ）

当社の投資ポートフォリオが特定の資産区分、市場又は経済分野に集中することにより、当社が投資損失を被るリスクが増加する可能性がある。

当社の投資ポートフォリオは主に確定利付証券からなっており、当社は、多額の国債及び政府機関債並びに社債を保有している。その結果、当社は、ソブリン及び企業の発行体に対して相当程度の信用エクスポージャーを有している。特に、2010年5月31日現在、当社は、タイ・パーツで発行された帳簿価額8,714百万米ドル相当のタイ国債を保有しており、これは当社の本保険契約者及び株主運用資産の帳簿価額総額の13.1%に相当する。当社はまた、銀行その他の金融機関に対しても相当程度のリスク・エクスポージャーを有している。特定の業界、資産区分、関係する業界グループ、国又は地域に対して悪影響を与える事象又は進展は、当社のポートフォリオが集中している限度で、当社の投資ポートフォリオにより大きな悪影響を与える可能性がある。当社の投資ポートフォリオにおけるこの種の集中は、当社がこれらの投資のいずれかにおいて多額の損失を被った場合に、当社の財政状態及び経営成績が重大な悪影響を受けるリスクを増大させる。

（ 中 略 ）

当社は、当社の投資ポートフォリオにおいて多額のソブリン債務を保有している。

当社は、当社の投資ポートフォリオにおいて多額の現地通貨及び外国通貨建てのソブリン債務を保有しており、したがって当社は潜在的なソブリン債務の信用悪化及び不履行のリスクにさらされている。当社は、2010年5月31日現在、主にアジア・パシフィック地域の政府により発行された帳簿価額20,060百万米ドルの国債を保有しており、これは当社の本保険契約者及び株主運用資産の帳簿価額の30.1%に相当する。特に、2010年5月31日現在、当社は、タイ・パーツ建てで発行された帳簿価額8,714百万米ドルのタイ国債を保有していた。

（ 中 略 ）

AIAグループのロゴの商標としての登録は審査中である。

最終情報確認日現在、当社は、AIAグループが事業を行っている全ての法域（既に登録が取得されているブルネイを除

く。)において、現在のAIAのロゴの登録手続を進めている。

上記の通り、AIAグループのブランド名及び知的財産権はAIAグループの重要な資産であり、当社はアジア・パシフィック地域全域において様々なAIAのロゴについて従前の商標登録を取得してきた。最終情報確認日現在、当社は当社の知的財産権の重大な侵害を認識しておらず、また、当社はAIAのロゴに関する第三者の知的財産権の侵害を防止するために全ての合理的な対策を講じていると信じている。

(中略)

当社の企業構造に関連するリスク

AIGグループ、FRBNY、米国財務省又はAIGクレジット・ファシリティ・トラストの利益は、投資家又は当社の利益と合致しない可能性がある。

グローバル・オフリングの完了直後に、AIAオーロラLLCは、当社の発行済普通株式の約(未定)% (又は、売出規模調整オプション及びオーバー・アロットメントオプションが全額行使された場合には約(未定)%)を保有することとなる。AIAオーロラLLCの議決権付普通投資持分は全てAIGが保有している。その結果、AIAオーロラLLC及びAIGは、当社の事業に対して重要な影響力を行使することが可能となる。香港上場規則及び当社定款に基づき、当社は、一定の会社関連事項に関し、株主の承認を求めることが要求されている。AIAオーロラLLCによる議決権行使は、かかる事項についての当社取締役会の決定と一致しない可能性がある。さらに、香港上場規則又は当社定款に基づき当社取締役会承認のみを要する会社関連事項についても、AIAオーロラLLCが、当社取締役を交替若しくは解任し、且つ/又は当社取締役会の決議を覆すための決議を可決するため株主総会を招集することにより、当社取締役会の決定を覆し、AIGの決定とは異なる行為を当社に行わせる可能性がある。AIAオーロラLLCが当社取締役を解任若しくは交替し、又はその他当社取締役会の決定を覆した場合、当社の事業運営が中断し、当社取締役会が既に承認した取引に関わる第三者より請求を受けることとなる可能性がある。

グローバル・オフリングの完了後、AIGグループ及びAIAグループの間で様々な利益相反が生じる可能性がある。AIAグループは、過去にAIGグループと様々な取引を行っており、将来においても行う可能性がある。「第二部 - 第3 - 5 経営上の重要な契約等 - 関連取引」を参照のこと。グローバル・オフリングの後、当社は、関連取引に関して適用ある香港上場規則(「規定通り香港証券取引所が放棄したものを除く。」)及びその他の規制を遵守する意向である。また、AIGグループ及びAIAグループは互いに競争することを何ら制限されていない。将来の事業機会に関する利益相反を含め、AIAグループ及びAIGグループの間に何らの利益相反も生じないとの保証はなく、またかかる利益相反が当社に有利に解決されるとの保証もない。

AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、AIGのシリーズC優先株式及び普通株式を合わせた議決権の約77.9%に当たるAIGのシリーズC優先株式を専ら米国国庫のために保有しており、したがって、AIGグループに影響力を行使することが可能である。AIGの資本強化が「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - AIGの資本強化」に記載される原則的合意に基づいて実施された場合、米国財務省は、AIGの普通株式のうち約92.1%に相当する持分を有することになる。FRBNYはAIGの重要な債権者であり、AIAグループに関する多数の重要事項につきFRBNYの事前承認が条件とされている。FRBNY、米国財務省及びAIGクレジット・ファシリティ・トラストの利益(公共の利益を含む。)は投資家又は当社の利益と相反する可能性があり、FRBNY、米国財務省及び専ら米国国庫の利益のため行動するAIGクレジット・ファシリティ・トラストは、当社の事業、財政状態若しくは経営成績又は当社普通株式の市場価値に重大な悪影響を及ぼす行動を取る可能性がある。

(中略)

当社とAIGグループとの関係に関するリスク

(中略)

当社は、AIGグループとの競争に直面する可能性がある。

(中略)

当社の地域別市場の一部においては、当社は、損害保険商品の取扱いを許可するライセンスを保有している。当社の損害保険事業は、当社の事業の比較的小さな部分を占めるに過ぎない。2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期の当社の損害保険事業(傷害・疾病保険、自動車保険、並びに対物賠償責任保険及び総合賠償責任保険の事業分野を含む。)から得た保険料純額は、それぞれ23百万米ドル、25百万米ドル、26百万米ドル及び15百万米ドルであった。比較的小さい当該事業の

規模に鑑み、当社は、AIAグループ及びAIG保険関係会社間の競争の程度は当社の事業にとって重要ではないと考えている。当社がこれらの地域別市場又はその他の地域別市場において損害保険商品の取扱いを拡大しようとした場合、当社は、これらの地域別市場において損害保険事業を提供するAIG保険関係会社からの競争圧力を受ける可能性がある。また、当社の市場の一部においては、傷害・疾病保険商品は生命保険会社（単独で又は特約として）及び損害保険会社（単独で）の双方により販売されている。したがって、当社は、傷害・疾病保険商品の販売に関し、AIG保険関係会社からの競争圧力を受ける可能性がある。特に、チャーティス社は、現在当社の地域別市場の多くで、個人、小企業及び多国籍企業のために広範な損害保険商品を取り扱っており、その品揃えには傷害・疾病保険及び従業員給付商品が含まれている。

（中略）

当社とAIGとの関係に起因し、当社は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、制限及び費用負担を当社に課す米国の法律を遵守する必要がある。

当社は、AIG及びその子会社に適用される米国連邦証券取引法並びにその他様々な米国の法律、規則及び規制をAIGが遵守することを可能にすることを主たる目的として、AIG枠組契約を締結した。したがって、AIG枠組契約の条件に従い、当社は、FCPA、2002年サーベンス・オクスリー法、OFACが施行する貿易制裁に係る法律及び規制、並びにその他の米国の法律、規則及び規制等、当社の競争会社に影響を与えない可能性のある一定の米国の法律、規則及び規制を遵守し続ける必要がある。これらの法律、規則及び規制は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、コンプライアンス費用の負担及び当社の事業に対する制約を当社に課すものである。例えば、FCPAは、事業の取得又は維持を目的として米国の会社及びその仲介者が外国の公務員に対して一定の支払を行うことを一般的に禁止している。当社とAIGとの関係に起因して当社がFCPA上の要求に従う義務を負う限り、当社は、多額の罰金を科され、また当社に重大な結果をもたらす可能性のあるその他の規制上の執行措置を受ける可能性がある。当社は一切の適用ある米国の法律、規則及び規制を遵守する意向であり、当社の競争会社がかかる法律、規則及び規制を遵守することを要しない限度において、当社は、競争上不利な地位に置かれる可能性がある。また、当社は、AIGがAIAに関して支配権の徴憑を有する限り、これらの米国の法律、規則及び規制に関するAIGのコンプライアンス方針を遵守することに同意した。グローバル・オフリングの後、当社は、AIGによる継続的な取締役派遣及び高い持株比率（グローバル・オフリングの直後においては、AIGの完全子会社であるAIAオーロラLLCは、売出規模調整オプション及びオーバー・アロットメントオプションが行使されない~~と仮定した場合~~、当社普通株式及び議決権の（未定）％を保有する予定である。）の結果として、AIG枠組契約に基づき、AIGのコンプライアンス方針及び手続の適用を受け続けることになる。当社は、これらの法律及び規制並びに類似の法律及び規制の遵守に関する当社の方針が有効であると保証することはできない。当社がかかる法律及び規制に違反したとの判断がなされれば、当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

当社の業界に関するリスク

（中略）

支払能力要件及びリスク・ベースの自己資本規制を遵守することにより、当社は追加の増資を実施し、事業戦略を変更し、又は当社の成長を減速させることを余儀なくされる可能性がある。

（中略）

インドネシア、シンガポール及びフィリピンにおける規制体系は、現在、リスク・ベースの資本制度を用いている。その他の市場もかかる制度に移行しつつある。韓国では、2009年4月1日をもって、従前保険会社に適用されていたソルベンシー・マージン要件に替え、リスク・ベースの資本要件が採用され、現在2年間の移行期間の最中である。マレーシアでは、マレーシア中央銀行が最近リスク・ベースの資本体制を導入し、香港では、保険業監理処がリスク・ベースの資本制度を実施しようとしている。

（中略）

当社普通株式の所有権に関するリスク

将来の公開市場における当社普通株式の大量売却は、当社普通株式の株価を著しく押し下げる可

能性がある。

（中略）

LLC契約の条件に基づき残余財産分配優先権が全額支払われるまで、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係」に記載される通り、FRBNYは、FRBNY保有の優先投資持分に付随するその時点で未払の残余財産分配優先権を、AIAオーロラLLC又はそのいずれかの関係会社がある時点で保有している当社普通株式の同等価値分と引き換えに減額するよう要求する権利（2010年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストの事前の同意を要し、2013年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストとの事前協議を要し、また2013年12月1日より後には、FRBNYの単独の裁量による。）を有する。分配要求に服することのできる当社普通株式の価格の上限は、その時々^の残余財産分配優先権の時価に等しい。例示目的のみとして、グローバル・オファリングにおける売出株式の売出しからの純利益の分配を受けて、（未定）米ドルの残余財産分配優先権が残ると仮定すると、最新情報確認日に分配要求の対象となり得るAIAオーロラLLCが保有する当社普通株式の最大割合は、（未定）%（AIAオーロラLLCが、グローバル・オファリング直後に当社普通株式、（未定）株を保有し、売出価格を平均最終売値とすると仮定した場合。）の予定である。FRBNYは、分配要求の行使によりFRBNYに分配された当社普通株式の全てを、当該分配と同時に売却する。FRBNYは、AIG又はAIAオーロラLLCが「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載されているロックアップに違反することとなるような方法で、分配要求の権利を行使しないことに合意している。さらに、AIAオーロラLLCの優先投資持分が2013年12月1日までに全額償還されない場合には、過半数優先投資主は、保有するAIAオーロラLLCの優先投資持分に付随するその時点で未払の残余財産分配優先権の減額に関し、類似の権利を行使することができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

当社の事業全体に関するリスク

（中略）

当社の投資ポートフォリオが特定の資産区分、市場又は経済分野に集中することにより、当社が投資損失を被るリスクが増加する可能性がある。

当社の投資ポートフォリオは主に確定利付証券からなっており、当社は、多額の国債及び政府機関債並びに社債を保有している。その結果、当社は、ソブリン及び企業の発行体に対して相当程度の信用エクスポージャーを有している。特に、2010年5月31日現在、当社は、当社の本保険契約者及び株主運用資産においてタイ・パーツで発行された帳簿価額8,714百万米ドル相当のタイ国債を保有しており、これは当社の本保険契約者及び株主運用資産の帳簿価額総額の13.1%に相当する。当社はまた、銀行その他の金融機関に対しても相当程度のリスク・エクスポージャーを有している。特定の業界、資産区分、関係する業界グループ、国又は地域に対して悪影響を与える事象又は進展は、当社のポートフォリオが集中している限度で、当社の投資ポートフォリオにより大きな悪影響を与える可能性がある。当社の投資ポートフォリオにおけるこの種の集中は、当社がこれらの投資のいずれかにおいて多額の損失を被った場合に、当社の財政状態及び経営成績が重大な悪影響を受けるリスクを増大させる。

（中略）

当社は、当社の投資ポートフォリオにおいて多額のソブリン債務を保有している。

当社は、当社の投資ポートフォリオにおいて多額の現地通貨及び外国通貨建てのソブリン債務を保有しており、したがって当社は潜在的なソブリン債務の信用悪化及び不履行のリスクにさらされている。当社は、2010年5月31日現在、当社の本保険契約者及び株主運用資産において、主にアジア・パシフィック地域の政府により発行された帳簿価額19,742百万米ドルの国債を保有しており、これは当社の本保険契約者及び株主運用資産の帳簿価額の29.6%に相当する。特に、2010年5月31日現在、当社は、タイ・パーツ建てで発行された帳簿価額8,714百万米ドルのタイ国債を保有していた。

（中略）

AIAグループのロゴの商標としての登録は審査中である。

最終情報確認日現在、当社は、AIAグループが事業を行っている全ての法域（既に登録が取得されているブルネイを除く。）において、現在のAIAのロゴの登録手続を進めている。

AIAグループが異なるブランドで事業を展開している少数の地域別市場を除き、上記の通り、AIAグループのブランド名及び知的財産権はAIAグループの重要な資産であり、当社はアジア・パシフィック地域全域において様々なAIAのロゴについて従前の商標登録を取得してきた。最終情報確認日現在、当社は当社の知的財産権の重大な侵害を認識しておらず、また、当社はAIAのロゴに関する第三者の知的財産権の侵害を防止するために全ての合理的な対策を講じていると信じている。

（中略）

当社の企業構造に関連するリスク

AIGグループ、FRBNY、米国財務省又はAIGクレジット・ファシリティ・トラストの利益は、投資家又は当社の利益と合致しない可能性がある。

グローバル・オフリングの完了直後に、AIAオーロラLLCは、当社の発行済普通株式の約51.4%（又は、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが全額行使された場合には約32.9%）を保有することとなる。AIAオーロラLLCの議決権付普通投資持分は全てAIGが保有している。その結果、AIAオーロラLLC及びAIGは、当社の事業に対して重要な影響力を行使することが可能となる。香港上場規則及び当社定款に基づき、当社は、一定の会社関連事項に関し、株主の承認を求めることが要求されている。AIAオーロラLLCによる議決権行使は、かかる事項についての当社取締役会の決定と一致しない可能性がある。さらに、香港上場規則又は当社定款に基づき当社取締役会承認のみを要する会社関連事項についても、AIAオーロラLLCが、当社取締役を交替若しくは解任し、且つ/又は当社取締役会の決議を覆すための決議を可決するため株主総会を招集することにより、当社取締役会の決定を覆し、AIGの決定とは異なる行為を当社に行わせる可能性がある。AIAオーロラLLCが当社取締役を解任若しくは交替し、又はその他当社取締役会の決定を覆した場合、当社の事業運営が中断し、当社取締役会が既に承認した取引に関わる第三者より請求を受けることとなる可能性がある。

グローバル・オフリングの完了後、AIGグループ及びAIAグループの間で様々な利益相反が生じる可能性がある。AIAグループは、過去にAIGグループと様々な取引を行っており、将来においても行う可能性がある。「第二部 - 第3 - 5 経営上の重要な契約等 - 関連取引」を参照のこと。グローバル・オフリングの後、当社は、関連取引に関して適用ある香港上場規則（規定通り香港証券取引所が放棄したものを除く。）及びその他の規制を遵守する意向である。また、AIGグループ及びAIAグループは互いに競争することを何ら制限されていない。将来の事業機会に関する利益相反を含め、AIAグループ及びAIGグループの間に何らの利益相反も生じないとの保証はなく、またかかる利益相反が当社に有利に解決されるとの保証もない。

AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、AIGのシリーズC優先株式及び普通株式を合わせた議決権の約79.8%に当たるAIGのシリーズC優先株式を専ら米国国庫のために保有しており、したがって、AIGグループに影響力を行使することが可能である。AIGの資本強化が「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - AIGの資本強化」に記載される原則的合意に基づいて実施された場合、米国財務省は、AIGの普通株式のうち約92.1%に相当する持分を有することになる。FRBNYはAIGの重要な債権者であり、AIAグループに関する多数の重要事項につきFRBNYの事前承認が条件とされている。FRBNY、米国財務省及びAIGクレジット・ファシリティ・トラストの利益（公共の利益を含む。）は投資家又は当社の利益と相反する可能性があり、FRBNY、米国財務省及び専ら米国国庫の利益のため行動するAIGクレジット・ファシリティ・トラストは、当社の事業、財政状態若しくは経営成績又は当社普通株式の市場価値に重大な悪影響を及ぼす行動を取る可能性がある。

（中略）

当社とAIGグループとの関係に関するリスク

（中略）

当社は、AIGグループとの競争に直面する可能性がある。

（中略）

当社の地域別市場の一部においては、当社は、損害保険商品の取扱いを許可するライセンスを保有している。当社の損害保険事業は、当社の事業の比較的小さな部分を占めるに過ぎない。2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期における、当社の付随的個人保険及び自動車保険についての総加重保険料収入は、それぞれ23百万米ドル、29百万米ドル、27百万米ドル及び15百万米ドルであった。比較的小さい当該事業の規模に鑑み、当社は、AIAグループ及びAIG保険関係会社との競争の程度は当社の事業にとって重要ではないと考えている。当社がこれらの地域別市場又はその他の地域別市場において損害保険商品の取扱いを拡大しようとした場合、当社は、これらの地域別市場において損害保険事業を提供するAIG保険関係会社からの競争圧力を受ける可能性がある。また、当社の市場の一部においては、傷害・疾病保険商品は生命保険会社（単独又は特約として）及び損害保険会社（単独で）の双方により販売されている。したがって、当社は、傷害・疾病保険商品の販売に関し、AIG保険関係会社からの競争圧力を受ける可能性がある。特に、チャーティス社は、現在当社の地域別市場の多くで、個人、小企業及び多国籍企業のために広範な損害保険商品を取り扱っており、その品揃えには傷害・疾病保険及び従業員給付商品が含まれている。

（中略）

当社とAIGとの関係に起因し、当社は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、制限及び費用負担を当社に課す米国の法律を遵守する必要がある。

当社は、AIG及びその子会社に適用される米国連邦証券取引法並びにその他様々な米国の法律、規則及び規制をAIGが遵守することを可能にすることを主たる目的として、AIG枠組契約を締結した。したがって、AIG枠組契約の条件に従い、当社は、FCPA、2002年サーベンス・オクスリー法、OFACが施行する貿易制裁に係る法律及び規制、並びにその他の米国の法律、規則及び規制等、当社の競争会社に影響を与えない可能性のある一定の米国の法律、規則及び規制を遵守し続ける必要がある。これらの法律、規則及び規制は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、コンプライアンス費用の負担及び当社の事業に対する制約を当社に課すものである。例えば、FCPAは、事業の取得又は維持を目的として米国の会社及びその仲介者が外国の公務員に対して一定の支払を行うことを一般的に禁止している。当社とAIGとの関係に起因して当社がFCPA上の要求に従う義務を負う限り、当社は、多額の罰金を科され、また当社に重大な結果をもたらす可能性のあるその他の規制上の執行措置を受ける可能性がある。当社は一切の適用ある米国の法律、規則及び規制を遵守する意向であり、当社の競争会社がかかる法律、規則及び規制を遵守することを要しない限度において、当社は、競争上不利な地位に置かれる可能性がある。また、当社は、AIGがAIAに関して支配権の徴憑を有する限り、これらの米国の法律、規則及び規制に関するAIGのコンプライアンス方針を遵守することに同意した。グローバル・オフリングの後、当社は、AIGによる継続的な取締役派遣及び高い持株比率（グローバル・オフリングの直後においては、AIGの完全子会社であるAIAオーロラLLCは、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定した場合、当社普通株式及び議決権の約51.4%を保有する予定である。AIAオーロラLLCは、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが全て行使されたと仮定した場合、当社普通株式及び議決権の約32.9%を保有する予定である。）の結果として、AIG枠組契約に基づき、AIGのコンプライアンス方針及び手続の適用を受け続けることになる。当社は、これらの法律及び規制並びに類似の法律及び規制の遵守に関する当社の方針が有効であると保証することはできない。当社がかかる法律及び規制に違反したとの判断がなされれば、当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

当社の業界に関するリスク

（中略）

支払能力要件及びリスク・ベースの自己資本規制を遵守することにより、当社は追加の増資を実施し、事業戦略を変更し、又は当社の成長を減速させることを余儀なくされる可能性がある。

（中略）

インドネシア、シンガポール及びフィリピンにおける規制体系は、現在、リスク・ベースの資本制度を用いている。香港及びタイなどのその他の市場における監督機関も、同様の制度への移行を検討する可能性がある。韓国では、2009年4月1日をもって、従前保険会社に適用されていたソルベンシー・マージン要件に替え、リスク・ベースの資本要件が採用され、現

在2年間の移行期間の最中である。マレーシアでは、マレーシア中央銀行が最近リスク・ベースの資本体制を導入し、香港では、保険業監理処がリスク・ベースの資本制度を実施しようとしている。

（中略）

当社普通株式の所有権に関するリスク

将来の公開市場における当社普通株式の大量売却は、当社普通株式の株価を著しく押し下げる可能性がある。

（中略）

LLC契約の条件に基づき残余財産分配優先権が全額支払われるまで、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係」に記載される通り、FRBNYは、FRBNY保有の優先投資持分に付随するその時点で未払の残余財産分配優先権を、AIAオーロラLLC又はそのいずれかの関係会社がある時点で保有している当社普通株式の同等価値分と引き換えに減額するよう要求する権利（2010年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストの事前の同意を要し、2013年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストとの事前協議を要し、また2013年12月1日より後には、FRBNYの単独の裁量による。）を有する。分配要求に服することのできる当社普通株式の価格の上限は、その時々残余財産分配優先権の時価に等しい。例示目的のみとして、グローバル・オフリングにおける売出株式の売出しからの純利益の分配を受けて、約167億米ドルの残余財産分配優先権が残ると仮定すると、AIAオーロラLLCが保有するグローバル・オフリング直後の全ての当社普通株式は分配要求の対象となり得る（AIAオーロラLLCが、グローバル・オフリング直後に当社普通株式6,186,586,201株を保有していると仮定した場合（売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定した場合）且つ売出価格の中間値（19.03香港ドル）を平均最終売値として使用した場合、）。FRBNYは、分配要求の行使によりFRBNYに分配された当社普通株式の全てを、当該分配と同時に売却する。FRBNYは、AIG又はAIAオーロラLLCが「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載されているロックアップに違反することとなるような方法で、分配要求の権利を行使しないことに合意している。さらに、AIAオーロラLLCの優先投資持分が2013年12月1日までに全額償還されない場合には、過半数優先投資主は、保有するAIAオーロラLLCの優先投資持分に付随するその時点で未払の残余財産分配優先権の減額に関し、類似の権利を行使することができる。

（後略）

5【経営上の重要な契約等】

<訂正前>

重要な契約についての概要

当社は、香港目論見書の日付の直前2年間に、重要な又は重要なものとなる可能性のある下記の契約（通常の業務過程において締結する契約を除く。）を締結している。

（a）AIGグローバル・サービスズ（マレーシア）SDN. BHD.及びアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（シンガポール支店）の間の、AIGグローバル・サービスズ（マレーシア）がAIAシンガポールに対して特定の共有サービスを提供することに同意した、2009年1月8日付の暫定サービス契約

（b）アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（オーストラリア）リミテッド、ウエストパック・フィナンシャル・サービスズ・グループ・リミテッド、セント・ジョージ・バンク・リミテッド及びセント・ジョージ・ライフ・リミテッドの間の、2008年7月31日に締結された提携契約を当事者らが解約し終了した、2009年4月9日付の終了及び免責に関する証書

（c）アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド及びアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（オーストラリア）リミテッドの間の、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドがアメリカ

ン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー(オーストラリア)リミテッドの利益となるよう一定の補償義務を負った、2009年2月28日付の免責保証契約

(d) AIAタカフル・インターナショナルBHD及びエイジアン・イスラミック・インベストメント・マネジメントSDN BHDの間の、エイジアン・イスラミック・インベストメント・マネジメントSDN BHDがAIAタカフル・インターナショナルBHDの利益のために投資運用者として行動することを約束する、2009年4月21日付の投資運用契約

(e) AIGグローバル・サービスズ(マレーシア)SDN. BHD.、AIAシェアード・サービスズSDN. BHD. 及びアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド(シンガポール支店)の間の、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド(シンガポール支店)がAIGグローバル・サービスズ(マレーシア)SDN. BHD. に対してそれまでに提供した共有サービスについての責任をAIAシェアード・サービスズSDN. BHD.が負った、2009年8月29日付の更改証書

(f) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びアメリカン・インターナショナル・グループ・インクの間で締結された、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドがフィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの全発行済株式資本を総額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの対価にてアメリカン・インターナショナル・グループ・インクから取得した、2009年8月24日付の株式買取契約

(g) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドがアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーから取得したフィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの全発行済株式資本の対価として、AIAが2009年11月3日付でアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーに対して発行した元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの約束手形

(h) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド及びアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーの間の、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーがフィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの発行済普通株式199,560,522株を総額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの対価にてAIAに売却した、2009年11月3日付の売買完了契約書

(i) フィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの全発行済株式資本に付される議決権に関する、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを名宛人とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーとの間の2009年11月3日付の議決権信託契約

(j) フィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの全発行済株式資本に付された全ての権利、権原及び権益をアメリカン・インターナショナル・グループ・インクがアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドに対して譲渡した、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとアメリカン・インターナショナル・グループ・インクとの間の2009年11月3日付の譲渡契約

(k) 2009年11月3日付でアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドがアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーに対して発行した元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの約束手形についての及びこれに基づく全ての権利、権原、利益及び権益をアメリカン・インターナショナル・グループ・インクに対して譲渡した、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーと、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとの間の2009年11月3日付の譲渡契約

(l) 元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの約束手形についての及びこれに基づく全ての権利、権原、利益及び権益をアメリカン・インターナショナル・グループ・インクからAIGライフ・ホールディングス(インターナショナル)LLCに対して2009年11月3日付で譲渡した、ア

メリカン・インターナショナル・グループ・インクとAIGライフ・ホールディングス(インターナショナル) LLCとの間の2009年11月3日付の譲渡契約

(m) 元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの約束手形についての及びこれに基づく全ての権利、権原、利益及び権益がAIGライフ・ホールディングス(インターナショナル) LLCから、アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドに対して2009年11月3日付で譲渡された、AIGライフ・ホールディングス(インターナショナル) LLCとアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間の2009年11月3日付の譲渡契約

(n) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドが2009年11月3日付で発行した13,963,972,653米ドルの約束手形に基づく全ての負債及び債務について、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドが免除及び免責された、アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドとアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間の2009年11月3日付の免責証書

(o) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとセザール・A・プエナベントウーラとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(p) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとレナルド・C・センテーノとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(q) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとオマール・T・クルーズとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(r) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとホセ・L・キューザ・ジュニアとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(s) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとフランシス・G・エストラダとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(t) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとリカルド・J・ロムロとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(u) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとワシントン・Z・サイシップとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(v) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとエドマンド・セー・ウィン・ツェとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(w) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとマーク・ウィルソンとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(x) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとトレバー・ブルとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(y) アメリカン・インターナショナル・グループ・インク、アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド及び当社の間で締結され、これに基づき当社がアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドから総額13,963,972,653米ドルの対価にてアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドの全発行済株式資本を取得した、2009年11月24日付の株式買取契約

(z) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドの全発行済株式資本を当社が取得することの対価として、当社が2009年11月30日付でアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドに対して発行した元本金額13,963,972,653米ドルの約束手形

(aa) 当社がアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドに対して2009年11月30日付で発行した13,963,972,653米ドルの約束手形に基づく当社の債務を消滅及び免除することについての対価の一部として、当社が2009年11月30日付でAIAオーロラLLCに対して発行した元本金額50,000,000米ドルの約束手形

(bb) AIAオーロラLLCが当社の株式資本12,000,000,000株を引き受けることに同意し、当社がこれをAIAオーロラLLCに対して発行し割り当てることに同意した、当社とAIAオーロラLLCとの間で締結された2009年11月30日付の引受合意書

(cc) 2009年11月30日付で当社がアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドに対して発行した13,963,972,653米ドルの約束手形がAIAオーロラLLCに対して譲渡される、AIAオーロラLLCとアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間で締結された2009年11月30日付の譲渡証書

(dd) 当社がアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドに対して2009年11月30日付で発行した13,963,972,653米ドルの約束手形に基づく全ての負債及び債務を、当社が免除及び免責された、当社とAIAオーロラLLCとの間で締結された2009年11月30日付の免責証書

(ee) アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとAIAグループとの間の全ての契約、合意及びその他の協定は相互に対等な条件で締結されることが合意された、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクと当社との間で締結された2009年11月30日付の分離書簡契約

(ff) 特定の商標及びドメイン名の移転及び譲渡について合意された、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間で締結された2009年11月30日付の商標及びドメイン名移転契約

(gg) 特定の知的財産権がアメリカン・インターナショナル・グループ・インクからAIAグループに対してライセンスされた、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間で締結された2009年11月30日付の知的財産権ライセンス契約

(hh) AIGの特定の商標を使用する暫定ライセンスをアメリカン・インターナショナル・グループ・インクがAIAグループに対して付与する、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間で締結された2009年11月30日付の商標及び商号ライセンス契約

(ii) 特定の知的財産権がアメリカン・インターナショナル・グループ・インクからAIAグループに対してライセンスされた、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間で締結された2010年8月18日付の知的財産権ライセンス契約

(jj) チャウ・タイ・フック・ノミニー・リミテッドが388,000,000香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、チャウ・タイ・フック・ノミニー・リミテッド、ジョイント・グロー

バル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結された2010年9月30日付のコーナーストーン投資契約

(kk) グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッドが250,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意し、グオライン・キャピタル・リミテッドが100,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意し、ホンレオン・アシュアランス・ブルハドが20,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、グオライン・キャピタル・リミテッド、ホンレオン・アシュアランス・ブルハド、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結された2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(ll) クンプラン・ワン・ペルサラン(ディペルバダンカン)が200,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、クンプラン・ワン・ペルサラン(ディペルバダンカン)、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結された2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(mm) クウェート投資庁が1,000,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、クウェート投資庁、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結された2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(nn) クウェート投資庁が200,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、ロリータ・インベストメンツ・リミテッド、ピーター・ウー・クォン・チン、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結された2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(oo) NWSフィナンシャル・マネジメント・サービスズ・リミテッドが388,000,000香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、NWSフィナンシャル・マネジメント・サービスズ・リミテッド、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結された2010年9月30日付のコーナーストーン投資契約

(pp) ウイング・トレード・インベストメンツ・リミテッドが50,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、ウイング・トレード・インベストメンツ・リミテッド、ホンレオン・フィナンシャル・グループ・ブルハド、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結された2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(qq) 当社、売出株主、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人の間で締結された2010年(未定)日付の香港引受契約

関連取引

(中略)

免除されない継続的関連取引の放棄申請

本項の「非免除継続的関連取引」に記載される免除されない継続的関連取引に関し、香港上場規則ルール14A.07に規定される適用ある最高比率が、いずれの場合も年率5%未満となることが予想されるため、かかる取引は、独立株主の承認要件からは免除されるが、香港上場規則ルール14A.45から14A.47に規定される報告、広告及び年次評価の要件に服する。

上記に記載される通り、当社はこれらの免除されない継続的関連取引が継続的且つ経常的に実行されると予想している。それゆえ当社取締役は、香港上場規則に基づく公告要件の厳密な遵守は非実務的であり、不当な負担となり、不必要な管理費用を当社に加えるものと考えている。

したがって、当社は、これらの免除されない継続的関連取引に関し、香港上場規則ルール14A.35に基づく継続的関連取引に係る公告要件の厳密な遵守からの放棄を申請し、香港証券取引所はかかる放棄を承認した。

しかしながら当社は、これらの継続的関連取引に関する香港上場規則ルール14A.35(1)、14A.35(2)、14A.36、14A.37、

14A.38、14A.39及び14A.40の適用ある規定を常に遵守する。

本項で言及される継続的関連取引について、香港目論見書の日付現在よりも、より厳しい要件を課する将来的な改正が香港上場規則に対してなされた場合、当社はかかる新しい要件の遵守を確実なものにするために即時措置を講じる。

< 訂正後 >

重要な契約についての概要

当社は、香港目論見書の日付の直前2年間に、重要な又は重要なものとなる可能性のある下記の契約（通常の業務過程において締結する契約を除く。）を締結している。

(a) AIGグローバル・サービスズ マレーシアとAIAとの間で2009年1月8日付で締結され、2009年6月12日付の補完契約により修正され、これに基づきAIGグローバル・サービスズ マレーシアがAIAに対する団体信用保険、コール・センター及び保険契約者向けサービスに関して6ヶ月間の試行期間（上記の補完契約により2009年8月31日まで延長された。）中、特定の共有サービスを提供することに同意した、暫定サービス契約。AIAは、AIGグローバル・サービスズ マレーシアがサービス期間中の共有サービスの提供により負担した実費を同社に払い戻すことに同意した。

(b) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（オーストラリア）リミテッド、ウエストパック・フィナンシャル・サービスズ・グループ・リミテッド、セント・ジョージ・バンク・リミテッド及びセント・ジョージ・ライフ・リミテッドの間で締結され、これに基づき当事者らが2008年7月31日又はその前後に締結された特定の金融保険及び再保険サービスに関する提携契約を解約し終了した、2009年4月9日付の終了及び免責に関する証書

(c) AIAとアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（オーストラリア）リミテッドとの間で締結され、これに基づきAIAがアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（オーストラリア）リミテッドの運転資金の不足分を30,000,000オーストラリア・ドルを超えない金額までアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（オーストラリア）リミテッドに対して補償することに同意した、2009年2月28日付の補償証書

(d) AIAタカフル・インターナショナルBHDとエイジアン・イスラミック・インベストメント・マネジメントSDN BHDとの間で締結され、これに基づきエイジアン・イスラミック・インベストメント・マネジメントSDN BHDがAIAタカフル・インターナショナルBHDの利益のために投資運用者として行動することを約束した、2009年4月21日付の投資運用契約

(e) AIGグローバル・サービスズ（マレーシア）SDN. BHD.、AIAシェアード・サービスズ SDN. BHD. 及びアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（シンガポール支店）の間で締結され、これに基づきAIAシェアード・サービスズSDN. BHD.が、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（シンガポール支店）がAIGグローバル・サービスズ（マレーシア）SDN. BHD. に対してそれまでに提供した共有サービスについての責任を、金銭的対価なしに負った、2009年8月1日付の更改証書

(f) AIA、ALICO及びAIGの間で締結され、これに基づきAIAがフィラムライフの普通株式199,560,522株（フィラムライフの発行済株式の約99.78%）を総額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの対価にてALICOから取得した、2009年8月24日付の株式買取契約

(g) AIAとALICOとの間で締結され、これに基づきALICOがフィラムライフの発行済普通株式199,560,522株（フィラムライフの発行済株式の約99.78%）を総額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの対価にてAIAに売却した、2009年11月3日付の売買完了証書

(h) 上記（g）項に記載する通りAIAがALICOからフィラムライフの普通株式199,560,522株（フィラムライフの発行済株式の約99.78%）を取得することの対価として、AIAが2009年11月3日付でALICOに対して発行し、証書として締結された、元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペ

ソの約束手形

(i) AIAとALICOとの間で締結され、これに基づきALICOが金銭的対価なしにフィラムライフの株主としての全ての権利及び特権（議決権を含む。）を放棄することに同意した、AIAを名宛人とする2009年11月3日付の議決権信託契約。この契約は、ALICOがフィラムライフの普通株式199,560,522株（フィラムライフの発行済株式の約99.78%）についての及びこれに対する所有権及び権益をAIAに売却及び移転することに同意した、上記（ g ）項に記載する売買完了証書に従って締結された。

(j) AIAとAIGとの間で締結され、これに基づきAIGがフィラムライフの普通株式199,560,522株（フィラムライフの発行済株式の約99.78%）に付された全ての権利、権原及び権益を、上記（ f ）項に記載した株式買取契約に基づくAIAからの支払を対価としてAIAに譲渡した、2009年11月3日付の譲渡契約

(k) ALICOとAIGとの間で締結され、これに基づき2009年11月3日付でAIAがALICOに対して発行した元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの約束手形についての及びこれに基づく全ての権利、権原、利益及び権益が、対価なしにAIGに対して譲渡された、2009年11月3日付の譲渡証書

(l) AIGとAIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLCとの間で締結され、これに基づき元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの約束手形についての及びこれに基づく全ての権利、権原、利益及び権益が、対価なしにAIGからAIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLCに2009年11月3日付で譲渡された、2009年11月3日付の譲渡証書

(m) AIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLCとAIRCOとの間で締結され、これに基づき元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの約束手形についての及びこれに基づく全ての権利、権原、利益及び権益が、対価なしにAIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLCからAIRCOに2009年11月3日付で譲渡された、2009年11月3日付の譲渡証書

(n) AIRCOとAIAとの間で締結され、これに基づき、AIAがAIAの普通株式80,000,000株のAIRCOに対する割当及び発行を対価としてALICOに対して2009年11月3日付で発行した元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの約束手形に基づく全ての負債及び債務について、AIAが免除及び免責された、2009年11月3日付の免責証書

(o) セザール・A・ブエナベントゥーラが、AIA並びにその承継人及び譲受人を受益者とする信託によりフィラムライフ株式1株を保有することを引き受けた、AIAとセザール・A・ブエナベントゥーラとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(p) レナルド・C・センテーノが、AIA並びにその承継人及び譲受人を受益者とする信託によりフィラムライフ株式1株を保有することを引き受けた、AIAとレナルド・C・センテーノとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(q) オマール・T・クルーズが、AIA並びにその承継人及び譲受人を受益者とする信託によりフィラムライフ株式1株を保有することを引き受けた、AIAとオマール・T・クルーズとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(r) ホセ・L・キューザ・ジュニアが、AIA並びにその承継人及び譲受人を受益者とする信託によりフィラムライフ株式1株を保有することを引き受けた、AIAとホセ・L・キューザ・ジュニアとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(s) フランシス・G・エストラダが、AIA並びにその承継人及び譲受人を受益者とする信託によりフィラムライフ株式1株を保有することを引き受けた、AIAとフランシス・G・エストラダとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(t) リカルド・J・ロムロが、AIA並びにその承継人及び譲受人を受益者とする信託によりフィラムライフ株式1株を保有することを引き受けた、AIAとリカルド・J・ロムロとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(u) ワシントン・Z・サイシップが、AIA並びにその承継人及び譲受人を受益者とする信託によりフィラムライフ株式1株を保有することを引き受けた、AIAとワシントン・Z・サイシップとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(v) エドマンド・S.W・ツェが、AIA並びにその承継人及び譲受人を受益者とする信託によりフィラムライフ株式1株を保有することを引き受けた、AIAとエドマンド・S.W・ウィン・ツェとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(w) マーク・ウィルソンが、AIA並びにその承継人及び譲受人を受益者とする信託によりフィラムライフ株式1株を保有することを引き受けた、AIAとマーク・ウィルソンとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(x) トレバー・ブルが、AIA並びにその承継人及び譲受人を受益者とする信託によりフィラムライフ株式1株を保有することを引き受けた、AIAとトレバー・ブルとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(y) AIG、AIRCO及び当社との間で締結され、これに基づき当社がAIRCOから総額13,963,972,653米ドルの対価（下記（z）項に記載する約束手形の発行により支払われた。）にてAIAの全発行済株式資本を取得した、2009年11月24日付の株式買取契約

(z) 上記（y）項に記載した株式買取契約に基づいて当社がAIAを取得することの対価として、当社が2009年11月30日付でAIRCOに対して発行した元本金額13,963,972,653米ドルの約束手形。この約束手形は下記（bb）項に記載する通り、その後消滅した。

(aa) AIAオーロラLLCとAIRCOとの間で締結され、これに基づき上記（z）項に記載した約束手形がAIAオーロラLLCに対して譲渡された、2009年11月30日付の譲渡証書

(bb) AIAオーロラLLCと当社との間で締結され、これに基づき当社が上記（z）項に記載した約束手形に基づく全ての負債及び債務を免除及び免責され、その結果かかる約束手形が、下記（cc）項に記載する引受合意書に基づく当社普通株式の発行及び割当並びに下記（dd）項に記載する約束手形の発行を対価として消滅した、2009年11月30日付の免責証書

(cc) AIAオーロラLLCと当社との間で締結され、これに基づきAIAオーロラLLCが当社普通株式12,000,000,000株を引き受けることに同意し、当社がこれをAIAオーロラLLCに対して発行し割り当てることに同意した、2009年11月30日付の引受合意書

(dd) 当社が2009年11月30日付でAIAオーロラLLCに対して発行した元本金額50,000,000米ドルの約束手形。2010年10月8日、本グループは、この約束手形に基づく残存元本金額50,000,000米ドルを免責し、その結果この約束手形は消滅した。

(ee) AIGと当社との間で締結され、これに基づきAIGとAIAグループとの間の全ての契約、合意及びその他の協定は相互に対等な条件で締結されることが合意された、2009年11月30日付の分離書簡契約

(ff) AIGとAIAとの間で締結され、これに基づき特定の商標及びドメイン名が金銭的対価なしに移転及び譲渡されることが合意された、2009年11月30日付の商標及びドメイン名移転契約

(gg) AIGとAIAとの間で締結され、これに基づき、金銭的対価なしに、AIGが特定の知的財産権をAIAグループに対してライセンスすることに同意し、AIAが特定の知的財産権をAIG及びその関係会社にライセンスすることに同意した、2009年11月30日付の知的財産権契約

(hh) AIGとAIAとの間で締結され、これに基づきAIGがAIGの特定の商標を使用する暫定ライセンスを金銭的対価なしにAIAグループに対して付与した、2009年11月30日付の商標及び商号ライセンス契約

(ii) AIGとAIAとの間で締結され、これに基づき、AIAグループが、金銭的対価なしに、AIG又は

その関係会社が所有する特定の知的財産を使用するライセンスを付与された、2010年8月18日付の知的財産権ライセンス契約

(jj) チャウ・タイ・フック・ノミニー・リミテッド、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結され、これに基づきチャウ・タイ・フック・ノミニー・リミテッドが388,000,000香港ドルの売出株式を購入することに同意した、2010年9月30日付のコーナーストーン投資契約

(kk) グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、グオライン・キャピタル・リミテッド、ホンレオン・アシュアランス・ブルハド、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結され、これに基づきグオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッドが250,000,000米ドル相当の香港ドルの売出株式を購入することに同意し、グオライン・キャピタル・リミテッドが100,000,000米ドル相当の香港ドルの売出株式を購入することに同意し、ホンレオン・アシュアランス・ブルハドが20,000,000米ドル相当の香港ドルの売出株式を購入することに同意した、2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(ll) クンプラン・ワン・ペルサラン(ディペルバダンカン)、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結され、これに基づきクンプラン・ワン・ペルサラン(ディペルバダンカン)が200,000,000米ドル相当の香港ドルの売出株式を購入することに同意した、2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(mm) クウェート投資庁、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結され、これに基づきクウェート投資庁が1,000,000,000米ドル相当の香港ドルの売出株式を購入することに同意した、2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(nn) ロリータ・インベストメンツ・リミテッド、ピーター・ウー・クォン・チン、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結され、これに基づきロリータ・インベストメンツ・リミテッドが200,000,000米ドル相当の香港ドルの売出株式を購入することに同意した、2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(oo) NWSフィナンシャル・マネジメント・サービスズ・リミテッド、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結され、これに基づきNWSフィナンシャル・マネジメント・サービスズ・リミテッドが388,000,000香港ドルの売出株式を購入することに同意した、2010年9月30日付のコーナーストーン投資契約

(pp) ウィング・トレード・インベストメンツ・リミテッド、ホンレオン・フィナンシャル・グループ・ブルハド、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結され、これに基づきウィング・トレード・インベストメンツ・リミテッドが50,000,000米ドル相当の香港ドルの売出株式を購入することに同意した、2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(qq) 当社、売出株主、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人の間で締結された2010年10月15日付の香港引受契約

関連取引

(中略)

免除されない継続的関連取引の放棄申請

本項の「非免除継続的関連取引」に記載される免除されない継続的関連取引に関し、香港上場規則ルール14A.07に規定される適用ある最高比率が、いずれの場合も年率5%未満となることが予想されるため、かかる取引は、独立株主の承認要件からは免除されるが、香港上場規則ルール14A.45から14A.47に規定される報告、広告及び年次評価の要件に服する。

上記に記載される通り、当社はこれらの免除されない継続的関連取引が継続的且つ経常的に実行されると予想している。

それゆえ当社取締役は、香港上場規則に基づく公告要件の厳密な遵守は非実際であり、不当な負担となり、不必要な管理費用を当社に加えるものと考えている。

したがって、当社は、これらの免除されない継続的関連取引に関し、香港上場規則ルール14A.35に基づく継続的関連取引に係る公告要件の厳密な遵守からの放棄を申請し、香港証券取引所はかかる放棄を承認した。

しかしながら当社は、これらの継続的関連取引に関する香港上場規則ルール14A.35(1)、14A.35(2)、14A.36、14A.37、14A.38、14A.39及び14A.40の適用ある規定を常に遵守する。

本項で言及される継続的関連取引について、香港目論見書の日付現在よりも、より厳しい要件を課する将来的な改正が香港上場規則に対してなされた場合、当社はかかる新しい要件の遵守を確実なものにするために即時措置を講じる。

当社取締役による確認

当社取締役（当社の独立非執行取締役を含む。）は、上記の関連取引は、一般的な取引条件に基づき且つ当社の通常及び通例の業務過程において締結されたと理解している。また、当社取締役（当社の独立非執行取締役を含む。）は、上記の非免除継続的関連取引は、当社の通常及び通例の業務過程において締結され、一般的な取引条件に基づき、公正妥当で当社株主全体の利益に適切であり、さらに本項の「非免除継続的関連取引」に記載されるこれらの取引の年間上限額の案は公正妥当であると考えている。

ジョイント・スポンサーによる確認

ジョイント・スポンサーは、上記の非免除継続的関連取引は、当社の通常及び通例の業務過程において締結され、一般的な取引条件に基づき、公正妥当で当社株主全体の利益に適切であり、さらに本項の「非免除継続的関連取引」に記載されるこれらの取引の年間上限額の案は公正妥当であると考えている。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）財務情報

<訂正前>

（前略）

セグメント情報

（中略）

全社及びその他

（中略）

2009年5月31日に終了した6ヶ月間と2010年5月31日に終了した6ヶ月間との比較

全社及びその他を構成するのは、AIAグループの企業機能、共有サービス及びグループ内の取引の削減である。全社及びその他は、当社のAIG株式の大部分を保有している。

2010年度上半期の投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2009年度の純費用が10百万米ドルであったのに対し、純費用3百万米ドルであった。これは、同期間中の全社及びその他に帰属する受取利息が増加したことによる。

（中略）

2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

（中略）

営業費用は、当社の報告セグメントに対して請求されたグループ内のコーポレート・サービス手数料控除後の額が報告されている。2008年度の営業費用は、AIAグループ内の請求費用の基礎の改善により2007年度の148百万米ドルから29.7%減少し、104百万米ドルとなった。営業損失は、2007年の99百万米ドルから18.2%減少し、81百万米ドルとなった。これは主として、営業費用の削減により一部相殺された投資収入の減少によるものである。

（中略）

AIAグループ特有の資本及び規制上の命令

（中略）

香港保険業監理処

AIA又はAIAバミューダ（これらの全ての支店を含む。）に対して必要に応じて以下を遵守することを要求する2008年9月17日付の書簡（以下「第35条命令」という。）が保険局からAIA及びAIAバミューダそれぞれに対して出された。

（中略）

第35条命令においては、「特定の者」は保険会社の支店、取締役、支配株主及び関連会社又はグループ会社を含むがこれらに限られない。

第35条命令は、特に、AIA及びAIAバミューダが特定の者との間で行うことができる資本関係取引等を制限している。したがって、第35条命令により、保険局の書面による事前の同意を得ずに、AIA及びAIAバミューダがそれぞれの親会社に対して配当金を支払うことは制限され、また関係会社間サービス報酬の支払等、特定の者との間で関係会社間取引を行うことは制限されている。

さらにAIA及びAIAバミューダに対する2008年9月18日付の書簡により、保険局は、AIA及びAIAバミューダが保険局の書面による事前の同意を得ずに、両社の株主総会又は両社の親会社の株主総会で議決権の15%以上を行使する新たな統括者を取得しないことを要求している。

保険業監理処は、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制 - 規制体系 香港 - 第35条命令」に記載される約束のために香港証券取引所における当社普通株式の取引初日に、第35条命令が撤回される予定であることを当社に通知している。とりわけ、第35条命令の撤回により、当社は本項の「配当政策」に記載されるグローバル・オファリング後の配当金支払方針を実施すること等が可能となる。

（中略）

債務

（中略）

2010年5月31日より後における流動性及び負債状況の変動

2010年8月31日現在、当社の現金及び現金同等物は3,062百万米ドルであった。2010年8月31日現在、AIAグループの借入金残高は、主に銀行借入金残高の増価及び当座借越を反映し、711百万米ドルであった。

業務上の借入金

（中略）

・2010年5月31日現在、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計の割合としてのAIAグループの業務上の借入の比率は8.2%まで増加したが、これは主に買戻契約に基づく債務の増加（2009年11月30日現在の284百万米ドルに対して2010年5月31日現在670百万米ドル）によるものである。同じ期間中、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計は、2009年11月30日現在の14,908百万米ドルに対して2010年5月31日現在16,547百万米ドルまで増加したが、これは2010年度上半期に配当金の分配が行われなかったこと及び売却可能金融商品に関する公正価値準備金が増加したことによる。

偶発事象

（中略）

当社は、オーストラリアの住宅モーゲージを対象とした住宅モーゲージ信用再保険契約における再保険会社である。法律の改定により、当該契約に基づく追加の出再は2008年7月に終了し、この再保険はAIGの子会社に全額出再（再々保険）された。当社は相手方相手である再々保険の引受保険会社が債務を引き受けることができない場合、損失リスクにさらされる。再保険契約に関連したモーゲージ・ローンの元本の残高は、2010年5月31日現在約2,977百万米ドル（2009年11月30日現在3,588百万米ドル、2008年11月30日現在3,147百万米ドル、2007年11月30日現在4,507百万米ドル）であった。これらの契約により発生する負債及び関連する再保険資産は、2010年5月31日現在総額15百万米ドル（2009年11月30日現在24百万米ドル、2008年11月30日現在32百万米ドル、2007年11月30日現在31百万米ドル）であり、当社の会計方針に従って、総額ベースで表示されている。当社は当該契約の条項により、2010年5月31日現在の残高の全額を再々保険の引受保険会社から回収することを見込んでいる。一方の当事者の支配関係に変更がある場合には、他方当事者が再々保険を解約する権利を有し、AIGグループはランオフ基準又はクリーンカット基準のいずれかによる解約を選択する。

当社は、主に1970年代及び1980年代に引き受けた損害保険の再保険及び再々保険を提供している。2009年11月30日に終了した3年間及び2010年5月31日までの期間において、通知された重大な保険金請求はないため、当社は今後重大な負債は発生しないと考えている。AIAバミューダがAIAグループに移転された際、AIAバミューダの元の所有者であるAIRCOは、2009年2月28日より前にAIAバミューダのパミュダ事業所が引き受けた保険により発生し2010年11月1日より前になされた保険金請求に関して、損失に対する無制限の補償をAIAに提供している。

2010年5月31日現在、当社は、元本保証及び債務保証を約2百万米ドル、並びに累積価額が約1,282百万米ドル（2009年11月30日現在1,260百万米ドル、2008年11月30日現在1,232百万米ドル、2007年11月30日現在1,272百万米ドル）である年金基金の受益権保有者に対して0%から5%の範囲の最低収益率を保証する契約を締結している。当社は、該当する監督機関の承認を得ることを条件に、保証収益率を引き下げることができる。

（中略）

配当政策

（中略）

AIGは、AIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの法定又は実質持分をAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本の10%を超えて保有する間、AIAグループ・リミテッドのAIGの持分を保有し、またAIGによって支配されているAIGグループのメンバーが、株主投票においてAIAグループ・リミテッドの株主に対する配当分配について票を投じないことをAIGが保証する旨、保険局に約束をした。このAIGによる約束に関する詳細は「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制 - 規制体系 - 第35条に基づく命令」を参照のこと。

(中略)

不動産権

2010年8月31日現在、当社は、14の法域において合計547の不動産賃借権を保有し、合計133の不動産を所有していた。2010年8月31日現在、当社の不動産権の市場価値総額は2,634百万米ドルであったが、これは当社の資産合計の3%に満たない。また、当社の不動産権の価値総額の90%超は10の建物、すなわち香港所在のAIAセントラル、香港のヘッドランド・ロード所在の不動産、香港所在のAIAビルディング、シンガポール所在のAIAタワー、シンガポール所在のAIAアレクサンドラ、シンガポール所在のAIAタンピン、マレーシア所在のメナラAIA・アンド・チャーティス・ハウス、フィリピン所在のフィラムライフ・タワー、タイ所在のラチャダピセーク・ランド・プロット及びタイ所在のセント・ルイス・ランド・プロットに帰する。

(中略)

正味有形固定資産

(中略)

(2) 当社普通株式1株当たり正味有形固定資産価値は、2010年5月31日現在における発行済株式数12,044百万株を前提として算定した。

(中略)

2010年11月30日に終了する事業年度に係る利益予測

(中略)

基準及び前提条件

(中略)

除外された営業外項目は本グループの純利益の重要な構成要素であるが、本グループは、連結営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の公開は、業績及び事業セグメントの理解度及び比較可能性を高めると考えている。本グループは、その多くが市場要因に大きく依存している営業外項目の流動的な影響のないほうが、傾向を明確に確認できると考えている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

セグメント情報

(中略)

全社及びその他

(中略)

2009年5月31日に終了した6ヶ月間と2010年5月31日に終了した6ヶ月間との比較

全社及びその他を構成するのは、AIAグループの企業機能、共有サービス及びグループ内の取引の削減である。全社及

びその他は、当社のAIG株式の大部分を保有している。

2010年度上半期の投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2009年度上半期の純費用が100万米ドルであったのに対し、純費用300万米ドルであった。これは、同期間中の全社及びその他に帰属する受取利息が増加したことによる。

（中略）

2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

（中略）

営業費用は、当社の報告セグメントに対して請求されたグループ内のコーポレート・サービス手数料控除後の額が報告されている。2008年度の営業費用は、AIAグループ内の請求費用の基礎の改善により2007年度の148百万米ドルから29.7%減少し、104百万米ドルとなった。2008年度の営業損失は、2007年の99百万米ドルから18.2%減少し、81百万米ドルとなった。これは主として、営業費用の削減により一部相殺された投資収入の減少によるものである。

（中略）

AIAグループ特有の資本及び規制上の命令

（中略）

香港保険業監理処

AIA又はAIAバミューダ（これらの全ての支店を含む。）に対して必要に応じて以下を遵守することを要求する2008年9月17日付の書簡（以下「第35条隔離命令」という。）が保険局からAIA及びAIAバミューダそれぞれに対して出された。

（中略）

第35条隔離命令においては、「特定の者」は保険会社の支店、取締役、支配株主及び関連会社又はグループ会社を含むがこれらに限られない。

第35条隔離命令は、特に、AIA及びAIAバミューダが特定の者との間で行うことができる資本関係取引等を制限している。したがって、第35条隔離命令により、保険局の書面による事前の同意を得ずに、AIA及びAIAバミューダがそれぞれの親会社に対して配当金を支払うことは制限され、また関係会社間サービス報酬の支払等、特定の者との間で関係会社間取引を行うことは制限されている。

さらにAIA及びAIAバミューダに対する2008年9月18日付の書簡（以下「第35条統括者命令」という。）により、保険局は、AIA及びAIAバミューダが保険局の書面による事前の同意を得ずに、両社の株主総会又は両社の親会社の株主総会において単独で若しくは関連会社とともに又は議決権行使代理人を通じて議決権の15%以上を行使する（又は行使を支配する）権利のある新たな統括者を取得しないことを要求している。

保険局は、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制 - 規制体系 香港 - 第35条命令」に記載される約束のために香港証券取引所における当社普通株式の取引初日に、第35条隔離命令が撤回される予定であることを当社に通知している。とりわけ、第35条隔離命令の撤回により、当社は本項の「配当政策」に記載されるグローバル・オフアリング後の配当金支払方針を実施すること等が可能となる。保険局はまた、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制 - 規制体系 香港 - 第35条命令」に記載の通り、第35条統括者命令を変更する。

（中略）

債務

（中略）

2010年5月31日より後における流動性及び負債状況の変動

2010年8月31日現在、買戻契約に基づく借入金残高及び債務残高は約1,369百万米ドルであった。2010年8月31日現在、当社の現金及び現金同等物は3,062百万米ドルであった。2010年8月31日現在、AIAグループの借入金残高は、主に銀行借入残高の増価及び当座借越を反映し、711百万米ドルであった。2010年8月31日現在、帳簿価額が758百万米ドルで公正価格が1,556百万米ドルである不動産並びに現金及び現金同等物66百万米ドルが銀行借入の担保に供されている。

業務上の借入金

（中略）

・2010年5月31日現在、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計の割合としてのAIAグループの業務上の借入の比率は8.2%まで増加したが、これは主に買戻契約に基づく債務の増加（2009年11月30日現在の284百万米ドルに対して2010年5月31日現在670百万米ドル）によるものである。同じ期間中、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計は、2009年11月30日現在の14,908百万米ドルに対して2010年5月31日現在16,547百万米ドルまで増加したが、これは2010年度上半期に配当金の分配が行われなかったこと及び売却可能金融商品に関する公正価値準備金が増加したことによる。

・業務上の借入金は、2010年5月31日付で1,364百万米ドルだったが、2010年8月31日現在1,369百万米ドルに増加した。

偶発事象

（中略）

当社は、オーストラリアの住宅モーゲージを対象とした住宅モーゲージ信用再保険契約における再保険会社である。法律の改定により、当該契約に基づく追加の出再は2008年7月に終了し、この再保険はAIGの子会社に全額出再（再々保険）された。当社は相手方相手である再々保険の引受保険会社が債務を引き受けることができない場合、損失リスクにさらされる。再保険契約に関連したモーゲージ・ローンの元本の残高は、2010年8月31日現在約2,899百万米ドル（2010年5月31日現在2,977百万米ドル、2009年11月30日現在3,588百万米ドル、2008年11月30日現在3,147百万米ドル、2007年11月30日現在4,507百万米ドル）であった。これらの契約により発生する負債及び関連する再保険資産は、2010年8月31日現在総額13百万米ドル（2010年5月31日現在15百万米ドル、2009年11月30日現在24百万米ドル、2008年11月30日現在32百万米ドル、2007年11月30日現在31百万米ドル）であり、当社の会計方針に従って、総額ベースで表示されている。当社は当該契約の条項により、2010年8月31日現在の残高の全額を再々保険の引受保険会社から回収することを見込んでいる。一方の当事者の支配関係に変更がある場合には、他方当事者が再々保険を解約する権利を有し、AIGグループはランオフ基準又はクリーンカット基準のいずれかによる解約を選択する。

当社は、主に1970年代及び1980年代に引き受けた損害保険の再保険及び再々保険を提供している。2009年11月30日に終了した3年間及び2010年8月31日までの期間において、通知された重大な保険金請求はないため、当社は今後重大な負債は発生しないと考えている。AIAバミューダがAIAグループに移転された際、AIAバミューダの元の所有者であるAIRCOは、2009年2月28日より前にAIAバミューダのパミューダ事業所が引き受けた保険により発生し2010年11月1日より前になされた保険金請求に関して、損失に対する無制限の補償をAIAに提供している。

2010年8月31日現在、当社は、元本保証及び債務保証を約1.8百万米ドル、並びに累積価額が約1,298百万米ドル（2010年5月31日現在1,282百万米ドル、2009年11月30日現在1,260百万米ドル、2008年11月30日現在1,232百万米ドル、2007年11月30日現在1,272百万米ドル）である年金基金の受益権保有者に対して0%から5%の範囲の最低収益率を保証する契約を締結している。当社は、該当する監督機関の承認を得ることを条件に、保証収益率を引き下げることができる。

（中略）

配当政策

（中略）

AIGは、AIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの法定又は実質持分をAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本の10%を超えて保有する間、AIAグループ・リミテッドのAIGの持分を保有するか、又はAIGがAIAグループ・リミテッドの総会において議決権の10%以上を行使若しくは支配する権利を直接若しくは間接的に有し、またAIGによって支配されているAIGグループのメンバーが、株主投票においてAIAグループ・リミテッドの株主に対する配当分配について票を投じないことをAIGが保証する旨、保険局に約束をした。このAIGによる約束に関する詳細は「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制 - 規制体系 - 第35条命令」を参照のこと。

（中略）

不動産権

2010年8月31日現在、当社は、14の法域において合計547の不動産賃借権を保有し、合計133の不動産を所有していた。2010年8月31日現在、当社の不動産権の市場価値総額は2,634百万米ドルであったが、これは当社の資産合計の3%に満たない。また、当社の不動産権の価値総額の90%超は10の建物、すなわち香港所在のAIAセントラル、香港のヘッドランド・ロード所在の不動産、香港所在のAIAビルディング、シンガポール所在のAIAタワー、シンガポール所在のAIAアレクサンドラ、シンガポール所在のAIAタンピン、マレーシア所在のメナラAIA・アンド・チャーティス・ハウス、フィリピン所在のフィラムライフ・タワー、タイ所在のラチャダピセーク・ランド・プロット及びタイ所在のセント・ルイス・ランド・プロットに帰する。

以下の表は、2010年8月31日現在のAIAグループの不動産権の総額を、シービー・リチャードエリスの不動産評価報告書で言及されている2010年5月31日現在の価値と突き合わせたものである。

	<u>単位：百万米ドル</u>
2010年5月31日現在のAIAグループの不動産権の正味帳簿価額	1,157
2010年8月31日に終了した3ヶ月間における変動	-
取得	56
売却	(1)
減価償却	(4)
振替	-
為替変動額	12
2010年8月31日現在の正味帳簿価額	1,220
2010年8月31日現在の正味帳簿価額を超える評価額	1,529
シービー・リチャードエリスの不動産評価報告書で言及されている 2010年8月31日現在の評価	2,749

(中略)

正味有形固定資産

(中略)

(2) 当社普通株式1株当たり正味有形固定資産価値は、2010年5月31日現在における発行済株式数12,044,000,001株を前提として算定した。

(中略)

2010年11月30日に終了する事業年度に係る利益予測

(中略)

基準及び前提条件

(中略)

除外された営業外項目は本グループの連結純利益の重要な構成要素であるが、本グループは、連結営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の公開は、業績及び事業セグメントの理解度及び比較可能性を高めると考えている。本グループは、その多くが市場要因に大きく依存している営業外項目の流動的な影響のないほうが、傾向を明確に確認することができると考えている。

(後略)

(3) 保険数理コンサルタント報告書（以下「本報告書」という。）

<訂正前>

タワーズワトソン

Suite 2106-8, Central Plaza
18 Harbour Road
Wanchai, 香港
中国

電話：+852 2593 4588
towerswatson.com

米国、ペンシルベニア州で設立されたタワーズ・ワトソングループの有限責任会社であるタワーズ・ワトソン・ペンシルベニア・インク
親展

「日付」

（中略）

保険数理コンサルタント報告書

（中略）

7. タワーズワトソンの評価

（中略）

7.2 評価の前提条件

2010年5月31日現在のエンベディッド・バリュー及び2010年5月31日に先立つ12ヶ月間の新規契約高を算定するために使用された営業上の前提条件は、営業上の、過去及び現在の実績並びに将来の予測統計データを考慮して、該当する本ビジネス・ユニットにより選定されている。経済上の前提条件は、評価日現在における経済状態に関して設定されている。我々の審査には、AIAグループにより設定された前提条件設定ガイドラインの各本ビジネス・ユニットによる遵守状況の評価、選定された営業上の前提条件が基礎となる算定結果調査の結果及び将来の見通しを踏まえて妥当であるか否かの判断、並びにAIAグループの全体的なエンベディッド・バリュー及び新規契約高における個別の本ビジネス・ユニットの算定結果の重要性の評価が含まれる。我々の作業範囲には、2008年12月1日から2009年5月31日までの6ヶ月間及び2010年6月1日から2010年8月31日までの3ヶ月間における新規契約高を決定するために使用された前提条件の審査が含まれていなかった。

本ビジネス・ユニットは、各領域内における「最も可能性が高い」将来の統計データに関する観点から財務予測を策定しているが、実際の将来の算定結果は予測と異なるものになると認識しておくべきである。そのため、我々は、本報告書の読者に対し、各前提条件の重要度の評価、及び代替的な前提条件を使用した結果として価値に生じる潜在的影響の評価のため、提示されたセンシティブティ・テストの結果を検討することを推奨する。

（中略）

付属書類A - 算定結果

（中略）

表A.7

AIAグループの四半期別の新規契約高の概要

（単位：百万米ドル）

四半期	リスク割引率による新規契約高 (必要資本維持費用控除後)		
	低	中	高
2009年8月31日に終了した3ヶ月間	209	144	95
2009年11月30日に終了した3ヶ月間	241	170	118
2010年2月28日に終了した3ヶ月間	204	151	111

2010年5月31日に終了した3ヶ月間	211	152	109
前年度の価額			
2009年2月28日に終了した3ヶ月間	141	95	63
2009年5月31日に終了した3ヶ月間	194	136	95

表A.8は、AIAグループの四半期ごとの年換算新規契約保険料及び新規契約利益率を示したものである。新規契約利益率とは、企業年金契約を除く新規契約高の年換算新規契約保険料に対する比率を%で表示したものである。

表A.8

AIAグループの四半期別の年換算新規契約保険料及び新規契約利益率の概要(単位:百万米ドル)

四半期	リスク割引率による新規契約利益率			
	年換算新規 契約保険料 (注1)	低	中	高
2009年8月31日に終了した3ヶ月間	552	37%	26%	17%
2009年11月30日に終了した3ヶ月間	553	43%	30%	21%
2010年2月28日に終了した3ヶ月間	437	46%	34%	25%
2010年5月31日に終了した3ヶ月間	450	46%	34%	24%
前年度の価額				
2009年2月28日に終了した3ヶ月間	355	38%	25%	16%
2009年5月31日に終了した3ヶ月間	418	45%	31%	22%

(注1) 企業年金契約を除く。

(中略)

表A.10

2010年8月31日に終了した3ヶ月間における年換算新規契約保険料及び新規契約利益率

（単位：百万米ドル）

本ビジネス・ユニット	新規契約高 (必要資本 維持費用 控除後)	企業年金 を除く新 規契約高	年換算 新規契約 保険料 (注1)	新規契約 利益率 (注2)
AIA香港	45	44	100	44%
AIAタイ	48	48	107	45%
AIAシンガポール	25	25	75	35%
AIAマレーシア	10	10	29	36%
AIA中国	18	18	49	36%
AIA韓国	12	12	63	19%
その他の市場	24	24	83	28%
合計（グループ事務費控除前、現地の法定基準）	182	181	503	36%
香港の準備金要件及び自己資本要件を反映した調整額	(12)	(12)		
税引後グループ事務費	(10)	(10)		
合計	160	159	503	32%

（後略）

<訂正後>

Towers Watson

 Suite 2106-8, Central Plaza
 18 Harbour Road
 Wanchai, 香港
 中国 電話：+852 2593 4588
 towerswatson.com 米国、ペンシルベニア州で設立された Towers Watson グループの有限責任会社である Towers Watson、ペンシルベニア・インク
 親展

2010年10月18日

（中略）

保険数理コンサルタント報告書

（中略）

7. Towers Watson の評価

（中略）

7.2 評価の前提条件

2010年5月31日現在のエンベディッド・バリュア及び2010年5月31日に先立つ12ヶ月間の新規契約高を算定するために使用された営業上の前提条件は、営業上の、過去及び現在の実績並びに将来の予測統計データを考慮して、該当する本ビジネス・ユニットにより選定されている。経済上の前提条件は、評価日現在における経済状態に関して設定されている。我々の審査には、AIAグループにより設定された前提条件設定ガイドラインの各本ビジネス・ユニットによる遵守状況の評価、選定された営業上の前提条件が基礎となる算定結果調査の結果及び将来の見通しを踏まえて妥当であるか否かの判断、並びにAIAグループの全体的なエンベディッド・バリュア及び新規契約高における個別の本ビジネス・ユニットの算定結果の重要性の評価が含まれる。我々の作業範囲には、2008年12月1日から2009年5月31日までの6ヶ月間及び2010年6月1日から2010年8月31日までの3ヶ月間における新規契約高を決定するために使用

された前提条件の審査が含まれていなかった。但し、2009年5月31日までの6ヶ月間における新規契約高について使用された経済上及び営業上の前提条件は2009年11月30日までの6ヶ月間における新規契約高を決定するために使用された前提条件と同一のものである。

本ビジネス・ユニットは、各領域内における「最も可能性が高い」将来の統計データに関する観点から財務予測を策定しているが、実際の将来の算定結果は予測と異なるものになると認識しておくべきである。そのため、我々は、本報告書の読者に対し、各前提条件の重要度の評価、及び代替的な前提条件を使用した結果として価値に生じる潜在的影響の評価のため、提示されたセンシティブリティ・テストの結果を検討することを推奨する。

（中略）

付属書類A - 算定結果

（中略）

表A.7

AIAグループの四半期別の新規契約高の概要

（単位：百万米ドル）

四半期	リスク割引率による新規契約高 （必要資本維持費用控除後）		
	低	中	高
2009年8月31日に終了した3ヶ月間	209	144	95
2009年11月30日に終了した3ヶ月間	241	170	118
2010年2月28日に終了した3ヶ月間	204	151	111
2010年5月31日に終了した3ヶ月間	211	152	109
前年度の価額			
2009年2月28日に終了した3ヶ月間	141	95	63
2009年5月31日に終了した3ヶ月間	194	136	95

表A.8は、AIAグループの四半期ごとの年換算新規契約保険料及び新規契約利益率を示したものである。新規契約利益率とは、企業年金契約を除く新規契約高の年換算新規契約保険料に対する比率を%で表示したものである。

表A.8

AIAグループの四半期別の年換算新規契約保険料及び新規契約利益率の概要（単位：百万米ドル）

四半期	リスク割引率による新規契約利益率			
	年換算新規 契約保険料 （注1）	低	中	高
2009年8月31日に終了した3ヶ月間	552	37%	26%	17%
2009年11月30日に終了した3ヶ月間	553	43%	30%	21%
2010年2月28日に終了した3ヶ月間	437	46%	34%	25%
2010年5月31日に終了した3ヶ月間	450	46%	34%	24%
前年度の価額				
2009年2月28日に終了した3ヶ月間	355	38%	25%	16%
2009年5月31日に終了した3ヶ月間	418	45%	31%	22%

（注1）企業年金契約を除く。

（中略）

表A.10

2010年8月31日に終了した3ヶ月間における年換算新規契約保険料及び新規契約利益率

（単位：百万米ドル）

本ビジネス・ユニット	新規契約高 (必要資本 維持費用 控除後)	企業年金 を除く新 規契約高	年換算 新規契約 保険料 (注1)	新規契約 利益率 (注2)
AIA香港	45	44	100	44%
AIAタイ	48	48	107	45%
AIAシンガポール	25	25	72	35%
AIAマレーシア	10	10	29	36%
AIA中国	18	18	49	36%
AIA韓国	12	12	63	19%
その他の市場	24	24	83	28%
合計（グループ事務費控除前, 現地の法定基準）	182	181	503	36%
香港の準備金要件及び自己資本要件を 反映した調整額	(12)	(12)		
税引後グループ事務費	(10)	(10)		
合計	160	159	503	32%

(後略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(4)【大株主の状況】

<訂正前>

(前略)

当社取締役が認識する限りにおいて、グローバル・オファリング（売出規模調整オプションの行使、オーバーアロットメント・オプションの行使、又はRSU制度に基づき授与されるRSU報奨の付与に基づき発行される当社普通株式若しくは株式オプション制度に基づき授与されるオプションの行使に基づき発行される当社普通株式を考慮しない、）の完了後直ちに、下記の者は、SF0第15部第2章及び第3章の規定に基づき当社及び香港証券取引所に対して開示する必要のある、当社普通株式若しくは原資産株式についての持分若しくは売持（ショート・ポジション）を有するか、又は、当社の総会においてあらゆる場合に議決権を有するいずれかのクラスの株式資本の額面金額の10%以上について直接若しくは間接の持分を有する。

氏名	持分の内容	グローバル・オファリング直後に有する当社普通株式数 (株)	グローバル・オファリング直後の当社についての持分概算比率(%)
AIAオーロラLLC(注1)	法的及び実質的持分	(未定)	(未定)
AIG	被支配会社についての持分	(未定)	(未定)
AIGクレジット・ファシリティ・トラスト(注2)	被支配会社についての持分	(未定)	(未定)

注1：AIGは、AIAオーロラLLCの普通投資持分の100%を保有している。

注2：AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、米国財務省を唯一の受益者とする信託で、3つの独立した受託者により監視されており、シリーズC優先株式の全発行済株式を保有する。

本項に開示された場合を除き（但し、売出規模調整オプションの行使、オーバーアロットメント・オプションの行使及びRSU制度に基づき授与されるRSU報奨の付与に基づき発行される可能性のある当社普通株式、又は株式オプション制度に基づき授与されるオプションの行使に基づき発行される当社普通株式を考慮しない、）、当社取締役は、グローバル・オファリングの完了後直ちに、いずれかの他の者が、SF0第15部第2章及び第3章の規定に基づき当社及び香港証券取引所に対して開示する必要のある、当社普通株式若しくは原資産株式についての持分若しくは売持（ショート・ポジション）を有するか、又は、当社の総会においてあらゆる場合に議決権を有するいずれかのクラスの株式資本の額面金額の10%以上について直接若しくは間接の持分を有し、それらのことにより香港上場規則に基づき当社の実質株主とみなされるとは認識していない。

<訂正後>

(前略)

当社取締役が認識する限りにおいて、グローバル・オファリング（RSU制度に基づき授与されるRSU報奨の付与に基づき発行される当社普通株式、又は株式オプション制度に基づき授与されるオプションの行使に基づき発行される当社普通株式を考慮しない、）の完了後直ちに、下記の者は、SF0第15部第2章及び第3章の規定に基づき当社及び香港証券取引所に対して開示する必要のある、当社普通株式若しくは原資産株式についての持分若しくは売持（ショート・ポジション）を有するか、又は、当社の総会においてあらゆる場合に議決権を有するいずれかのクラスの株式資本の額面金額の10%以上について直接若しくは間接の持分を有する。

	AIAオーロラLLC*	AIG(注1)+	AIGクレジット・ ファシリティ・ トラスト (注2)+
グローバル・オファリングの完了直後に 直接保有される当社普通株式数 (<u>売出規模調整オプション又はオーバー アロットメント・オプションのいずれも 行使されない場合</u>)	6,186,586,201*	6,186,586,201+	6,186,586,201+
グローバル・オファリングの完了直後の 当社の持分概算比率 (<u>売出規模調整オプション又はオーバー アロットメント・オプションのいずれも 行使されない場合</u>)	51.4%	51.4%	51.4%
グローバル・オファリングの完了直後に 直接保有される当社普通株式数 (<u>売出規模調整オプションのみが全て行 使され、オーバーアロットメント・オブ ションが行使されない場合</u>)	5,015,103,601*	5,015,103,601+	5,015,103,601+
グローバル・オファリングの完了直後の 当社の持分概算比率 (<u>売出規模調整オプションのみが全て行 使され、オーバーアロットメント・オブ ションが行使されない場合</u>)	41.6%	41.6%	41.6%
グローバル・オファリングの完了直後に 直接保有される当社普通株式数 (<u>オーバーアロットメント・オプション のみが全て行使され、売出規模調整オブ ションが行使されない場合</u>)	5,307,974,201*	5,307,974,201+	5,307,974,201+
グローバル・オファリングの完了直後の 当社の持分概算比率 (<u>オーバーアロットメント・オプション のみが全て行使され、売出規模調整オブ ションが行使されない場合</u>)	44.1%	44.1%	44.1%
グローバル・オファリングの完了直後に 直接保有される当社普通株式数 (<u>売出規模調整オプション及びオーバー アロットメント・オプションの両方が全 て行使された場合</u>)	3,960,769,201*	3,960,769,201+	3,960,769,201+
グローバル・オファリングの完了直後の 当社の持分概算比率 (<u>売出規模調整オプション及びオーバー アロットメント・オプションの両方が全 て行使された場合</u>)	32.9%	32.9%	32.9%

注1：AIGは、AIAオーロラLLCの普通投資持分の100%を保有している。AIGは、当社普通株式を直接保有しない。

注2：AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、米国国庫を唯一の受益者とする信託で、3つの独立した受託者により監視されており、香港目論見書の日付現在においてシリーズC優先株式の全発行済株式を保有する。AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、当社普通株式を直接保有しない。

* AIAオーロラLLCの当社普通株式に対する持分の性質は、法的及び実質的持分である。

+ AIG及びAIGクレジット・ファシリティ・トラストの当社普通株式に対する持分の性質は、各々の非支配企業に対する持分による。

本項に開示された場合を除き（但し、RSU制度に基づき授与されるRSU報奨の付与に基づき発行される可能性がある当社普通株式、又は株式オプション制度に基づき授与されるオプションの行使に基づき発行される当社普通株式を考

慮しない。) 、当社取締役は、グローバル・オフリングの完了後直ちに、いずれかの他の者が、SF0第15部第2章及び第3章の規定に基づき当社及び香港証券取引所に対して開示する必要のある、当社普通株式若しくは原資産株式についての持分若しくは売持（ショート・ポジション）を有するか、又は、当社の総会においてあらゆる場合に議決権を有するいずれかのクラスの株式資本の額面金額の10%以上について直接若しくは間接の持分を有し、それらのことにより香港上場規則に基づき当社の実質株主とみなされるとは認識していない。

4【役員の状況】

(1) 取締役・役員

< 訂正前 >

概要

(中略)

以下の表は、上場日現在の当社取締役に関する情報を記載している。

氏名	年齢	生年月日	
マーク・エドワード・タッカー氏	52	1957年12月29日	執行取締役
エドモンド・セー・ウィン・ツェ氏	72	1938年1月2日	非執行取締役
ジャック・チャク・クオン・ソー氏	65	1945年3月12日	非執行取締役
ジェフリー・ジョイ・ハード氏	43	1966年12月3日	非執行取締役
ジェイ・スティーブン・ウイントロブ氏	53	1957年3月29日	非執行取締役
チャン・コン(CK)・チョウ卿	60	1950年9月9日	独立非執行取締役
ラファエル・シャー・ファイ氏	62	1948年2月8日	独立非執行取締役
チン・シャオ博士	63	1947年4月25日	独立非執行取締役

取締役

執行取締役

マーク・エドワード・タッカー (Mark Edward Tucker) 氏 (52歳) は執行取締役兼当社のグループ最高経営責任者である。同氏は2010年7月にAIAグループに入社し、また、AIAバミューダ及びAIAの取締役である。同氏は、AIAグループの戦略指揮及び業務全般の責任者である。AIAグループに入社する以前、タッカー氏は、2005年から2009年までブルーデンシャル・ピーエルシーのグループ最高執行役員を務めており、2004年から2005年はエイチピーオーエス・ピーエルシーのグループ財務取締役だった。同氏は、1994年から2003年まで、ブルーデンシャル・コーポレーション・アジア・リミテッドの最高執行役員だった。タッカー氏は、1980年からプライスウォーターハウス (英国) の税務コンサルタントとしてキャリアを開始した。同氏は、ブルーデンシャル・ポートフォリオ・マネージャーズ・リミテッド (英国) の北米投資運用担当の統括者として1986年にブルーデンシャル・ピーエルシーに入社した後、引き続き1986年から1987年までブルーデンシャル・ベンチャー・マネージャーズ・リミテッド (英国) の財務統括者となった。同氏は、1987年から1989年まで、ブルーデンシャル・ピーエルシーのアシスタント・ディレクターだった。タッカー氏は1989年から1992年までブルーデンシャル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド (香港) の統括マネージャーとなり、1992年から1993年はジャクソン・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニー (米国、ランシング) の業務担当シニア・バイス・プレジデント、1999年から2003年まではブルーデンシャル・ピーエルシーの取締役となった。タッカー氏は、2009年より、バンク・オブ・イングランドの役員会の非執行取締役及び同社の財務安定委員会のメンバーである。同氏は、ベトナムの金融サービス部門の発展に貢献したことを評価され、2009年に、ベトナム大統領より権威あるベトナム政府の友好メダルを授与された。タッカー氏は、2007年より英国勅許管理機関の会員であり、2005年よりエジンバラ国際フェスティバル協会の非執行取締役である。タッカー氏は、1985年に勅許会計士協会の資格者となった。同氏は、1980年に、英国のリーズ大学で学士号を優等で取得している。

(中略)

非執行取締役

（中略）

ジェイ・スティーブン・ウイントロブ (Jay Steven Wintrob) 氏（53歳）は、非執行取締役である。ウイントロブ氏は、2002年より、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクのリタイアメント・サービス担当のエグゼクティブ・バイス・プレジデントを務めている。同氏は、また、1999年から2004年までAIGの取締役を務めていた。2009年、ウイントロブ氏は、米国を拠点とし、同時に日本で2つの生命保険事業を営んでいるAIGの生命及びリタイアメント・サービス事業であるサンアメリカ・フィナンシャル・グループのプレジデント兼最高経営責任者に指名された。ウイントロブ氏は、1987年に会長補佐役としてサンアメリカ・インクに入社し、1989年にシニア・バイス・プレジデント、1991年にエグゼクティブ・バイス・プレジデント、1995年に副会長に選任され、また1997年から1998年まで取締役を務めた。AIGによるサンアメリカの買収後、ウイントロブ氏は、1998年から2005年までAIGリタイアメント・サービス・インク（現SAFGリタイアメント・サービス・インク）の副会長及び1998年から2001年まで最高業務執行役員を務め、2000年にプレジデント及び2001年に最高経営責任者に指名された。サンアメリカに入社する以前、ウイントロブ氏は、オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所のアソシエイト弁護士として企業法務を行っていた。ウイントロブ氏はまた、ベット・ツェデク・リーガル・サービス、ブロード財団、カリフォルニア工科大学、シダーズ・サイナイ医療センター、ポール・ゲッティ・トラスト、ロサンゼルス世界問題協議会及びスカーポール文化センターを含む複数の非営利団体の取締役を務めている。同氏は、2001年にロサンゼルス大司教区よりキリスト者会議指導者賞を、2002年にベット・ツェデク・リーガル・サービスよりルイズ・ラニアー創業者賞を受領した。ウイントロブ氏は、1982年にカリフォルニア大学パークレー校ポルト・ホール法科大学院より法学士号（全米優等法学生会資格）を取得し、1979年にカリフォルニア大学パークレー校より政治科学の学士号を取得した。ウイントロブ氏は、2010年9月28日に、当社の非執行取締役に任命された。

（中略）

独立非執行取締役

（中略）

チン・シャオ (秦曉) 博士（63歳）は、独立非執行取締役である。チン博士は、2001年から2010年9月まで、チャイナ・マーチャント・バンク・カンパニー・リミテッドの会長を務めた。同氏は、2000年12月から2010年8月までチャイナ・マーチャント・グループ・リミテッドの会長、1995年から2000年まで中国中信集団会社のプレジデント及び副会長を務め、また1998年から2000年まで中信実業銀行の会長を務めた。チン博士は、2009年より香港興業国際集団有限公司の独立非執行取締役、また2008年よりチャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッドの監査委員会のメンバーを務めた。また、同氏は、とりわけ、これらの国有企業の財務諸表を検討し、且つ当該国営企業の財務システム及び内部統制手続を監督する責任を負う立場にあり、また、関連する規則及び要請を遵守することを確実にするため、これら国営企業の財務諸表の完全性を監視する業務にも従事している。同氏は、2008年より中国人民政治協商会議第11回総会の会員であり、2007年よりラファージュ国際諮問委員会の会員であり、また2009年よりアジア・ビジネス評議会の会長を務めている。同氏はまた、2001年にはAPECビジネス諮問委員会の会長を務めた。同氏は、1997年から2005年まで、トヨタ国際諮問委員会の会員だった。チン博士は、2003年にケンブリッジ大学より経済学の博士号を取得し、1983年に中国礦業大学より経済経営学部の修士号を取得した。チン博士は、2010年9月28日に当社の独立非執行取締役に任命された。

上席経営陣

以下の表は、上場日現在の当社の上席経営陣に関する情報を記載している。

氏名	年齢	地位/役職
マーク・エドワード・タッカー氏	52	グループ最高経営責任者
マルク・ジョセフ・ド・キュール氏	52	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高財務担当役員

ジョン・タイ・ウォー・チュウ氏	71	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高投資担当役員
ヌガ・ケン・ホーイ氏	55	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼地域担当マネージング・ディレクター
タン・フォーン・ヒュン氏	44	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼地域担当マネージング・ディレクター
ウィリアム・ライル氏	45	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高販売担当役員候補
ニティンバイ・バブバイ・マガンバイ・アミン氏	54	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高総務責任者
クリストファー・ブライアン・ウェイ氏	43	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高マーケティング担当役員
マーガレット・クック・クエン・チウ氏	51	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高人事担当役員
シメオン・プレストン氏	40	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ事業戦略主任
ケネス・ジョセフ・ジュノー氏	53	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼AIAシンガポール最高経営責任者
ホック・スオン・コール氏	51	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼上席地域担当執行役員
レイ・ヒン・タン氏	43	シニア・バイス・プレジデント兼グループ・オルタナティブ販売主任

（中略）

ヌガ・ケン・ホーイ氏（黃經輝）氏（55歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼地域担当マネージング・ディレクターの一員である。同氏は、代理店、（保険）銀行窓販及びダイレクト・マーケティングを通じてさらなる利益成長へ到達することに注力し、地域別展望からの当社の事業の様々な側面についての監督責任者である。同氏は、2010年10月にAIAグループに入社し、規制当局の承認に従い、AIAの統括者として任命される。AIAグループに入社する以前、ヌガ氏は2008年12月よりグレート・イースタン・ホールディングス・リミテッドの取締役及びグループ最高執行役員を務めていた。同氏は、1989年よりブルーデンシャルに勤務し、2005年から2008年までアジア保険担当のマネージング・ディレクターを務め、マレーシア、シンガポール、インドネシア及びフィリピンにおける責任者だった。同氏は、1995年にブルーデンシャル・アシュアランス・マレーシア・ブルハドの統括マネージャーに、1998年に最高経営責任者となった。ヌガ氏はまた、AIAマレーシアの保険数理、システム及び運用部門にて6年間を過ごした。同氏は、1985年よりアクチュアリー協会の会員である。ヌガ氏は、1979年にラファイエット・カレッジ（米国、ペンシルヴェニア）より機械工学の理学士号を取得した。

タン・フォーン・ヒュン（Thanh Phong Huynh）氏（44歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼地域担当マネージング・ディレクターの一員である。同氏は、AIAグループ全体としてもグループ内の特定の業務にも同様に利益となる様々な戦略の陣頭指揮をとる責任者である。同氏は、AIAグループに2010年10月に入社した。AIAグループに入社する以前、ヒュン氏は、2009年より、シンガポールのフラートン・フィナンシャル・ホールディングスの保険担当エグゼクティブ・バイス・プレジデントを務めていた。同氏は、1996年よりブルーデンシャルに勤務し、2005年から2008年までブルーデンシャル・コーポレーション・アジアの取締役及び保険担当のマネージング・ディレクターを務めた。同氏は、1999年から2005年までブルーデンシャル・ベトナム・アシュアランス・リミテッドの創立者兼最高経営責任者だった。ヒュン氏は、1986年にトロントのクラウン・ライフ・インシュアランス、その後カナダのマニユライフ・フィナンシャルにて保険業のキャリアを開始した。同氏は、2005年にクイーン・エリザベス二世より大英勳章第4位（OBE）の称号を授与された。ヒュン氏は、米国アクチュアリー協会及びカナダのアクチュアリー協会の双方共において、保険数理人及び会員の有資格者である。同氏は、1986年に、アルバータ大学（カナダ）より理学士号を取得した。

ウィリアム・ライル（William Lisle）氏（45歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高販売担当役員候補である。同氏は、地域代理店販売チーム及びオルタナティブ販売チームを含む、全てのAIAグループ営業所の販売を支援する資源の責任者となる。同氏は2010年12月にAIAグループに入社することが期待されている。AIAグループに入社する以前は、同氏は、2009年5月からアヴィヴァの**発展途上市場担当主任（アジア・パシフィック）**を務め、香港、シンガポール、マレーシア、韓国、インド及びスリランカの事業を監督した。同氏は2001年に代理店開発担当ディレクター（南アジア）としてブルーデンシャル・コーポレーション・アジアに入社し、その後2002年か

ら2004年まで、ICICIブルーデンシャルの最高代理店担当役員を務めた。同氏はその後、2005年には韓国の、2008年にはマレーシアの最高経営責任者に昇進した。同氏は2001年にはAIAシンガポールの代理店開発担当主任であった。同氏は2004年にインド、ムンバイの国立経営大学院で経営学修士号（優等）を取得した。

（中略）

ホック・スオン・コール（許福成）氏（51歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデントであり、当社の上席地域担当執行役員の一である。同氏はAIAマレーシアの最高経営責任者でもあり、AIAマレーシアの事業の監督責任者である。同氏は生命保険業界において28年以上の経験を有する。2006年2月にAIAグループに入社する以前は、マニライフ・インシュアランス（マレーシア）プルハド（旧ジョン・ハンコック・ライフ・インシュアランス（マレーシア）プルハド）においてマネージング・ディレクター、プレジデント及び最高経営責任者などの一連の上級職に就いた。同氏はマレーシア生命保険協会の管理委員会のメンバーである。コール氏は1982年にオーストラリアのマッコリー大学で文学士号を取得した。同氏は、1987年に英国のアクチュアリー協会で、保険数理を修了した。

レイ・ヒン・タン（陳來興）氏（43歳）は、当社のシニア・バイス・プレジデント兼グループ・オルタナティブ販売主任である。同氏は、オルタナティブ・チャネル（すなわち（保険）銀行窓販及びダイレクト・マーケティング）を通じての販売促進及び拡大の陣頭指揮をとる責任者である。同氏は、2010年9月にAIAグループに入社した。AIAグループに入社する以前、タン氏は、2003年よりスタンダード・チャータード・バンクの、シンガポールを基盤とするコンシューマー・バンキング・グローバル・オフィスにて（保険）銀行窓販担当のグローバル主任だった。同氏は、1999年から2003年までワコピヤ国立銀行（ノース・カロライナ州シャーロット及び香港）にてバイス・プレジデント兼グローバル販売担当（アジア及び中東）の取締役だった。タン氏は、1997年から1999年までアイエヌジー・グループにてフィナンシャル・サービス・インターナショナル・アイエヌジー・ライフの保険数理マネージャーとして勤務し、引き続きアイエヌジー・インベストメント・マネジメントの上級調査分析者として勤務した。タン氏は、2007年にカリフォルニア大学ロサンゼルス校にて経営管理学の修士号を取得した。同氏はまた、1993年に保険数理科学修士号をジョージア州立大学より取得した。

（中略）

クレメント・カ・チェン・ホー（何家存）氏（48歳）は、当社のシニア・バイス・プレジデント兼グループ最高リスク担当役員である。同氏は、AIAグループ全体にわたる効果的なエンタープライズ・リスク管理及びリスク・ガバナンスを全ての業種について確実にするための責任者である。同氏は、リスクの様々なポートフォリオ（保険、流動性、信用、市場及び資産負債管理並びに運営を含む。）を監督している。ホー氏は、2010年2月にAIAグループに入社した。同氏は、大手金融企業にて25年以上にわたり、キャピタル・マーケット、資産管理及びリスク管理の経験を有している。AIAグループに入社する前、同氏は、2007年7月から2010年1月までの間、ハンセン・インベストメント・マネジメント・リミテッドの取締役兼最高投資担当役員及びハンセン・バンクの資産管理担当の主任だった。ホー氏はまた、1995年から2007年までの12年間にわたり香港金融管理局に勤務し、最終的にリスク管理及びコンプライアンス局長の地位を有していた。ホー氏は、1984年に、香港の中文大学にて経済学専攻の学士号を取得した。同氏は、2002年に勅許金融アナリストとなった。ホー氏は、2010年2月にグループ最高リスク担当役員に任命された。

（後略）

< 訂正後 >

概要

（中略）

以下の表は、上場日現在の当社取締役に関する情報を記載している。

氏名	年齢	生年月日	
マーク・エドワード・タッカー氏	52	1957年12月29日	執行取締役
エドモンド・セー・ウィン・ツェ氏	72	1938年1月2日	非執行取締役

ジャック・チャク・クオン・ソー氏	65	1945年3月12日	非執行取締役
ジェフリー・ジョイ・ハード氏	43	1966年12月3日	非執行取締役
ジェイ・スティーブン・ウイントロブ氏	53	1957年3月29日	非執行取締役
チャン-コン(CK)・チョウ卿	60	1950年9月9日	独立非執行取締役
ラファエル・シャー・ファイ氏	62	1948年2月8日	独立非執行取締役
チン・シャオ博士	63	1947年4月25日	独立非執行取締役

当社の監督機関により定められたガイダンス及び、ベスト・プラクティスの実行を目的として、当社は、2010年11月30日当日又はそれ以前に、独立非執行取締役を非執行役会長として任命する予定である。当該非執行役会長には、現在の独立非執行取締役か、又は新たに任命される独立非執行取締役になる可能性もある。マーク・エドワード・タッカー氏は当社のグループ執行役会長として任命されている。同氏のグループ執行役会長としての役割は、2010年11月30日当日又はそれ以前に非執行役会長として任命された時点で終了する。当社は原則として、将来的に、独立非執行取締役が取締役会の過半数を構成するに達することを意図している。

取締役

執行取締役

マーク・エドワード・タッカー (Mark Edward Tucker) 氏 (52歳) は執行取締役兼当社のグループ最高経営責任者である。同氏はまた、本項の「概要」に記載される基準をもって任命されたグループ執行役会長である。同氏は2010年7月にAIAグループに入社し、また、AIA及びAIAバミューダの取締役である。同氏は、AIAグループの戦略指揮及び業務全般の責任者である。AIAグループに入社する以前、タッカー氏は、2005年から2009年までブルーデンシャル・ピーエルシーのグループ最高執行役員を務めており、2004年から2005年はエイチピーオーエス・ピーエルシーのグループ財務取締役だった。同氏は、1994年から2003年まで、ブルーデンシャル・コーポレーション・アジア・リミテッドの最高執行役員だった。タッカー氏は、1980年からプライスウォーターハウス(英国)の税務コンサルタントとしてキャリアを開始した。同氏は、ブルーデンシャル・ポートフォリオ・マネージャーズ・リミテッド(英国)の北米投資運用担当の統括者として1986年にブルーデンシャル・ピーエルシーに入社した後、引き続き1986年から1987年までブルーデンシャル・ベンチャー・マネージャーズ・リミテッド(英国)の財務統括者となった。同氏は、1987年から1989年まで、ブルーデンシャル・ピーエルシーのアシスタント・ディレクターだった。タッカー氏は1989年から1992年までブルーデンシャル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド(香港)の統括マネージャーとなり、1992年から1993年はジャクソン・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニー(米国、ランシング)の業務担当シニア・バイス・プレジデント、1999年から2003年まではブルーデンシャル・ピーエルシーの取締役となった。タッカー氏は、2009年より、バンク・オブ・イングランドの役員会の非執行取締役及び同社の財務安定委員会のメンバーである。同氏は、ベトナムの金融サービス部門の発展に貢献したことを評価され、2009年に、ベトナム大統領より権威あるベトナム政府の友好メダルを授与された。タッカー氏は、2007年より英国勅許管理機関の会員であり、2005年よりエジンバラ国際フェスティバル協会の非執行取締役である。タッカー氏は、1985年に勅許会計士協会の資格者となった。同氏は、1980年に、英国のリーズ大学で学士号を優等で取得している。

(中略)

非執行取締役

(中略)

ジェイ・スティーブン・ウイントロブ (Jay Steven Wintrob) 氏 (53歳) は、非執行取締役である。ウイントロブ氏は、2002年より、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクのリタイアメント・サービス担当のエグゼクティブ・バイス・プレジデントを務めており、また2010年にAIGの国内生命保険及びリタイアメント・サービスのエグゼクティブ・バイス・プレジデントに任命された。同氏は、また、1999年から2004年までAIGの取締役を務めていた。2009年、ウイントロブ氏は、米国を拠点とし、同時に日本で2つの生命保険事業を営んでいるAIGの生命及びリタイアメント・サービス事業であるサンアメリカ・フィナンシャル・グループのプレジデント兼最高経営責任者に指名された。ウイントロブ氏は、1987年に会長補佐役としてサンアメリカ・インクに入社し、1989年にシニア・バイス・プレジデント、1991年にエグゼクティブ・バイス・プレジデント、1995年に副会長に選任され、また1997年から1998年まで

取締役を務めた。AIGによるサンアメリカの買収後、ウイントロブ氏は、1998年から2005年までAIGリタイアメント・サービス・インク（現SAFGリタイアメント・サービス・インク）の副会長及び1998年から2001年まで最高業務執行役員を務め、2000年にプレジデント及び2001年に最高経営責任者に指名された。サンアメリカに入社する以前、ウイントロブ氏は、オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所のアソシエイト弁護士として企業法務を行っていた。ウイントロブ氏はまた、ベット・ツェデク・リーガル・サービス、ブロード財団、カリフォルニア工科大学、シダーズ・サイナイ医療センター、ポール・ゲッティ・トラスト、ロサンゼルス世界問題協議会及びスカーポール文化センターを含む複数の非営利団体の取締役を務めている。同氏は、2001年にロサンゼルス大司教区よりキリスト者会議指導者賞を、2002年にベット・ツェデク・リーガル・サービスよりルーズ・ラニアー創立者賞を受領した。ウイントロブ氏は、1982年にカリフォルニア大学バークレー校ポルト・ホール法科大学院より法学士号（全米優等法学生会資格）を取得し、1979年にカリフォルニア大学バークレー校より政治科学の学士号を取得した。ウイントロブ氏は、2010年9月28日に、当社の非執行取締役役に任命された。

（中略）

独立非執行取締役

（中略）

チン・シャオ（泰曉）博士（63歳）は、独立非執行取締役である。チン博士は、2001年4月から2010年9月まで、チャイナ・マーチャント・バンク・カンパニー・リミテッドの会長を務めた。同氏は、2000年12月から2010年8月までチャイナ・マーチャント・グループ・リミテッドの会長、1995年4月から2000年7月まで中国中信集団公司のプレジデント、2000年7月から2001年12月まで中国中信集団公司の副会長を務め、また1998年から2000年まで中信実業銀行の会長を務めた。チン博士は、2009年より香港興業国際集团有限公司の独立非執行取締役、また2008年よりチャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッドの監査委員会のメンバーを務めた。また、同氏は、とりわけ、これらの国有企業の財務諸表を検討し、且つ当該国営企業の財務システム及び内部統制手続を監督する責任を負う立場にあり、また、関連する規則及び要請を遵守することを確実にするため、これら国営企業の財務諸表の完全性を監視する業務にも従事している。同氏は、2008年より中国人民政治協商会議第11回総会の会員であり、2007年よりラファージュ国際諮問委員会の会員であり、また2009年よりアジア・ビジネス評議会の会長を務めている。同氏はまた、2001年にはAPECビジネス諮問委員会の会長を務めた。同氏は、1997年から2005年まで、トヨタ国際諮問委員会の会員だった。チン博士は、2003年にケンブリッジ大学より経済学の博士号を取得し、1983年に中国礦業大学より経済経営学部の修士号を取得した。チン博士は、2010年9月28日に当社の独立非執行取締役に任命された。

上席経営陣

以下の表は、上場日現在の当社の上席経営陣に関する情報を記載している。

氏名	年齢	地位/役職
マーク・エドワード・タッカー氏	52	グループ執行役会長兼グループ最高経営責任者
マルク・ジョセフ・ド・キュール氏	52	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高財務担当役員
ジョン・タイ・ウォー・チュウ氏	71	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高投資担当役員
ケン・ホーイ・ヌガ氏	55	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼地域担当マネージング・ディレクター
タン・フォーン・ヒューン氏	44	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼地域担当マネージング・ディレクター
ウィリアム・ライル氏	45	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高販売担当役員候補
ニティンバイ・バブバイ・マガンバイ・アミン氏	54	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高総務責任者
クリストファー・ブライアン・ウェイ氏	43	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高マーケティング担当役員
マーガレット・クック・クエン・チウ氏	51	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高人事担当役員
シメオン・プレストン氏	40	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ事業戦略主任

ケネス・ジョセフ・ジュノー氏	53	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼AIAシンガポール最高経営責任者
ホック・スオン・コール氏	51	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼上席地域担当執行役員
ジェームス・レイ・ヒン・タン氏	43	シニア・バイス・プレジデント兼グループ・オルタナティブ販売主任

（中略）

ケン・ホーイ・ヌガ (Keng Hooi Ng) 氏 (55歳) は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼地域担当マネージング・ディレクターの一員である。同氏は、代理店、(保険)銀行窓販及びダイレクト・マーケティングを通じてさらなる利益成長へ到達することに注力し、地域別展望からの当社の事業の様々な側面についての監督責任者である。同氏は、2010年10月にAIAグループに入社し、規制当局の承認に従い、AIAの統括者として任命される。AIAグループに入社する以前、ヌガ氏は2008年12月よりグレート・イースタン・ホールディングス・リミテッドの取締役及びグループ最高執行役員を務めていた。同氏は、1989年よりブルーデンシャル・ピーエルシーに勤務し、2005年から2008年までアジア保険担当のマネージング・ディレクターを務め、マレーシア、シンガポール、インドネシア及びフィリピンにおける責任者だった。同氏は、1995年にブルーデンシャル・アシュアランス・マレーシア・ブルハドの統括マネージャーに、1998年に最高経営責任者となった。ヌガ氏はまた、AIAマレーシアの保険数理、システム及び運用部門にて6年間を過ごした。同氏は、1985年よりアクチュアリー協会の会員である。ヌガ氏は、1979年にラファイエット・カレッジ (米国、ペンシルヴェニア) より機械工学の理学士号を取得した。

タン・フォン・ヒューン (Thanh Phong Huynh) 氏 (44歳) は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼地域担当マネージング・ディレクターの一員である。同氏は、AIAグループ全体としてもグループ内の特定の業務にも同様に利益となる様々な戦略の陣頭指揮をとる責任者である。同氏は、AIAグループに2010年10月に入社した。AIAグループに入社する以前、ヒューン氏は、2009年より、シンガポールのフラートン・フィナンシャル・ホールディングスの保険担当エグゼクティブ・バイス・プレジデントを務めていた。同氏は、1996年よりブルーデンシャル・ピーエルシーに勤務し、2005年から2008年までブルーデンシャル・コーポレーション・アジアの取締役及び保険担当のマネージング・ディレクターを務めた。同氏は、1999年から2005年までブルーデンシャル・ベトナム・アシュアランス・リミテッドの創立者兼最高経営責任者だった。ヒューン氏は、1986年にトロントのクラウン・ライフ・インシュアランス、その後カナダのマニライフ・フィナンシャルにて保険業のキャリアを開始した。同氏は、2005年にクイーン・エリザベス二世より大英勳章第4位 (OBE) の称号を授与された。ヒューン氏は、米国アクチュアリー協会及びカナダのアクチュアリー協会の双方共において、保険数理人及び会員の有資格者である。同氏は、1986年に、アルバータ大学 (カナダ) より理学士号を取得した。

ウィリアム・ライル (William Lisle) 氏 (45歳) は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高販売担当役員候補である。同氏は、地域代理店販売チーム及びオルタナティブ販売チームを含む、全てのAIAグループ営業所の販売を支援する資源の責任者となる。同氏は2010年12月にAIAグループに入社することが期待されている。AIAグループに入社する以前は、同氏は、2009年5月からアヴィヴァの南アジア担当マネージング・ディレクターを務め、香港、シンガポール、マレーシア、韓国、インド及びスリランカの事業を監督した。同氏は2001年に代理店開発担当ディレクター (南アジア) としてブルーデンシャル・コーポレーション・アジアに入社し、その後2002年から2004年まで、ICICIブルーデンシャルの最高代理店担当役員を務めた。同氏はその後、2005年には韓国の、2008年にはマレーシアの最高経営責任者に昇進した。同氏は2004年にインド、ムンバイの国立経営大学院で経営学修士号 (優等) を取得した。

（中略）

ホック・スオン・コール (Hock Seng Khor) 氏 (51歳) は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデントであり、当社の上席地域担当執行役員の一員である。同氏はAIAマレーシアの最高経営責任者でもあり、AIAマレーシアの事業の監督責任者である。同氏は生命保険業界において28年以上の経験を有する。2006年2月にAIAグループに入社する以前は、マニライフ・インシュアランス (マレーシア) ブルハド (旧ジョン・ハンコック・ライフ・インシュアランス (マレーシア) ブルハド) においてマネージング・ディレクター、プレジデント及び最高経営責任者などの一連の上級職に就いた。同氏はマレーシア生命保険協会の管理委員会のメンバーである。コール氏は1982年にオーストラリアのマッコリー大学で文学士号を取得した。同氏は、1987年に英国のアクチュアリー協会にて、保険数理を修了した。

ジェームス・レイ・ヒン・タン (James Lai Hing Tan) 氏 (43歳) は、当社のシニア・バイス・プレジデント兼グループ・オルタナティブ販売主任である。同氏は、オルタナティブ・チャンネル（すなわち（保険）銀行窓販及びダイレクト・マーケティング）を通じての販売促進及び拡大の陣頭指揮をとる責任者である。同氏は、2010年9月にAIAグループに入社した。AIAグループに入社する以前、タン氏は、2003年よりスタンダード・チャータード・バンクの、シンガポールを基盤とするコンシューマー・バンキング・グローバル・オフィスにて（保険）銀行窓販担当のグローバル主任だった。同氏は、1999年から2003年までワコピア国立銀行（ノース・カロライナ州シャーロット及び香港）にてバイス・プレジデント兼国際販売担当（アジア及び中東）の取締役だった。タン氏は、1997年から1999年までアイエヌジー・グループにてフィナンシャル・サービス・インターナショナル・アイエヌジー・ライフの保険数理マネージャーとして勤務し、引き続きアイエヌジー・インベストメント・マネジメントの上級調査分析者として勤務した。タン氏は、2007年にカリフォルニア大学ロサンゼルス校にて経営管理学の修士号を取得した。同氏はまた、1993年に保険数理科学修士号をジョージア州立大学より取得した。

（中略）

クレメント・カ・チェン・ホー (何家存) 氏 (48歳) は、当社のシニア・バイス・プレジデント兼グループ最高リスク担当役員である。同氏は、AIAグループ全体にわたる効果的なエンタープライズ・リスク管理及びリスク・ガバナンスを全ての業種について確実にするための責任者である。同氏は、リスクの様々なポートフォリオ（保険、流動性、信用、市場及び資産負債管理並びに運営を含む。）を監督している。ホー氏は、2010年2月にAIAグループに入社した。同氏は、大手金融企業にて25年以上にわたり、キャピタル・マーケット、資産管理及びリスク管理の経験を有している。AIAグループに入社する前、同氏は、2007年7月から2010年1月までの間、ハンセン・インベストメント・マネジメント・リミテッドの取締役兼最高投資担当役員及びハンセン・バンクの資産管理担当の主任だった。ホー氏はまた、1995年から2007年までの12年間にわたり香港金融管理局に勤務し、最終的にリスク管理及びコンプライアンス局長の地位を有していた。ホー氏は、1984年に、香港の中文大学にて経済学専攻の学士号を取得した。同氏は、2002年に勅許金融アナリストとなった。

（後略）

（2）報酬その他の事項

< 訂正前 >

（前略）

利害関係

（中略）

2. 当社の株式及び原資産株式についての実質株主の持分及び売持（ショート・ポジション）

当社取締役が認識し、且つグローバル・オフリングにおいて引き受けられる株式について考慮しない限りにおいて、下記の者は、グローバル・オフリングの完了後直ちに、SFO第15部第2章及び第3章の規定に基づき当社に対して開示する必要のある、当社普通株式又は当社の原資産株式についての持分及び売持（ショート・ポジション）を有する。

株主氏名	持分の内容	有価証券の 数及びクラス（注1）	グローバル・オフリ ング直後の当社につ いての持分概算比率
AIAオーロラLLC	実質的保有者	（未定）（L）	（未定）%
AIG（注2）	被支配会社について の持分	（未定）（L）	（未定）%
AIGクレジット・ ファシリティ・ト ラスト（注3）	被支配会社について の持分	（未定）（L）	（未定）%

注1：「L」は、当社普通株式における当該株主の買持（ロング・ポジション）を示している。

注2：AIGはAIAオーロラLLCの普通投資持分の100%を保有している。

注3：AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、米国財務省を唯一の受益者とする信託で、3つの独立した受託者により監視されており、シリーズC優先株式の全発行済株式を保有する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

利害関係

（中略）

2. 当社の株式及び原資産株式についての実質株主の持分及び売持（ショート・ポジション）

「第二部 - 第5 - 1 株式等の状況 - (4) 大株主の状況」を参照のこと。

（後略）

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する記載

<訂正前>

（前略）

取締役及び上席経営陣の報酬

（中略）

現行の協定に基づき、当社は、2010年度に取締役を支払うべき総報酬額（裁量ボーナスを除く。）及び株式を含む現物給付額を3,200,960米ドルと推計する。執行取締役は、復興法を含む適用ある法律及び関係法令に従い、給与、ボーナス、年金制度への拠出額、長期インセンティブ、住宅手当及びその他手当の形で報酬及び現物給付を受領する。ボーナス及び長期インセンティブ（株式に基づく報酬を含む。）は、執行取締役の報酬の変動部分給に相当し、AIAグループ及び執行取締役個人の業績に関連している。執行取締役は現在、雇用の終了に伴う法定給付金に加えて退職給付金を受領する資格を有している。独立非執行取締役は、当社から謝礼及び現物給付を受領する。全ての当社取締役は、当社にサービスを提供するために、又は当社の業務に関する事柄を遂行する際に必要であり且つ合理的に生じた費用について、当社から払戻金を受領する。当該払戻金は、取締役の役務費用（もしあれば）として、当社取締役が随時決定する金額（その他未払い金（例えば、雇用報酬。）を除いた年額（総額）を超えないものとする。）又は当社が普通決議により決定することのできる金額のうち、大きい方の金額が当社の積立金から支払われる。上記に開示された場合を除き、当社取締役は、当社からいかなる特別の給付を受領する権利も有さない。当社取締役会は上場後に、復興法を含む適用ある法律及び関係法令を考慮に入れた報酬委員会からの勧告を受けたうえで、取締役の報酬を決定する。復興法は、AIGグループ（AIAグループを含む。）の従業員に支払うべきボーナス、インセンティブ報酬、退職報酬及びその他報酬に対する制約を含

んでいる。復興法を遵守するためのAIAグループの義務は、規制に従い、50%保有基準を使用する米国内国歳入法において当社がAIGと同じ「雇用者」として扱われなくなるとき、又はAIGがTARPに基づき受領した経済支援総額の100%を返済したときのいずれか早い時点で終了する。「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社とAIGグループとの関係に関するリスク - 当社とAIGとの関係に起因し、当社は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、制限及び費用負担を当社に課す米国の法律を遵守する必要がある。」を参照のこと。

(中略)

上記に開示したものを除き、2009年度及び2010年5月30日に終了した当初6ヶ月間について、当社又は当社の子会社から取締役に対して支払われた又は支払われるべき報酬は存在しない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

取締役及び上席経営陣の報酬

(中略)

現行の協定に基づき、当社は、2010年度に取締役を支払うべき総報酬額(裁量ボーナスを除く。)及び株式を含む現物給付額を3,200,960米ドルと推計する。執行取締役は、復興法を含む適用ある法律及び関係法令に従い、給与、ボーナス、年金制度への拠出額、長期インセンティブ、住宅手当及びその他手当の形で報酬及び現物給付を受領する。ボーナス及び長期インセンティブ(株式に基づく報酬を含む。)は、執行取締役の報酬の可変部分給に相当し、AIAグループ及び執行取締役個人の業績に関連している。執行取締役は現在、雇用の終了に伴う法定給付金に加えて退職給付金を受領する資格を有している。執行取締役の報酬についての詳細は、「第二部 - 第5 - 4 役員の状況 - (2) 報酬その他の事項 - 利害関係 - 3 . サービス契約」を参照のこと。独立非執行取締役は、当社から謝礼を受領する。全ての当社取締役は、当社にサービスを提供するために、又は当社の業務に関する事柄を遂行する際に必要であり且つ合理的に生じた費用について、当社から払戻金を受領する。当該払戻金は、取締役の役務費用(もしあれば)として、当社取締役が随時決定する金額(その他未払い金(例えば、雇用報酬。)を除いた年額(総額)を超えないものとする。)又は当社が普通決議により決定することのできる金額のうち、大きい方の金額が当社の積立金から支払われる。上記に開示された場合を除き、当社取締役は、当社からいかなる特別の給付を受領する権利も有さない。当社取締役会は上場後に、復興法を含む適用ある法律及び関係法令を考慮に入れた報酬委員会からの勧告を受けたうえで、取締役の報酬を決定する。復興法は、AIGグループ(AIAグループを含む。)の従業員に支払うべきボーナス、インセンティブ報酬、退職報酬及びその他報酬に対する制約を含んでいる。復興法を遵守するためのAIAグループの義務は、規制に従い、50%保有基準を使用する米国内国歳入法において当社がAIGと同じ「雇用者」として扱われなくなるとき、又はAIGがTARPに基づき受領した経済支援総額の100%を返済したときのいずれか早い時点で終了する。「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社とAIGグループとの関係に関するリスク - 当社とAIGとの関係に起因し、当社は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、制限及び費用負担を当社に課す米国の法律を遵守する必要がある。」を参照のこと。

(中略)

上記に開示したものを除き、2009年度及び2010年5月31日に終了した当初6ヶ月間について、当社又は当社の子会社から取締役に対して支払われた又は支払われるべき報酬は存在しない。

(後略)

第6【経理の状況】

<訂正前>

1. AIAグループ・リミテッドは、2009年8月24日に香港において設立され、第1期決算期は2009年11月30日であった。以下に掲げるAIAグループ・リミテッドとその子会社（以下「AIAグループ」と総称する。）の財務情報は、香港目論見書の付属書類Iに組み込むことを目的として作成された会計士報告書に記載されるものであり、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及び香港公認会計士協会が公表した香港財務報告基準（以下「香港財務報告基準」という。）に準拠して作成された。本書記載の財務情報の作成においてAIAグループが採用した企業会計基準、会計慣行及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められているそれらとの間の主な相違点に関しては、「4 香港と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。
以下に掲げる会計士報告書に含まれるAIAグループの財務情報は、AIAグループ・リミテッドがAIAグループの会計士報告書を香港会社登記所に登録し、香港証券取引所への上場申請を経た後に、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第129条第1項の適用を受ける予定である。
2. 以下に掲げる会計士報告書に含まれる2007年、2008年、2009年の各11月30日の連結財政状態計算書、2009年11月30日及び2010年5月31日現在のAIAグループ・リミテッドの財政状態計算書、並びに2007年、2008年、2009年の各11月30日に終了した事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書は、独立公認会計士であり、且つ外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース（以下「PWC香港」という。）から監査を受ける予定であり、PWC香港が行う監査は、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明となる予定である。会計士報告書は以下に記載されている。
3. 以下に掲げる2010年5月31日に終了した6ヶ月間のAIAグループの中間財務情報は、IFRS及び香港財務報告基準に基づき作成された。当該中間財務情報は、AIAグループ・リミテッドがAIAグループの会計士報告書を香港会社登記所に登録し、香港証券取引所への上場申請を経た後に、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第1項の適用を受ける予定である。2010年5月31日に終了した6ヶ月間の中間財務情報は、独立監査人による監査を受けていないが、2010年10月中旬にPWC香港より監査を受ける予定である。
4. 会計士報告書に記載されているAIAグループの原文連結財務情報（英語）は、香港証券取引所への上場申請及び2010年10月中旬に予定されている香港会社登記所への登録を経た後、香港において開示されるものと同一のものであり、日本語版はその翻訳である。

（中略）
6. 円換算額及び「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 香港と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までの記載事項は、AIAグループの原文財務情報には含まれておらず、当該事項における財務情報への参照事項を除き、上記2. の会計監査の対象にもなっていない。
7. 本書記載の会計士報告書中の未定事項は、2010年10月中旬頃に決定される予定である。

<訂正後>

1. AIAグループ・リミテッドは、2009年8月24日に香港において設立され、第1期決算期は2009年11月30日であった。以下に掲げるAIAグループ・リミテッドとその子会社（以下「AIAグループ」と総称する。）の財務情報は、香港目論見書の付属書類Iに組み込むことを目的として作成された会計士報告書に記載されたものであり、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及び香港公認会計士協会が公表した香港財務報告基準（以下「香港財務報告基準」という。）に準拠して作成された。本書記載の財務情報の作成においてAIAグループが採用した企業会計基準、会計慣行及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められているそれらとの間の主な相違点に関しては、「4 香港と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。
以下に掲げる会計士報告書に含まれるAIAグループの財務情報は、AIAグループ・リミテッドがAIAグループの会計士報告書を香港会社登記所に登録し、香港証券取引所への上場申請を経て香港において開示された後に、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第129条第1項の適用を受けるものである。
2. 以下に掲げる会計士報告書に含まれる2007年、2008年、2009年の各11月30日の連結財政状態計算書、2009年11月30日及び2010年5月31日現在のAIAグループ・リミテッドの財政状態計算書、並びに2007年、2008年、2009年の各11月30日に終了した事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書は、独立公認会計士であり、且つ外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース（以下「PWC香港」という。）から監査を受けたものであり、PWC香港が行う監査は、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明である。会計士報告書は以下に記載されている。
3. 以下に掲げる2010年5月31日に終了した6ヶ月間のAIAグループの中間財務情報は、IFRS及び香港財務報告基準に基づき作成された。当該中間財務情報は、AIAグループ・リミテッドがAIAグループの会計士報告書を香港会社登記所に登録し、香港証券取引所への上場申請を経て香港において開示された後に、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第1項の適用を受けるものである。2010年5月31日に終了した6ヶ月間の中間財務情報は、独立監査人による監査を受けていないが、2010年10月18日付にてPWC香港より監査を受けている。
4. 会計士報告書に記載されているAIAグループの原文連結財務情報（英語）は、2010年10月18日付の香港会社登記所への登録及び香港証券取引所への上場申請を経て、2010年10月18日に香港において開示されたものと同一のものであり、日本語版はその翻訳である。

（中略）
6. 円換算額及び「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 香港と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までの記載事項は、AIAグループの原文財務情報には含まれておらず、当該事項における財務情報への参照事項を除き、上記2. の会計監査の対象にもなっていない。

1 【財務書類】

<訂正前>

(訳文)
会計士報告書

以下は、香港目論見書に組み入れる目的で当社の報告会計士である公認会計士のプライスウォーターハウスクーパース 香港から受領した報告書の本文である。これは、香港公認会計士協会が公表した監査ガイドライン3.340「目論見書及び報告会計士」の要件に準拠して、当社の取締役及びジョイント・スポンサーに向けて作成されたものである。

プライスウォーターハウスクーパース
プリンスズビルディング 22階
セントラル、香港

2010年(未定)月(未定)日

AIAグループ・リミテッド
取締役 各位

シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド
ドイチェバンク・アーゲー 香港支店
ゴールドマン・サックス(アジア)エルエルシー
モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド
御中

私どもは、AIAグループ・リミテッド(以下「会社」という。)及びその子会社(以下「グループ」と総称する。)の財務情報(以下「本財務情報」という。)について報告する。本財務情報は、2007年、2008年及び2009年11月30日並びに2010年5月31日現在の連結財政状態計算書、2009年11月30日及び2010年5月31日現在の会社の財政状態計算書、及び2007年、2008年及び2009年11月30日に終了した各事業年度並びに2010年5月31日に終了した6ヶ月間(以下「関連期間」という。)における連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の注記で構成されている。この財務情報は会社の取締役により作成され、会社の株式の香港証券取引所のメインボードへの新規上場に関連した会社の(未定)日付の目論見書(以下「香港目論見書」という。)の付属書類Iに含めるために、以下のセクション から__に記載されるものである。

(中略)

財務情報に対する注記

(中略)

2 重要な会計方針

(中略)

2.2 営業利益

当グループの事業の多くが長期的な性質を有していることから、経営者の意思決定及び内部の業績管理の目的上、当グループは、当グループの営業成績及び事業セグメントの評価にあたり「営業利益」を財務業績の基準として用いている。当グループは税引前営業利益及び税引後営業利益

を、それぞれ以下の営業外項目を除いた利益として定義している。

- ・ 投資実績(実現損益、為替差損益、減損及び損益を通じて公正価値で測定する投資に係る未実現損益からなる。)
- ・ 投資関連契約に関する投資収入(配当金、受取利息及び賃料収入からなる。)
- ・ 投資関連契約に関する投資運用費用
- ・ 上記に対応する投資関連契約及び有配当型ファンド(注記2.3参照)に関する保険契約及び投資契約負債の変動、並びに上記の保険契約及び投資契約負債の変動に係る税金における保険契約者の持分による連結投資ファンドの第三者持分の変動、及び
- ・ 経営陣が営業外収益及び費用と判断する他の重要な項目

(中 略)

2.6 金融商品

2.6.1 金融商品の分類及び指定

(中 略)

売却可能金融資産

損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産並びに貸付金及び債権は売却可能として分類される。

保険契約及び投資契約負債並びに株主資本を裏付ける投資が公正価値ベースで管理されていない場合には、売却可能カテゴリーが使用される。これは主に当グループの負債証券(有配当型ファンド及び投資関連契約を裏付けるもの以外)及び当グループが保有するAIG株式で構成されている。売却可能金融資産は公正価値に取引費用を加えた価額で当初認識される。売却可能負債証券の取得原価と額面価額との差額は償却される。売却可能金融資産はその後は公正価値で測定される。売却可能として分類される負債証券からの受取利息は、連結損益計算書の投資収入に実効金利法を用いて認識される。

売却可能として分類される有価証券に係る未実現損益の内訳は、為替換算差額とその他の公正価値の変動である。負債証券のような貨幣性の売却可能投資に係る為替換算差額は、連結損益計算書に投資実績として認識される。売却可能金融資産の減損については、「その他の金融資産の減損」のセクションを参照のこと。

(中 略)

36 当グループの資本構造

(中 略)

香港保険業監理処

AIA又はAIAバミューダの各社（適当であればこれらの支店全てを含む。）に対して下記の事項を要求する2008年9月17日付の書簡（以下「第35条命令」という。）が、HK OCIよりAIA及びAIAバミューダ各社に対して交付された。

(1)全ての保険事業及び「特定の者」(支店、取締役、統括者、株主及び関連会社又はグ

ループ会社が含まれるが、これらに限らない。)との全ての取引を、一般的な取引条件に基づいて行うこと。

- (2) AIA又はAIAバミューダは、HK OCIから最初に書面による同意を得ずに、特定の者に対して預け入れ又は資産の移転を行わず(通常の保険取引の場合を除く。)、又は経済支援を提供しないこと。
- (3) 保険契約者又は潜在的保険契約者の利益をリスクにさらすおそれのある状況について、実務上可能な限り速やかにHK OCIに報告すること。

第35条命令は、とりわけAIA及びAIAバミューダが特定の者との間で資本関連取引を行う能力を制限する。したがって、第35条命令は、AIA及びAIAバミューダが、HK OCIから最初に書面による同意を得ずに、親会社に配当金を支払う能力を制限し、また関係会社間サービス手数料の支払等、特定の者との間で関係会社間取引を行う能力を制限する。

さらに、香港保険局は、AIA及びAIAバミューダに対する2008年9月18日付の書簡により、AIA及びAIAバミューダが、香港保険局から最初に書面による同意を得ずに、両社の株主総会又は両社の親会社の株主総会で議決権の15%以上を行使する新たな統括者を就任させないように要求している。

保険局は、2010年〔未定〕付の書簡により、下記の約束を考慮して、香港証券取引所におけるAIAグループ・リミテッド株式の取引の初日に、第35条命令を撤回する旨を当社に通知している。

AIGは、保険局に対し、第35条命令の撤回日を効力発生日として、且つAIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本の10%を超える法定又は実質的持分を保有する(又はAIGが直接的若しくは間接的にAIAグループ・リミテッドの株主総会において議決権の10%以上を行使し若しくは行使を支配する権利を有する)限り、AIGは確実に以下の通りになることを約束した(保険局の書面による事前の同意を得た場合を除く。)

(中略)

また、AIAグループ・リミテッドは、保険局に対して、下記の事項を約束した。

- () AIAグループ・リミテッドは、(a) AIA及びAIAバミューダが、個々の保険会社ベース及びAIA/AIAバミューダ連結ベースの両方において、150%以上のソルベンシー・マージン比率を常に維持すること、(b) AIAグループ・リミテッドが、AIA又はAIAバミューダのいずれから、AIA又はAIAバミューダのソルベンシー・マージンを150%未満とするような資本の引き上げ又は資金若しくは資産の移転を行わないこと(但し、いずれかの場合において、保険局の書面による事前の同意を得た場合を除く。)、及び(c) AIA又はAIAバミューダのいずれかのソルベンシー比率が150%未満となった場合、AIAグループ・リミテッドが、保険局が受諾可能な方法で、可能な限り速やかに当該ソルベンシー比率を最低150%まで回復させるための対策を講じることを保証する。
- () AIAグループ・リミテッドは、AIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本のうち10%を超える法的又は実質的持分を保有する(又はAIGが直接的若しくは間接的にAIAグループ・リミテッドの株主総会において議決権の10%以上を行使し若しくは行使を支配する権利を有する)限り、AIA及びAIAバミューダが、保険局から最初に書面による同意を得ずに、(a) AIAグループのメンバーからの預金を、AIG及び/又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバー(AIAグループ・リミテッド、その子会社及び支店を除く。)に預金しないこと、(b) 一般的な保険取引又は約束(その更新を含む。)の日付現在有効な一般的な取引条件に基づく取決めを除き、AIG及び/又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバー(AIAグループ・リミテッド、その子会社及び支店を除く。)に資産を移転しないこと、又は(c) AIG及び/又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバー(AIAグループ・リミテッド、その子会社及び支店を除く。)に経済支援を提供しないことを保証する。

()AIAグループ・リミテッドは、AIAグループが保険局の監督に服すること及びAIAグループ・リミテッドがICO第8条(2)に基づく統括者の「適切且つ相当」な基準に関する保険局のガイダンスの継続的な遵守を義務付けられることを確認する、保険局からAIAグループ・リミテッドへの2010年[未定]付の書簡に述べるガイダンスを遵守する。これらの基準は、持株会社の財源の十分性；持株会社が自ら管理する保険会社を対象とした事業計画の実現可能性；持株会社の法律上、経営上及び運営上の構造の明瞭性；他の持株会社又は管理する主要子会社の詳細；持株会社、その取締役又は統括者が管財人の管理下、行政管理下、清算中又はその他同様の手続中にあるか否か；グループのコーポレート・ガバナンスの健全性；グループのリスク管理の枠組の健全性；適用ある法令、規則及び規制を遵守した管理を行うための、持株会社が自ら管理する保険会社からの情報の受領；持株会社が自ら管理する保険会社の監督及び運営管理における役割等である。

()AIAグループ・リミテッドは、上記()に述べるガイダンスの全ての強化又は改善、及び保険局が随時公表する行政措置若しくは保険局がICOに従って定める可能性のある要件、ICOに基づく規制又は保険局が随時公表するガイダンス・ノートを履行する。

(中略)

41 関連当事者取引

(中略)

デリバティブ金融商品については、注記22に開示されている。

(中略)

44 直接的及び最終的な支配会社

2009年11月30日より前において、AIAの直接支配会社は、バミューダの会社であるAIRCOであり、AIRCOの最終的な親会社は、米国の保険及び金融サービス・グループであるAIGであった。

2008年9月、AIGはFRBNYとの間に850億米ドルのリボルビング・クレジット契約(以下「クレジット契約」という。)並びに保証及び担保契約を締結した。クレジット契約に関連して、AIGは、米国財務省の利益のみを目的として設立されるトラスト(以下「AIGクレジット・ファシリティ・トラスト」という。)に対して、有配当型転換優先株式のシリーズ(以下「シリーズC優先株式」という。)を発行することに合意した。2009年3月4日、AIGクレジット・ファシリティ・トラストに対してシリーズC優先株式が発行された。シリーズC優先株式にはあらゆる議題についてAIG普通株式と同様の議決権が付されており、転換後ベースで、議決権を有するAIG株式の約79.8%を占める。AIGクレジット・ファシリティ・トラストには3社の独立した受託会社が指定されている。トラスト契約の条件に準拠して、受託会社は優先株式に対して絶対的な裁量権と最終的な支配権を有しており、AIG株主の全権利、権限及び特権を行使する。

(中略)

45 報告期間後の後発事象

2010年8月20日、当グループはAIG株式をAIGに対し約81百万米ドルで売却し、約73百万米ドルの実現利益を計上することになった。

2010年10月（未定）日に、当グループはAIGからの借入金50百万米ドルを返済した。

当社の財務情報

（後 略）

[次へ](#)

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

The following is the text of a report received from the Company's reporting accountant, PricewaterhouseCoopers, Certified Public Accountants, Hong Kong, for the purpose of incorporation in this prospectus. It is prepared and addressed to the directors of the Company and to the Joint Sponsors pursuant to the requirements of Auditing Guideline 3.340 "Prospectuses and the Reporting Accountant" issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants.

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

蘇兵成永道會計師事務所

PricewaterhouseCoopers
22/F, Prince's Building
Central, Hong Kong**DRAFT**

[Date] 2010

The Directors
AIA Group LimitedCitigroup Global Market Asia Limited
Deutsche Bank AG, Hong Kong Branch
Goldman Sachs (Asia) L.L.C.
Morgan Stanley Asia Limited

Dear Sirs,

We report on the financial information (the "Financial Information") of AIA Group Limited (the "Company") and its subsidiaries (together, the "Group") which comprises the consolidated statements of financial position as at November 30, 2007, 2008 and 2009 and May 31, 2010, the statements of financial position of the Company as at November 30, 2009 and May 31, 2010, and the consolidated income statements, the consolidated statements of comprehensive income, the consolidated statements of changes in equity and the consolidated cash flow statements for each of the years ended November 30, 2007, 2008 and 2009 and the six months ended May 31, 2010 (the "Relevant Periods"), and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes. This financial information has been prepared by the directors of the Company and is set out in Sections I to III below for inclusion in Appendix I to the prospectus of the Company dated [date] (the "Prospectus") in connection with the initial listing of shares of the Company on the Main Board of The Stock Exchange of Hong Kong Limited.

The Company was incorporated in Hong Kong on August 24, 2009 as a limited liability company. Pursuant to a group reorganisation as described in Note 1 of Section II headed "Corporate information and group reorganisation" below, which was completed on November 30, 2009, the Company became the holding company of the subsidiaries now comprising the Group (the "Reorganisation").

As at the date of this report, the Company has direct and indirect interests in the principal subsidiaries, joint ventures and associated companies as set out in Notes 15 and 43 of Section II below. All of these companies are not listed.

The directors of the Company have prepared consolidated financial statements of the Company for the Relevant Periods, in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRSs") issued by the International Accounting Standards Board and Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (the "HKICPA") (the "Underlying Financial Statements"). We have audited the Underlying Financial Statements in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (the "HKSA") issued by the HKICPA pursuant to separate terms of engagement with the Company.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

The financial information has been prepared based on the Underlying Financial Statements with no adjustment made thereon.

Directors' responsibility for the financial information

The directors of the Company are responsible for the preparation and the true and fair presentation of the financial information in accordance with IFRSs and HKFRSs. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and the true and fair presentation of the financial information that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Reporting accountant's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial information and to report our opinion to you. We carried out our procedures in accordance with the Auditing Guideline 3.340 "Prospectuses and the Reporting Accountant" issued by the HKICPA.

Opinion

In our opinion, the financial information gives, for the purposes of the Prospectus, a true and fair view of the state of affairs of the Company as at November 30, 2009 and May 31, 2010 and of the state of affairs of the Group as at November 30, 2007, 2008 and 2009 and May 31, 2010 and of the Group's results and cash flows for each of the Relevant Periods then ended.

Review of stub period comparative financial information

We have reviewed the stub period comparative financial information set out in Sections I to III below included in Appendix I to the Prospectus which comprises the consolidated income statements, the consolidated statements of comprehensive income, the consolidated statements of changes in equity and the consolidated cash flow statements for the six months ended May 31, 2009 and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes (the "Stub Period Comparative Financial Information").

The directors are responsible for the preparation and presentation of the Stub Period Comparative Financial Information in accordance with the accounting policies set out in Note 2 of Section II below which are in conformity with IFRSs and HKFRSs.

Our responsibility is to express a conclusion on the Stub Period Comparative Financial Information based on our review. We conducted our review in accordance with Hong Kong Standard on Review Engagements 2410, "Review of Interim Financial Information Performed by the Independent Auditor of the Entity" issued by the HKICPA. A review consists of making inquiries, primarily of persons responsible for financial and accounting matters, and applying analytical and other review procedures. A review is substantially less in scope than an audit conducted in accordance with HKSA and consequently does not enable us to obtain assurance that we would become aware of all significant matters that might be identified in an audit. Accordingly, we do not express an audit opinion.

Based on our review, nothing has come to our attention that causes us to believe that the Stub Period Comparative Financial Information, for the purpose of the Prospectus, has not been prepared, in all material respects, in accordance with the accounting policies set out in Note 2 of Section II below which are in conformity with IFRSs and HKFRSs.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

The significant accounting policies adopted in the preparation of the Financial Information are set out below. These policies have been applied consistently in all periods presented.

2.2 Operating profit

The long term nature of much of the Group's operations means that, for management's decision making and internal performance management purposes, the Group evaluates its results and its operating segments using a financial performance measure referred to as 'operating profit'. The Group defines operating profit before and after tax respectively as profit excluding the following non-operating items:

- investment experience (which consists of realised gains and losses, foreign exchange gains and losses, impairments and unrealised gains and losses on investments held at fair value through profit or loss);
- investment income related to investment-linked contracts (consisting of dividends, interest income and rent income);
- investment management expenses related to investment-linked contracts;
- corresponding changes in insurance and investment contract liabilities in respect of investment-linked contracts and participating funds (see note 2.3) and changes in third party interests in consolidated investment funds resulting from the above Policyholders' share of tax relating to changes in insurance and investment contract liabilities; and
- other significant items that management considers to be non-operating income and expenses.

Whilst these excluded non-operating items are significant components of the Group's profit, the Group considers that the presentation of operating profit enhances the understanding and comparability of its performance and that of its operating segments. The Group considers that trends can be more clearly identified without the fluctuating effects of these non-operating items, many of which are largely dependent on market factors.

Operating profit is provided as additional information to assist in the comparison of business trends in different reporting periods on a consistent basis and enhance overall understanding of financial performance.

2.3 Critical accounting policies and the use of estimates*Critical accounting policies*

The preparation of Financial Information requires the Group to select accounting policies and make estimates and assumptions that affect items reported in the consolidated income statement, consolidated statement of financial position, other primary statements and notes to the Financial Information. The Group considers its critical accounting policies to be those where a diverse range of accounting treatments is permitted by IFRS and significant judgments and estimates are required.

Product classification

IFRS 4, *Insurance Contracts*, requires contracts written by insurers to be classified either as insurance contracts or investment contracts, depending on the level of insurance risk. Insurance

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

- other financial assets managed on a fair value basis; consisting of the Group's equity portfolio (other than its holding of shares of AIG which are not managed on a fair value basis) and investments held by the Group's fully consolidated investment funds; and
- compound instruments containing an embedded derivative, where the embedded derivative would otherwise require bifurcation.

Dividend income from equity instruments designated at fair value through profit or loss is recognised in investment income in the consolidated income statement, generally when the security becomes ex-dividend. Interest income is recognised on an accrued basis. For all financial assets designated at fair value through profit or loss, changes in fair value are recognised in investment experience.

Transaction costs in respect of financial instruments at fair value through profit or loss are expensed as they are incurred.

Available for sale financial assets

Financial assets, other than those at fair value through profit or loss, and loans and receivables, are classified as available for sale.

The available for sale category is used where the relevant investments backing insurance and investment contract liabilities and shareholders' equity are not managed on a fair value basis. These principally consist of the Group's debt securities (other than those backing participating funds and investment-linked contracts) and the Group's holding of shares in AIG. Available for sale financial assets are initially recognised at fair value plus attributable transaction costs. For available for sale debt securities, the difference between their cost and par value is amortised. Available for sale financial assets are subsequently measured at fair value. Interest income from debt securities classified as available for sale is recognised in investment income in the consolidated income statement using the effective interest method.

Unrealised gains and losses on securities classified as available for sale are analysed between differences resulting from foreign currency translation, and other fair value changes. Foreign currency translation differences on monetary available for sale investments, such as debt securities, are recognised in the consolidated income statement as investment experience. For impairments of available for sale financial assets reference is made to the section 'Impairment of other financial assets'.

Changes in the fair value of securities classified as available for sale, except for impairment losses and relevant foreign exchange gains and losses, are recorded in a separate fair value reserve within equity.

Realised gains and losses on financial assets

Realised gains and losses on available for sale financial assets are determined as the difference between the sale proceeds and amortised cost. Cost is determined by specific identification.

Recognition of financial instruments

Purchases and sales of financial instruments are recognised on the trade date, which is the date at which the Group commits to purchase or sell the assets.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

solvency margin requirements of the Hong Kong Insurance Companies Ordinance. The Hong Kong Insurance Companies Ordinance (among other matters) sets minimum solvency margin requirements that an insurer must meet in order to be authorised to carry on insurance business in or from Hong Kong. The HK OCI requires AIA and AIA-B to maintain an excess of assets over liabilities of not less than the required minimum solvency margin. The amount required under the Hong Kong Insurance Companies Ordinance as the minimum solvency margin can be determined and may be treated as 100% of that amount. The excess of assets over liabilities to be maintained by AIA and AIA-B required by the HK OCI is not less than 150% of that amount.

The Group's individual branches and subsidiaries are also subject to the supervision of government regulators in the jurisdictions in which those branches and subsidiaries are domiciled. The various regulators overseeing the Group actively monitor the solvency margin position of the Group. AIA and AIA-B submit annual filings to the HK OCI of their solvency margin position based on their annual audited accounts, and the Group's other operating units perform similar annual filings with their respective local regulators.

The ability of the Company to pay dividends and meet other obligations depends on dividends and other payments from its operating subsidiaries and branches, which are subject to contractual, regulatory and other limitations. The various regulators overseeing the individual branches and subsidiaries of the Group have the discretion to impose additional restrictions on the ability of those regulated subsidiaries and branches to make payment of dividends or other distributions and payments to AIA, including increasing the required margin of solvency that an operating unit must maintain.

The payment of dividends and other distributions and payments by the Company's subsidiaries and their branches is regulated by applicable insurance, foreign exchange and tax and other laws, rules and regulations. The amount and timing of certain dividends, distributions and other payments require regulatory approval. In particular, the payment of dividends, distributions and other payments to the Company from AIA is subject to the oversight of the Office of the Commissioner of Insurance of Hong Kong. In addition, surplus capital may not be remitted out of Thailand in particular, including by AIA Thailand Branch to its Head Office in Hong Kong, without the consent of the Office of the Insurance Commission in Thailand. More generally, regulators may prohibit the payment of dividends or other distributions and payments by our regulated subsidiaries and branches if they determine that such payment could be adverse to the interests of relevant policyholders or contract holders.

Capital and Regulatory Orders Specific to the Group

Following the AIG events as described in note 44, certain regulators of the Group imposed additional requirements or restrictions on certain of its branches and subsidiaries. These requirements and restrictions may be amended or revoked at the relevant regulator's discretion. As of the date hereof, the requirements and restrictions summarized below remain in effect.

Hong Kong Office of the Commissioner of Insurance

Letters dated 17 September 2008 were issued from the HK OCI to each of AIA and AIA-B ("Section 35 Orders") requiring each of AIA or AIA-B, including all of their branches, as appropriate:

- (1) to ensure that all insurance business and all transactions with any "specified person" (which includes but is not limited to its branches, directors, controllers, shareholders and associates or group companies) is on normal commercial terms;
- (2) to ensure that AIA or AIA-B not place any deposit with or transfer assets (except for normal insurance transactions) or provide financial assistance to any specified person without first obtaining written consent from the HK OCI; and

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

- (3) to inform the HK OCl as soon as practicable of any circumstances which may put the interest of policyholders or potential policyholders at risk.

Among other consequences, the Section 35 Orders place restrictions on the ability of AIA and AIA-B to engage in capital related transactions with specified persons. Accordingly, the Section 35 Orders restrict the ability of AIA and AIA-B to pay dividends to their parent companies, and limit their ability to engage in intercompany transactions with specified persons, such as payment of intercompany service fees without first obtaining written consent from the HK OCl.

By further letters dated 18 September 2008 to AIA and AIA-B, the Hong Kong Insurance Authority required that AIA and AIA-B not acquire a new controller who exercises 15% or more of the voting power at their general meetings or the general meetings of their parent companies without first obtaining written consent from the Hong Kong Insurance Authority.

The Insurance Authority has informed us by a letter dated 2010 that the Section 35 Orders will be rescinded on the first day of dealings in shares of AIA Group Limited on the Hong Kong Stock Exchange in consideration of the undertakings described below.

AIG has given the Insurance Authority an undertaking that, with effect from the date of the rescission of the Section 35 Orders and for so long as AIG directly or indirectly holds a legal or beneficial interest in AIA Group Limited in excess of 10% of the outstanding or issued share capital of AIA Group Limited (or AIG directly or indirectly is entitled to exercise, or control the exercise of, 10% or more of the voting power at any general meeting of AIA Group Limited), AIG will ensure that, except with the prior written consent of the Insurance Authority:

- (i) any AIG Group holder of AIG's interest in AIA Group Limited that is controlled by AIG will abstain from voting in any shareholder vote of AIA Group Limited for the approval of a dividend distribution to AIA Group Limited's shareholders; and
- (ii) AIG will not, either directly or indirectly or through a member of the AIG Group that AIG controls: (a) accept any deposit from any member of the AIA Group; (b) be the recipient of any assets transferred from any member of the AIA Group except for (x) normal insurance transactions or any arrangements on normal commercial terms in place as of the date of the undertaking (including renewals thereof), and (y) dividends distributed to shareholders of AIA Group Limited that have been approved by the other shareholders of AIA Group Limited; or (c) accept any financial assistance (i.e., the granting of credit, lending of money, providing of security for or the guaranteeing of a loan) from any member of the AIA Group.

AIA Group Limited has given to the Insurance Authority an undertaking that AIA Group Limited will:

- (i) ensure that (a) AIA and AIA-B will at all times maintain a solvency margin ratio of not less than 150%, both on an individual insurer basis and on an AIA/AIA-B consolidated basis; (b) it will not withdraw capital or transfer any funds or assets out of either AIA or AIA-B that will cause AIA's or AIA-B's solvency ratio to fall below 150%, except with, in either case, the prior written consent of the Insurance Authority; and (c) should the solvency ratio of either AIA or AIA-B fall below 150%, AIA Group Limited will take steps as soon as possible to restore it to at least 150% in a manner acceptable to the Insurance Authority;
- (ii) ensure that, for so long as AIG directly or indirectly holds a legal or beneficial interest in AIA Group Limited in excess of 10% of the outstanding or issued share capital of AIA Group Limited (or AIG directly or indirectly is entitled to exercise, or control the exercise of, 10% or more of the voting power at any general meeting of AIA Group Limited), AIA and AIA-B shall

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

not, without first obtaining written consent from the Insurance Authority: (a) place any deposit from any member of the AIA Group with AIG and/or any member of the AIG Group that AIG controls (excluding AIA Group Limited, its subsidiaries and their branches); (b) transfer any assets to AIG and/or any member of the AIG Group that AIG controls (excluding AIA Group Limited, its subsidiaries and their branches), except for normal insurance transactions or any arrangements on normal commercial terms in place as of the date of the undertaking (including renewals thereof); or (c) provide any financial assistance to AIG and/or any member of the AIG Group that AIG controls (excluding AIA Group Limited, its subsidiaries and their branches);

- (iii) comply with the guidance set out in a letter from the Insurance Authority to AIA Group Limited, dated as of 2010, which confirms that the AIA Group will be subject to the supervision of the Insurance Authority and AIA Group Limited will be required to continually comply with the Insurance Authority's guidance on the "fit and proper" standards of a controller pursuant to Section 8(2) of the ICO. These standards include the sufficiency of a holding company's financial resources; the viability of a holding company's business plan for its regulated insurers; the clarity of the group's legal, managerial and operational structures; the identities of any other holding companies or major regulated subsidiaries; whether the holding company, its directors or controllers is subject to receivership, administration, liquidation or other similar proceedings; the soundness of the group's corporate governance; the soundness of the group's risk management framework; the receipt of information from its regulated insurers to ensure that they are managed in compliance with applicable laws, rules and regulation; and its role in overseeing and managing the operations of its regulated insurers; and
- (iv) fulfill all enhancements or improvements to the guidance referred to in sub-paragraph (iii) above, as well as administrative measures issued from time to time by the Insurance Authority or requirements that may be prescribed by the Insurance Authority in accordance with the ICO, regulations under the ICO or Guidance Notes issued by the Insurance Authority from time to time.

Monetary Authority of Singapore

Since October 2008, the Monetary Authority of Singapore ("MAS") has issued certain directions to AIA Singapore Branch ("AIAS") specifying that it comply with increased capital adequacy requirements. In addition, the directions provide that prior MAS consent be sought in respect of certain transactions including transfers or disposals of certain assets (including land or buildings) and financing and guarantee arrangements. The directions also impose certain additional reporting requirements on AIAS. As a regulated entity, AIA has various discussions with the MAS. The discussions with the MAS in relation to the lifting of the directions after listing of AIA Group Limited shares on the Hong Kong Stock Exchange have been favourable as MAS takes further comfort that AIAS intends to become a locally incorporated subsidiary of AIA in the foreseeable future.

Bermuda Monetary Authority

On 2 August 2010, the BMA and AIA-B entered into a Letter Agreement. In the Letter Agreement, AIA-B agrees to:

- (1) seek prior approval from the BMA before entering into an Outpayment Transaction (a payment or transfer of assets out of AIA-B relating to a single transaction or matter) transactions outside the Normal Course of Business which is comprised of a single payment or series of multiple linked payments that, in the aggregate would equal or exceed US\$15,000,000;

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Transactions with related parties are transactions with fellow subsidiaries of AIG with the exception of premiums assumed from associates of US\$nil (for the year ended 30 November 2007; US\$1m; for the year ended 30 November 2008; US\$1m; for the year ended 30 November 2009; US\$nil; six months ended 31 May 2009 (unaudited); US\$nil). Certain group companies receive amounts on behalf of and pay amounts on behalf of fellow subsidiaries. These amounts are included within other amounts receivable/payable. Refer to Note 1 for transactions relating to the Group reorganisation.

The recapture fee of US\$190m in 2008 relates to an amount paid by the Group to its then immediate parent, AIRCO, in full and final settlement of the recapture of the reinsurer's share of certain risks ceded. Refer to Note 5 for additional information.

The above amounts receivable from and due to related parties are all balances with fellow subsidiaries of AIG. Insurance related and other amounts due from/to related parties are unsecured, non-interest bearing balances which are expected to be settled within one year.

The Group entered into securities lending agreements with related parties. During 2009, the Group sold certain debt securities for proceeds of US\$864m to related parties, resulting in a recognised realised loss of US\$91m. These debt securities were purchased with collateral received from the securities lending programme. See Note 30 for further information.

Remuneration of directors and key management personnel is disclosed in Note 40.

Derivative financial instruments are disclosed in Note 22.

42. Commitments and contingencies

Commitments under operating leases

Total future aggregate minimum lease payments under non-cancellable operating leases are as follows:

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2010
	US\$m			
Properties and others expiring				
Not later than one year	64	69	76	89
Later than one and not later than five years	121	136	102	138
Later than five years	117	101	94	102
Total	302	306	272	329

The Group is the lessee in respect of a number of properties and items of office equipment held under operating leases. The leases typically run for an initial period of one to seven years, with an option to renew the lease when all terms are renegotiated. Lease payments are usually increased at the end of the lease term to reflect market rates. None of the leases include contingent rentals.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Aurora LLC. The distributions have resulted in AIG holding 100% of the common interest of AIA Aurora LLC directly rather than 1% directly and 99% indirectly through AIRCO. The FRBNY has retained the preferred interest of AIA Aurora LLC.

45. Events after the reporting period

On 20 August 2010, the Group sold its AIG shares to AIG for approximately US\$81 million which will result in a realised gain of approximately US\$73 million.

On October 2010, the Group repaid the loan payable to AIG of US\$50 million.

III. FINANCIAL INFORMATION OF THE COMPANY

Statement of financial position

US\$m	Notes	30 November 2009	31 May 2010
Assets			
Investments in subsidiaries	2	13,994	13,994
Loans and receivables		—	1
Cash and cash equivalents	3	44	14
Total assets		<u>14,038</u>	<u>14,009</u>
Liabilities			
Borrowings	4	50	50
Provisions	5	30	1
Total liabilities		<u>80</u>	<u>51</u>
Equity			
Issued share capital and shares yet to be issued	6	12,044	12,044
Share premium	6	1,914	1,914
Retained earnings		—	—
Total equity		<u>13,958</u>	<u>13,958</u>
Total liabilities and equity		<u>14,038</u>	<u>14,009</u>

Note: (1) Financial information for the Company for the period ended 30 November 2009 is presented for the period from initial formation on 24 August 2009 to 30 November 2009. The financial information of the Company should be read in conjunction with the Financial information of the Group.
(2) Net profit of the Company for the periods ended 30 November 2009 and 31 May 2010 were US\$nil.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

8. Related party transactions

The Company receives dividend and interest income from subsidiaries and pays interest and expenses to those subsidiaries in the normal course of business.

Except as disclosed elsewhere in the Financial Information, there are no other material related party transactions.

IV. SUBSEQUENT FINANCIAL STATEMENTS

No audited financial statements have been prepared by the Company or any of its subsidiaries in respect of any period subsequent to 31 May 2010. No dividend has been declared, made or paid by the Company or any of its subsidiaries in respect of any period subsequent to 31 May 2010.

Yours faithfully,
[PricewaterhouseCoopers]
Certified Public Accountants
Hong Kong

<訂正後>

(訳文)
会計士報告書

以下は、香港目論見書に組み入れる目的で当社の報告会計士である公認会計士のプライスウォーターハウスクーパース 香港から受領した報告書の本文である。これは、香港公認会計士協会が公表した監査ガイドライン3.340「目論見書及び報告会計士」の要件に準拠して、当社の取締役及びジョイント・スポンサーに向けて作成されたものである。

プライスウォーターハウスクーパース

プリンスズ ビルディング 22階

セントラル、香港

2010年10月18日

AIAグループ・リミテッド

取締役 各位

シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド

ドイチェバンク・アーゲー 香港支店

ゴールドマン・サックス(アジア)エルエルシー

モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド

御中

私どもは、AIAグループ・リミテッド(以下「会社」という。)及びその子会社(以下「グループ」と総称する。)の財務情報(以下「本財務情報」という。)について報告する。本財務情報は、2007年、2008年及び2009年11月30日並びに2010年5月31日現在の連結財政状態計算書、2009年11月30日及び2010年5月31日現在の会社の財政状態計算書、及び2007年、2008年及び2009年11月30日に終了した各事業年度並びに2010年5月31日に終了した6ヶ月間(以下「関連期間」という。)における連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の注記で構成されている。この財務情報は会社の取締役により作成され、会社の株式の香港証券取引所のメインボードへの新規上場に関連した会社の2010年10月18日付の目論見書(以下「香港目論見書」という。)の付属書類Iに含めるために、以下のセクション から__に記載されるものである。

(中 略)

財務情報に対する注記

(中 略)

2 重要な会計方針

(中 略)

2.2 営業利益

当グループの事業の多くが長期的な性質を有していることから、経営者の意思決定及び内部の業績管理の目的上、当グループは、当グループの営業成績及び事業セグメントの評価にあたり「営業利益」を財務業績の基準として用いている。当グループは税引前営業利益及び税引後営業利益を、それぞれ以下の営業外項目を除いた利益として定義している。

- ・ 投資実績(実現損益、為替差損益、減損及び損益を通じて公正価値で測定する投資に係る未実現損益からなる。)
- ・ 投資関連契約に関する投資収入(配当金、受取利息及び賃料収入からなる。)
- ・ 投資関連契約に関する投資運用費用
- ・ 上記に対応する投資関連契約及び有配当型ファンド(注記2.3参照)に関する保険契約及び投資契約負債の変動、並びに上記の保険契約及び投資契約負債の変動に係る税金における保険契約者の持分による連結投資ファンドの第三者持分の変動
- ・ 保険契約及び投資契約負債の変動に係る税金における保険契約者の持分、及び
- ・ 経営陣が営業外収益及び費用と判断する他の重要な項目

(中略)

2.6 金融商品

2.6.1 金融商品の分類及び指定

(中略)

売却可能金融資産

損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産並びに貸付金及び債権は売却可能として分類される。

保険契約及び投資契約負債並びに株主資本を裏付ける投資が公正価値ベースで管理されていない場合には、売却可能カテゴリーが使用される。これは主に当グループの負債証券(有配当型ファンド及び投資関連契約を裏付けるもの以外)及び当グループが保有するAIG株式で構成されている。売却可能金融資産は公正価値に取引費用を加えた価額で当初認識される。売却可能負債証券の取得原価と額面価額との差額は償却される。売却可能金融資産はその後は公正価値で測定される。売却可能として分類される負債証券からの受取利息は、連結損益計算書の投資収入に実効金利法を用いて認識される。

売却可能として分類される有価証券に係る未実現損益の内訳は、為替換算差額とその他の公正価値の変動である。負債証券のような貨幣性の売却可能投資に係る為替換算差額は、連結損益計算書に投資実績として認識される。売却可能金融資産の減損については、「金融資産の減損」のセクションを参照のこと。

(中略)

36 当グループの資本構造

(中略)

香港保険業監理処

AIG事由発生後に、AIA又はAIAバミューダの各社（適当であればこれらの支店全てを含む。）に対して下記の事項を要求する2008年9月17日付の書簡（以下「第35条隔離命令」という。）が、保険局よりAIA及びAIAバミューダ各社に対して交付された。

- (1)全ての保険事業及び「特定の者」との全ての取引を、一般的な取引条件に基づいて行うこと。
- (2)AIA又はAIAバミューダは、保険局から最初に書面による同意を得ずに、「特定の者」に対して預け入れ又は資産の移転を行わず（通常の保険取引の場合を除く。）、又は経済支援を提供しないこと。
- (3)保険契約者又は潜在的保険契約者の利益をリスクにさらすおそれのある状況について、実務上可能な限り速やかに保険局に報告すること。

第35条隔離命令において、「特定の者」には、保険会社の支店、取締役、統括者、株主及び関連会社又はグループ会社が含まれるが、これらに限らない。

第35条隔離命令は、とりわけAIA及びAIAバミューダが特定の者との間で資本関連取引を行う能力を制限する。したがって、第35条隔離命令は、AIA及びAIAバミューダが、保険局から最初に書面による同意を得ずに、親会社に配当金を支払う能力を制限し、また関係会社間サービス手数料の支払等、特定の者との間で関係会社間取引を行う能力を制限する。

さらに、保険局は、AIA及びAIAバミューダに対する2008年9月18日付の書簡（以下「第35条統括者命令」という。）により、AIA及びAIAバミューダが、保険局から最初に書面による同意を得ずに、両社の株主総会又は両社の親会社の株主総会で単独で若しくは関連会社とともに又は議決権行使代理人を通じて議決権の15%以上を行使する（又は行使を支配する）権利のある新たな統括者を就任させないように要求している。

保険局は、香港証券取引所における当社普通株式の取引の初日に、且つ下記の約束を考慮して、第35条隔離命令が撤回されること、及びある者が香港証券取引所において取引される当社普通株式の取得を通じてAIA及びAIAバミューダの（ICO第9条(1)(c)()の意味における）統括者となる場合に、保険局による事前の同意が要求されないよう、保険局が第35条統括者命令を変更する旨を当社に通知している。

AIGは、保険局に対し、第35条隔離命令の撤回日を効力発生日として、且つAIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本の10%を超える法定又は実質的持分を保有する（又はAIGが直接的若しくは間接的にAIAグループ・リミテッドの株主総会において議決権の10%以上を行使し若しくは行使を支配する権利を有する）限り、AIGは確実に以下の通りになることを約束した（保険局の書面による事前の同意を得た場合を除く。）。

（中略）

また、AIAグループ・リミテッドは、保険局に対して、下記の事項を約束した。

- ()AIAグループ・リミテッドは、(a)AIA及びAIAバミューダが、個々の保険会社ベース及びAIA/AIAバミューダ連結ベースの両方において、150%以上のソルベンシー比率を常に維持すること、(b)AIAグループ・リミテッドが、AIA又はAIAバミューダのいずれから、AIA又はAIAバミューダのソルベンシー・マージンを150%未満とするような資本の引き上げ又は資金若しくは資産の移転を行わないこと（但し、いずれの場合において、保険局の書面による事前の同意を得た場合を除く。）、及び(c) AIA又はAIAバミューダのいずれかのソルベンシー比率が150%未満となった場合、AIAグループ・リミテッドが、保険局が受諾可能な方法で、可能な限り速やかに当該ソルベンシー比率を最低150%まで回復させるための対策を講じることを保証する。
- ()AIAグループ・リミテッドは、AIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本のうち10%を超える法的又は実質的持分を保有する（又はAIGが直接的若しくは間接的にAIAグループ・リミテッドの株主総会において議決権の10%以上を行使し若しくは行使を支配する権利を有する）限り、AIA及びAIAバミューダが、保険局から最初に書面による同意を得ずに、(a)預金を、AIG及び/又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバー（当社、その子会社及び支店を除く。）に預金しないこ

と、(b)一般的な保険取引×又は約束(その更新を含む。)の日付現在有効な一般的な取引条件に基づく取決めを除き、AIG及び/又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバー(当社、その子会社及び支店を除く。)に資産を移転しないこと、又は(c)AIG及び/又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバー(当社、その子会社及び支店を除く。)に経済支援を提供しないことを保証する。

()AIAグループ・リミテッドは、ある者が(a)香港証券取引所において取引される当社普通株式の取得を通じてAIA及びAIAバミューダの(ICO第9条(1)(c)()の意味における)統括者となったことを知った時、又は(b)香港証券取引所において取引される当社普通株式の処分を通じてAIA及びAIAバミューダの(ICO第9条(1)(c)()の意味における)統括者でなくなったことを知った時は、保険局に書面で速やかに通知する。

()AIAグループ・リミテッドは、AIAグループが保険局の監督に服すること及びAIAグループ・リミテッドがICO第8条(2)に基づく統括者の「適切且つ相当」な基準に関する保険局のガイダンスの継続的な遵守を義務付けられることを確認する、保険局からAIAグループ・リミテッドへのガイダンスを遵守する、保険局は、ある者が認可された保険会社の統括者又は取締役として適切且つ相当でないと思われる場合には異議を申し立てる権限を、ICOにより与えられている。これらの基準は、持株会社の財源の充分性；保険局の規制を受ける保険子会社を対象とした、持分会社の事業計画の実現可能性；持株会社の法律上、経営上及び運営上の構造の明瞭性；他の持株会社又は管理する主要子会社の詳細；持株会社、その取締役又は統括者が管財人の管理下、行政管理下、清算中又はその他同様の手続中であるか、又は裁判所の命令に基づく判決債務の履行を怠っているか又は刑事上の有罪判決を受けているか、又は法定の若しくは規制上の要件に違反しているか否か；グループのコーポレート・ガバナンスの健全性；グループのリスク管理の枠組の健全性；適用ある法令、規則及び規制を遵守した管理を行うための、保険局の規制を受ける保険子会社からの情報の受領；保険局の規制を受ける保険子会社の監督及び運営管理における役割等である。

()AIAグループ・リミテッドは、上記()に述べるガイダンスの全ての強化又は改善、及び保険局が随時公表する行政措置若しくは保険局がICOに従って定める可能性のある要件、ICOに基づく規制又は保険局が随時公表するガイダンス・ノートを履行する。

(中略)

41 関連当事者取引

(中 略)

デリバティブ金融商品については、注記22に開示されている。

2010年10月8日に、当グループはAIGからの借入金50百万米ドルを返済した。

(中 略)

44 直接的及び最終的な支配会社

2009年11月30日より前において、AIAの直接支配会社は、バミューダの会社であるAIRCOであり、AIRCOの最終的な親会社は、米国の保険及び金融サービス・グループであるAIGであった。

2008年9月、AIGはFRBNYとの間に850億米ドルのリボルビング・クレジット契約(以下「クレジット契約」という。)並びに保証及び担保契約を締結した。クレジット契約に関連して、AIGは、米国国庫の利益のみを目的として設立されるトラスト(以下「AIGクレジット・ファシリティ・トラスト」という。)に対して、有配当型転換優先株式のシリーズ(以下「シリーズC優先株式」という。)を発行することに合意した。2009年3月4日、AIGクレジット・ファシリティ・トラストに対してシリーズC優先株式が発行された。シリーズC優先株式にはあらゆる議題についてAIG普通株式と同様の議決権が付されており、転換後ベースで、議決権を有するAIG株式の約79.8%を占める。AIGクレジット・ファシリティ・トラストには3社の独立した受託会社が指定されている。トラスト契約の条件に準拠して、受託会社は優先株式に対して絶対的な裁量権と最終的な支配権を有しており、AIG株主の全権利、権限及び特権を行使する。

(中 略)

45 報告期間後の後発事象

2010年8月20日、当グループはAIG株式をAIGに対し約81百万米ドルで売却し、約73百万米ドルの実現利益を計上することになった。

当社の財務情報

(後 略)

[次へ](#)

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The following is the text of a report received from the Company's reporting accountant, PricewaterhouseCoopers, Certified Public Accountants, Hong Kong, for the purpose of incorporation in this prospectus. It is prepared and addressed to the directors of the Company and to the Joint Sponsors pursuant to the requirements of Auditing Guideline 3.340 "Prospectuses and the Reporting Accountant" issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants.



羅兵咸永道會計師事務所

PricewaterhouseCoopers
22/F, Prince's Building
Central, Hong Kong

18 October 2010

The Directors
AIA Group Limited

Citigroup Global Market Asia Limited
Deutsche Bank AG, Hong Kong Branch
Goldman Sachs (Asia) L.L.C.
Morgan Stanley Asia Limited

Dear Sirs,

We report on the financial information (the "Financial Information") of AIA Group Limited (the "Company") and its subsidiaries (together, the "Group") which comprises the consolidated statements of financial position as at 30 November 2007, 2008 and 2009 and 31 May 2010, the statements of financial position of the Company as at 30 November 2009 and 31 May 2010, and the consolidated income statements, the consolidated statements of comprehensive income, the consolidated statements of changes in equity and the consolidated cash flow statements for each of the years ended 30 November 2007, 2008 and 2009 and the six months ended 31 May 2010 (the "Relevant Periods"), and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes. This financial information has been prepared by the directors of the Company and is set out in Sections I to IV below for inclusion in Appendix I to the prospectus of the Company dated 18 October 2010 (the "Prospectus") in connection with the initial listing of shares of the Company on the Main Board of The Stock Exchange of Hong Kong Limited.

The Company was incorporated in Hong Kong on 24 August 2009 as a limited liability company. Pursuant to a group reorganisation as described in Note 1 of Section II headed "Corporate information and group reorganisation" below, which was completed on 30 November 2009, the Company became the holding company of the subsidiaries now comprising the Group (the "Reorganisation").

As at the date of this report, the Company has direct and indirect interests in the principal subsidiaries, joint ventures and associated companies as set out in Notes 15 and 43 of Section II below. All of these companies are not listed.

The directors of the Company have prepared consolidated financial statements of the Company for the Relevant Periods, in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRSs") issued by the International Accounting Standards Board and Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (the "HKICPA") (the "Underlying Financial Statements"). We have audited the Underlying Financial Statements in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (the "HKSA") issued by the HKICPA pursuant to separate terms of engagement with the Company.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

The financial information has been prepared based on the Underlying Financial Statements with no adjustment made thereon.

Directors' responsibility for the financial information

The directors of the Company are responsible for the preparation and the true and fair presentation of the financial information in accordance with IFRSs and HKFRSs. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and the true and fair presentation of the financial information that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Reporting accountant's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial information and to report our opinion to you. We carried out our procedures in accordance with the Auditing Guideline 3.340 "Prospectuses and the Reporting Accountant" issued by the HKICPA.

Opinion

In our opinion, the financial information gives, for the purposes of the Prospectus, a true and fair view of the state of affairs of the Company as at 30 November 2009 and 31 May 2010 and of the state of affairs of the Group as at 30 November 2007, 2008 and 2009 and 31 May 2010 and of the Group's results and cash flows for each of the Relevant Periods then ended.

Review of stub period comparative financial information

We have reviewed the stub period comparative financial information set out in Sections I to III below included in Appendix I to the Prospectus which comprises the consolidated income statements, the consolidated statements of comprehensive income, the consolidated statements of changes in equity and the consolidated cash flow statements for the six months ended 31 May 2009 and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes (the "Stub Period Comparative Financial Information").

The directors are responsible for the preparation and presentation of the Stub Period Comparative Financial Information in accordance with the accounting policies set out in Note 2 of Section II below which are in conformity with IFRSs and HKFRSs.

Our responsibility is to express a conclusion on the Stub Period Comparative Financial Information based on our review. We conducted our review in accordance with Hong Kong Standard on Review Engagements 2410, "Review of Interim Financial Information Performed by the Independent Auditor of the Entity" issued by the HKICPA. A review consists of making inquiries, primarily of persons responsible for financial and accounting matters, and applying analytical and other review procedures. A review is substantially less in scope than an audit conducted in accordance with HKSA and consequently does not enable us to obtain assurance that we would become aware of all significant matters that might be identified in an audit. Accordingly, we do not express an audit opinion.

Based on our review, nothing has come to our attention that causes us to believe that the Stub Period Comparative Financial Information, for the purpose of the Prospectus, has not been prepared, in all material respects, in accordance with the accounting policies set out in Note 2 of Section II below which are in conformity with IFRSs and HKFRSs.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

The significant accounting policies adopted in the preparation of the Financial Information are set out below. These policies have been applied consistently in all periods presented.

2.2 Operating profit

The long term nature of much of the Group's operations means that, for management's decision making and internal performance management purposes, the Group evaluates its results and its operating segments using a financial performance measure referred to as 'operating profit'. The Group defines operating profit before and after tax respectively as profit excluding the following non-operating items:

- investment experience (which consists of realised gains and losses, foreign exchange gains and losses, impairments and unrealised gains and losses on investments held at fair value through profit or loss);
- investment income related to investment-linked contracts (consisting of dividends, interest income and rent income);
- investment management expenses related to investment-linked contracts;
- corresponding changes in insurance and investment contract liabilities in respect of investment-linked contracts and participating funds (see note 2.3) and changes in third party interests in consolidated investment funds resulting from the above;
- policyholders' share of tax relating to changes in insurance and investment contract liabilities; and
- other significant items that management considers to be non-operating income and expenses.

Whilst these excluded non-operating items are significant components of the Group's profit, the Group considers that the presentation of operating profit enhances the understanding and comparability of its performance and that of its operating segments. The Group considers that trends can be more clearly identified without the fluctuating effects of these non-operating items, many of which are largely dependent on market factors.

Operating profit is provided as additional information to assist in the comparison of business trends in different reporting periods on a consistent basis and enhance overall understanding of financial performance.

2.3 Critical accounting policies and the use of estimates*Critical accounting policies*

The preparation of Financial Information requires the Group to select accounting policies and make estimates and assumptions that affect items reported in the consolidated income statement, consolidated statement of financial position, other primary statements and notes to the Financial Information. The Group considers its critical accounting policies to be those where a diverse range of accounting treatments is permitted by IFRS and significant judgments and estimates are required.

Product classification

IFRS 4, *Insurance Contracts*, requires contracts written by insurers to be classified either as insurance contracts or investment contracts, depending on the level of insurance risk. Insurance

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

- other financial assets managed on a fair value basis; consisting of the Group's equity portfolio (other than its holding of shares of AIG which are not managed on a fair value basis) and investments held by the Group's fully consolidated investment funds; and
- compound instruments containing an embedded derivative, where the embedded derivative would otherwise require bifurcation.

Dividend income from equity instruments designated at fair value through profit or loss is recognised in investment income in the consolidated income statement, generally when the security becomes ex-dividend. Interest income is recognised on an accrued basis. For all financial assets designated at fair value through profit or loss, changes in fair value are recognised in investment experience.

Transaction costs in respect of financial instruments at fair value through profit or loss are expensed as they are incurred.

Available for sale financial assets

Financial assets, other than those at fair value through profit or loss, and loans and receivables, are classified as available for sale.

The available for sale category is used where the relevant investments backing insurance and investment contract liabilities and shareholders' equity are not managed on a fair value basis. These principally consist of the Group's debt securities (other than those backing participating funds and investment-linked contracts) and the Group's holding of shares in AIG. Available for sale financial assets are initially recognised at fair value plus attributable transaction costs. For available for sale debt securities, the difference between their cost and par value is amortised. Available for sale financial assets are subsequently measured at fair value. Interest income from debt securities classified as available for sale is recognised in investment income in the consolidated income statement using the effective interest method.

Unrealised gains and losses on securities classified as available for sale are analysed between differences resulting from foreign currency translation, and other fair value changes. Foreign currency translation differences on monetary available for sale investments, such as debt securities, are recognised in the consolidated income statement as investment experience. For impairments of available for sale financial assets reference is made to the section 'Impairment of financial assets'.

Changes in the fair value of securities classified as available for sale, except for impairment losses and relevant foreign exchange gains and losses, are recorded in a separate fair value reserve within equity.

Realised gains and losses on financial assets

Realised gains and losses on available for sale financial assets are determined as the difference between the sale proceeds and amortised cost. Cost is determined by specific identification.

Recognition of financial instruments

Purchases and sales of financial instruments are recognised on the trade date, which is the date at which the Group commits to purchase or sell the assets.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

solvency margin requirements of the Hong Kong Insurance Companies Ordinance. The Hong Kong Insurance Companies Ordinance (among other matters) sets minimum solvency margin requirements that an insurer must meet in order to be authorised to carry on insurance business in or from Hong Kong. The HK OCI requires AIA and AIA-B to maintain an excess of assets over liabilities of not less than the required minimum solvency margin. The amount required under the Hong Kong Insurance Companies Ordinance as the minimum solvency margin can be determined and may be treated as 100% of that amount. The excess of assets over liabilities to be maintained by AIA and AIA-B required by the HK OCI is not less than 150% of that amount.

The Group's individual branches and subsidiaries are also subject to the supervision of government regulators in the jurisdictions in which those branches and subsidiaries are domiciled. The various regulators overseeing the Group actively monitor the solvency margin position of the Group. AIA and AIA-B submit annual filings to the HK OCI of their solvency margin position based on their annual audited accounts, and the Group's other operating units perform similar annual filings with their respective local regulators.

The ability of the Company to pay dividends and meet other obligations depends on dividends and other payments from its operating subsidiaries and branches, which are subject to contractual, regulatory and other limitations. The various regulators overseeing the individual branches and subsidiaries of the Group have the discretion to impose additional restrictions on the ability of those regulated subsidiaries and branches to make payment of dividends or other distributions and payments to AIA, including increasing the required margin of solvency that an operating unit must maintain.

The payment of dividends and other distributions and payments by the Company's subsidiaries and their branches is regulated by applicable insurance, foreign exchange and tax and other laws, rules and regulations. The amount and timing of certain dividends, distributions and other payments require regulatory approval. In particular, the payment of dividends, distributions and other payments to the Company from AIA is subject to the oversight of the Office of the Commissioner of Insurance of Hong Kong. In addition, surplus capital may not be remitted out of Thailand in particular, including by AIA Thailand Branch to its Head Office in Hong Kong, without the consent of the Office of the Insurance Commission in Thailand. More generally, regulators may prohibit the payment of dividends or other distributions and payments by our regulated subsidiaries and branches if they determine that such payment could be adverse to the interests of relevant policyholders or contract holders.

Capital and Regulatory Orders Specific to the Group

Following the AIG events as described in note 44, certain regulators of the Group imposed additional requirements or restrictions on certain of its branches and subsidiaries. These requirements and restrictions may be amended or revoked at the relevant regulator's discretion. As of the date hereof, the requirements and restrictions summarized below remain in effect.

Hong Kong Office of the Commissioner of Insurance

Following the AIG Events, letters dated 17 September 2008 were issued from the Insurance Authority to each of AIA and AIA-B ("Section 35 Ring-fencing Orders") requiring each of AIA or AIA-B, including all of their branches, as appropriate:

- (1) to ensure that all insurance business and all transactions with any "specified person" are on normal commercial terms;
- (2) to ensure that AIA or AIA-B do not place any deposit with or transfer assets (except for normal insurance transactions) or provide financial assistance to any "specified person" without first obtaining written consent from the Insurance Authority; and
- (3) to inform the Insurance Authority as soon as practicable of any circumstances which may put the interest of policyholders or potential policyholders at risk.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

For the purpose of the Section 35 Ring-fencing Orders, "specified person" includes but is not limited to an insurer's branches, directors, controllers, shareholders and associates or group companies.

Among other consequences, the Section 35 Ring-fencing Orders place restrictions on the ability of AIA and AIA-B to engage in capital related transactions with specified persons. Accordingly, the Section 35 Ring-fencing Orders restrict the ability of AIA and AIA-B to pay dividends to their parent companies, and limit their ability to engage in intercompany transactions with specified persons, such as payment of intercompany service fees, without first obtaining written consent from the Insurance Authority.

By further letters dated 18 September 2008 to AIA and AIA-B ("Section 35 Controller Orders"), the Insurance Authority required that AIA and AIA-B not to acquire a new controller who, alone or with any associate or through a nominee, is entitled to exercise, or control the exercise of, 15% or more of the voting power at their general meetings or the general meetings of their parent companies without first obtaining written consent from the Insurance Authority.

The Insurance Authority has informed the Company that on the first day of dealings in Shares on the Hong Kong Stock Exchange and in consideration of the undertakings described below the Section 35 Ring-fencing Orders will be rescinded and that the insurance Authority will vary the Section 35 Controller Orders such that prior consent of the Insurance Authority will not be required where any person becomes a controller (within the meaning of section 9(1)(c)(ii) of the ICO) of AIA and AIA-B through the acquisition of shares traded on the Hong Kong Stock Exchange.

AIG has given the Insurance Authority an undertaking that, with effect from the date of the rescission of the Section 35 Ring-fencing Orders and for so long as AIG directly or indirectly holds a legal or beneficial interest in AIA Group Limited in excess of 10% of the outstanding or issued share capital of AIA Group Limited (or AIG directly or indirectly is entitled to exercise, or control the exercise of, 10% or more of the voting power at any general meeting of AIA Group Limited), AIG will ensure that, except with the prior written consent of the Insurance Authority:

- (i) any AIG Group holder of AIG's interest in AIA Group Limited that is controlled by AIG will abstain from voting in any shareholder vote of AIA Group Limited for the approval of a dividend distribution to AIA Group Limited's shareholders; and
- (ii) AIG will not, either directly or indirectly or through a member of the AIG Group that AIG controls: (a) accept any deposit from any member of the AIA Group; (b) be the recipient of any assets transferred from any member of the AIA Group except for (x) normal insurance transactions or any arrangements on normal commercial terms in place as of the date of the undertaking (including renewals thereof), and (y) dividends distributed to shareholders of AIA Group Limited that have been approved by the other shareholders of AIA Group Limited; or (c) accept any financial assistance (i.e., the granting of credit, lending of money, providing of security for or the guaranteeing of a loan) from any member of the AIA Group.

AIA Group Limited has given to the Insurance Authority an undertaking that AIA Group Limited will:

- (i) ensure that (a) AIA and AIA-B will at all times maintain a solvency ratio of not less than 150%, both on an individual insurer basis and on an AIA/AIA-B consolidated basis; (b) it will not withdraw capital or transfer any funds or assets out of either AIA or AIA-B that will cause AIA's or AIA-B's solvency ratio to fall below 150%, except with, in either case, the prior written consent of the insurance Authority; and (c) should the solvency ratio of either AIA or AIA-B fall below 150%, AIA Group Limited will take steps as soon as possible to restore it to at least 150% in a manner acceptable to the Insurance Authority;
- (ii) ensure that, for so long as AIG directly or indirectly holds a legal or beneficial interest in AIA Group Limited in excess of 10% of the outstanding or issued share capital of AIA Group

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Limited (or AIG directly or indirectly is entitled to exercise, or control the exercise of, 10% or more of the voting power at any general meeting of AIA Group Limited), AIA and AIA-B shall not, without first obtaining written consent from the Insurance Authority: (a) place any deposit with AIG and/or any member of the AIG Group that AIG controls (excluding the Company, its subsidiaries and their branches); (b) transfer any assets to AIG and/or any member of the AIG Group that AIG controls (excluding the Company, its subsidiaries and their branches), except for normal insurance transactions or any arrangements on normal commercial terms in place as of the date of the undertaking (including renewals thereof); or (c) provide any financial assistance to AIG and/or any member of the AIG Group that AIG controls (excluding the Company, its subsidiaries and their branches);

(iii) notify the Insurance Authority in writing as soon as the Company becomes aware of any person (a) becoming a controller (within the meaning of Section 9(1)(c)(iii) of the ICO) of AIA and AIA-B through the acquisition of our Shares traded on the Hong Kong Stock Exchange; or (b) ceasing to be a controller (within the meaning of Section 9(1)(c)(ii) of the ICO) of AIA and AIA-B through the disposal of our Shares traded on the Hong Kong Stock Exchange;

(iv) comply with the guidance from the Insurance Authority to AIA Group Limited that the AIA Group will be subject to the supervision of the Insurance Authority and AIA Group Limited will be required to continually comply with the Insurance Authority's guidance on the "fit and proper" standards of a controller pursuant to Section 8(2) of the ICO. The Insurance Authority is empowered by the ICO to raise objection if it appears to it that any person is not fit and proper to be a controller or director of an authorised insurer. These standards include the sufficiency of a holding company's financial resources; the viability of a holding company's business plan for its insurance subsidiaries which are regulated by the Insurance Authority; the clarity of the group's legal, managerial and operational structures; the identities of any other holding companies or major regulated subsidiaries; whether the holding company, its directors or controllers is subject to receivership, administration, liquidation or other similar proceedings or failed to satisfy any judgment debt under a court order or the subject of any criminal convictions or in breach of any statutory or regulatory requirements; the soundness of the group's corporate governance; the soundness of the group's risk management framework; the receipt of information from its insurance subsidiaries which are regulated by the Insurance Authority to ensure that they are managed in compliance with applicable laws, rules and regulation; and its role in overseeing and managing the operations of its insurance subsidiaries which are regulated by the Insurance Authority; and

(v) fulfil all enhancements or improvements to the guidance referred to in sub-paragraph (iv) above, as well as administrative measures issued from time to time by the Insurance Authority or requirements that may be prescribed by the Insurance Authority in accordance with the ICO, regulations under the ICO or Guidance Notes issued by the Insurance Authority from time to time.

Monetary Authority of Singapore

Since October 2008, the Monetary Authority of Singapore ("MAS") has issued certain directions to AIA Singapore Branch ("AIAS") specifying that it comply with increased capital adequacy requirements. In addition, the directions provide that prior MAS consent be sought in respect of certain transactions including transfers or disposals of certain assets (including land or buildings) and financing and guarantee arrangements. The directions also impose certain additional reporting requirements on AIAS. As a regulated entity, AIA has various discussions with the MAS. The discussions with the MAS in relation to the lifting of the directions after listing of AIA Group Limited shares on the Hong Kong Stock Exchange have been favourable as MAS takes further comfort that AIAS intends to become a locally incorporated subsidiary of AIA in the foreseeable future.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Transactions with related parties are transactions with fellow subsidiaries of AIG with the exception of premiums assumed from associates of US\$nil (for the year ended 30 November 2007; US\$1m; for the year ended 30 November 2008; US\$1m; for the year ended 30 November 2009; US\$nil; six months ended 31 May 2009 (unaudited); US\$nil). Certain group companies receive amounts on behalf of and pay amounts on behalf of fellow subsidiaries. These amounts are included within other amounts receivable/payable. Refer to Note 1 for transactions relating to the Group reorganisation.

The recapture fee of US\$190m in 2008 relates to an amount paid by the Group to its then immediate parent, AIRCO, in full and final settlement of the recapture of the reinsurer's share of certain risks ceded. Refer to Note 5 for additional information.

The above amounts receivable from and due to related parties are all balances with fellow subsidiaries of AIG. Insurance related and other amounts due from/to related parties are unsecured, non-interest bearing balances which are expected to be settled within one year.

The Group entered into securities lending agreements with related parties. During 2009, the Group sold certain debt securities for proceeds of US\$864m to related parties, resulting in a recognised realised loss of US\$91m. These debt securities were purchased with collateral received from the securities lending programme. See Note 30 for further information.

Remuneration of directors and key management personnel is disclosed in Note 40.

Derivative financial instruments are disclosed in Note 22.

On 8 October 2010, the Group repaid the loan payable to AIG of US\$50 million.

42. Commitments and contingencies

Commitments under operating leases

Total future aggregate minimum lease payments under non-cancellable operating leases are as follows:

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2010
	US\$m			
Properties and others expiring				
Not later than one year	64	69	76	89
Later than one and not later than five years	121	136	102	138
Later than five years	117	101	94	102
Total	<u>302</u>	<u>306</u>	<u>272</u>	<u>329</u>

The Group is the lessee in respect of a number of properties and items of office equipment held under operating leases. The leases typically run for an initial period of one to seven years, with an option to renew the lease when all terms are renegotiated. Lease payments are usually increased at the end of the lease term to reflect market rates. None of the leases include contingent rentals.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Aurora LLC. The distributions have resulted in AIG holding 100% of the common interest of AIA Aurora LLC directly rather than 1% directly and 99% indirectly through AIRCO. The FRBNY has retained the preferred interest of AIA Aurora LLC.

45. Events after the reporting period

On 20 August 2010, the Group sold its AIG shares to AIG for approximately US\$81 million which will result in a realised gain of approximately US\$73 million.

III. FINANCIAL INFORMATION OF THE COMPANY

Statement of financial position

<u>US\$m</u>	<u>Notes</u>	<u>30 November 2009</u>	<u>31 May 2010</u>
Assets			
Investments in subsidiaries	2	13,994	13,994
Loans and receivables		—	1
Cash and cash equivalents	3	44	14
Total assets		<u>14,038</u>	<u>14,009</u>
Liabilities			
Borrowings	4	50	50
Provisions	5	30	1
Total liabilities		<u>80</u>	<u>51</u>
Equity			
Issued share capital and shares yet to be issued	6	12,044	12,044
Share premium	6	1,914	1,914
Retained earnings		—	—
Total equity		<u>13,958</u>	<u>13,958</u>
Total liabilities and equity		<u>14,038</u>	<u>14,009</u>

Note: (1) Financial information for the Company for the period ended 30 November 2009 is presented for the period from initial formation on 24 August 2009 to 30 November 2009. The financial information of the Company should be read in conjunction with the Financial Information of the Group.

(2) Net profit of the Company for the periods ended 30 November 2009 and 31 May 2010 were US\$nil.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

8. Related party transactions

The Company receives dividend and interest income from subsidiaries and pays interest and expenses to those subsidiaries in the normal course of business.

Except as disclosed elsewhere in the Financial Information, there are no other material related party transactions.

IV. SUBSEQUENT FINANCIAL STATEMENTS

No audited financial statements have been prepared by the Company or any of its subsidiaries in respect of any period subsequent to 31 May 2010. No dividend has been declared, made or paid by the Company or any of its subsidiaries in respect of any period subsequent to 31 May 2010.

Yours faithfully,
PricewaterhouseCoopers |
Certified Public Accountants
Hong Kong